

池田市こども計画

計画期間：令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度

「こども発」みんなでつくるいけだの未来



令和 7（2025）年 3 月

池 田 市

はじめに

本市では、平成 11(1999)年に子育て支援施策の体系的な整備を図ることを目的として、『子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、いけだ』を基本理念とした「いけだ子ども未来夢プラン」を策定いたしました。以降、次世代育成支援対策推進法や子ども・子育て支援法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律など、時代に即した内容を取り入れながら、令和 2(2020)年に策定いたしました「第 2 期池田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき子ども・子育て支援施策を推進してきたところでございます。



我が国におきましては、令和 5(2023)年に子どもに関する政策の新たな司令塔としてこども家庭庁が発足し、併せてすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（＝こどもまんなか社会）の実現をめざして「こども基本法」が制定されました。こども基本法では、国・地方自治体へ子ども施策に子ども等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられ、市町村は子ども・若者の最善の利益を第一に考えながら、子ども・若者の意見を聞き、反映させることが求められています。

このような社会情勢の中、本市も国の「こどもまんなか」の考え方に賛同し「こどもまんなか応援サポーター」として子ども施策を推進することを宣言したほか、本市の子どもの育成に関する基本的事項を定めた「子ども条例」を改正し、子どもを権利の主体とする基本理念の整備を行うなど、こども基本法の理念も踏まえ取り組みを進めてまいりました。

この度、こども基本法におきまして新たに市町村こども計画の策定が規定されたことから、これまで取り組んでまいりました子育て支援施策を継続していきながらも、こどもを社会の中心に据え、子どもの意見をくみ取りながら取り組みを進めるという想いを込めまして、『こども発みんなでつくる いけだの未来』を新しい基本理念とし、従前の計画に新たに市町村こども計画等を加える形で本計画を策定いたしました。

本計画の実現に向け、子育て分野のみならず、教育・医療・まちづくり等子どもが当事者となり得るすべての分野において連携、調整を図りながら子ども施策を展開し、本市一丸となり「こどもまんなか社会」の実現をめざしてまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、各種調査やワークショップ等を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、そして子ども・若者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 7(2025)年 3 月

池田市長 瀧澤 智子

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	4
第2節 計画の位置づけと期間	9
1. 計画の位置づけ	9
2. 計画の期間	10
第3節 計画の対象	11
第4節 計画の策定体制	12
1. 子ども・子育て会議等における協議	12
2. アンケート調査の実施	12
3. 子ども・若者への意見聴取	12
4. パブリックコメントの実施	12
第2章 池田市における現状と課題	13
第1節 子ども・若者を取り巻く状況	14
1. 人口や世帯の状況	14
2. 子どもや家庭の状況	17
3. 婚姻の状況	21
第2節 子育て家庭を取り巻く状況	23
1. 就労の状況	23
2. 子ども・子育て支援事業の利用状況	25
第3節 子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の結果	27
1. 調査実施概要	27
2. 調査結果概要	28
第4節 子どもの生活に関する実態調査の結果	38
1. 調査実施概要	38
2. 調査結果概要	39
第3章 第2期計画の主な取り組み状況と課題	53
第1節 基本目標ごとの取り組み状況と課題	54
1. 子育て・親育ちを応援する環境づくり	54
2. 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり	54
3. 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり	55
4. 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり	55
5. 子どもの人権を守る環境づくり	55

第2節 重点推進施策の取り組み状況と課題	56
1. 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実	56
2. 高まる保育需要への対応	57
3. きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援	58
4. 学校教育、就学前教育の充実	60
第3節 計画策定に係る各専門部会の課題と今後の方向性	62
第4節 子ども・若者への意見聴取	64
1. 調査・実施方法及び結果	64
2. 子ども・若者からの主な意見	66
3. 計画への反映	67
第5節 第2期計画の課題のまとめ	68
1. ライフステージを通じた支援の充実	68
2. ライフステージ別の支援の充実	69
3. 子育て当事者への支援の充実	70
第4章 計画の基本的な考え方	71
第1節 基本理念	72
第2節 基本方向	73
1. ライフステージを通じた支援の充実	73
2. ライフステージ別の支援の充実	73
3. 子育て当事者への支援の充実	73
第3節 施策の体系	74
第4節 重点的な取り組み	75
1. 子どもの権利の保障、健全な育成環境の醸成	76
2. 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実	77
3. きめ細やかな配慮を要する子ども及び家庭への支援	78
4. 誰一人取り残さない多様な学び、居場所づくりの推進	79
5. 保育需要への対応	80
6. 学校教育、就学前教育の充実	81
7. 若者が輝くまちの実現	82
第5章 基本方向に基づく施策の展開	83
1 ライフステージを通じた支援の充実	84
1-1 子どもの権利が尊重される環境の整備・充実	85
1-2 支援の必要な子ども・若者を支える環境の整備・充実	87
1-3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	93
1-4 子ども・若者が安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実	97
1-5 子ども・若者の健やかな成育を切れ目なく支える環境の整備・充実	101

1-6	こどもまんなかまちづくり	104
1-7	DXの推進	105
2	ライフステージ別の支援の充実	107
2-1	子どもの誕生前から幼児期まで	107
2-2	学童期・思春期	110
2-3	青年期	114
3	子育て当事者への支援の充実	116
3-1	子育ての経済的負担の軽減	116
3-2	子育て家庭を支える環境の整備・充実	117
3-3	子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実	119
3-4	仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発	120
3-5	次代の親を育む環境の整備・充実	120
第6章	子ども・子育て支援事業の展開	123
第1節	教育・保育提供区域の設定	124
第2節	児童人口の推計	125
1.	就学前児童の人口推計	125
2.	就学児童の人口推計	125
第3節	教育・保育の量の見込み及び確保の方策	126
1.	子どものための教育・保育給付	126
2.	保育の必要性の認定	126
3.	量の見込みの設定についての考え方	127
4.	教育・保育の量の見込み及び確保の方策	128
第4節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	131
1.	地域子ども・子育て支援事業について	131
2.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	132
第5節	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	150
1.	幼稚園の認定こども園への移行支援及び認定こども園普及の基本的な考え方	150
2.	幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の合同研修等に対する支援	150
3.	保育者の確保における支援	150
4.	教育・保育施設相互の連携及び教育・保育施設と小・義務教育学校との連携の推進方策	150
5.	市内全教育・保育施設における配慮を要する家庭や地域社会の今日的課題や問題への方策	151
第6節	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	152
第7章	計画の推進に向けて	153
1.	計画の推進体制	154
2.	計画の進捗管理等	154

資料編	155
1. 池田市子ども条例	156
2. 池田市子ども・子育て会議規則	161
3. 池田市こども計画策定の経過	163
4. 池田市子ども・子育て会議 委員名簿	166
5. 計画策定に係る庁内検討体制	167
6. 掲載事業一覧（五十音順）	170

The background is a light gray with various colorful geometric shapes and patterns. There are large circles in shades of teal, orange, pink, blue, and yellow. Some circles have patterns like vertical stripes or polka dots. The text is centered in the middle of the page.

第 1 章

計画の策定にあたって

こどもまんなか社会

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び **児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）** の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

こども まんなか

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）とは？

児童の権利に関する条約は、世界中の全ての子どもが持つ権利について定めた条約です。

児童の権利に関する条約は、平成元（1989）年に国連総会において採択され、日本は平成2（1990）年にこの条約に署名し、平成6（1994）年に批准を行いました。（同年より効力が生じています。）

この条約は、今なお世界中に貧困や飢え、紛争、虐待、性的な搾取などの困難な状況に置かれている子ども（18歳未満の人）がいるという現実に向け、世界的な観点から子どもの権利の尊重及び子どもの保護の促進を目指したものであり、子どもが大人と同様の権利を持つ主体であることを明確にしました。

池田市は「こどもまんなか応援サポーター」を宣言します！

池田市は、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の考えに賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として、子どもの健やかな育ちと子育てを支えるまちの実現に向けた取り組みを進めることを宣言しました。



こども家庭庁は、子どもたちのために何がもっともよいことを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同いただき、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等を「こどもまんなか応援サポーター」として、位置づけています。

宣言に基づく池田市の具体的な取り組み（こどもまんなかアクション）

赤ちゃんステーションの リニューアル



あたたかくかわいらしいデザインになりました

「子育て応援駐車場」の整備



こどもまんなかアクションとは、子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取り組みです。

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国では、令和5(2023)年4月1日、子どもに関する行政を一元化し、常に子どもの視点に立った政策を推進する新たな司令塔として「こども家庭庁」が発足し、同日、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。また、令和5(2023)年12月には、3.6兆円程度に及ぶこれまでにない規模で、全ての子ども・子育て家庭を対象にライフステージ※1全体を俯瞰し切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育を推進していく総合的な対策として「こども未来戦略」が閣議決定されました。この戦略では、令和6(2024)年度からの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全ての子ども・子育て家庭を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育の推進」、「子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の4つの項目に沿って、具体的な施策が示されました。さらに、同年12月には、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「全ての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）」の実現が掲げられました。

こども基本法においては、市町村はこども大綱等を勘案し、当該市町村における子ども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めることとされ、計画を定めるにあたっては「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画（こどもの貧困の解消に向けた対策計画）」、「その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるもの」と一体のものとして作成することができるものとされました。

本市ではこれまで、子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、「第1期池田市子ども・子育て支援事業計画」（平成27(2015)年度～令和元(2019)年度）及び「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）（以下「第2期計画」という。）を策定し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などの各種施策の推進に努めてきましたが、第2期計画が目標年度に達することから、新たにこども基本法の理念も踏まえ、「池田市こども計画」（令和7(2025)年度～令和11(2029)年度）を策定します。

■ こども基本法

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものとして一体のものとして作成することができる。

※1 ライフステージとは、人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

◆ 国・大阪府・社会の動き

児童福祉法の改正

令和6(2024)年4月に施行された「児童福祉法の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)では、児童等に対する家庭及び養育^{※2}環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業の新設等が示されました。

また、下段記載の令和6(2024)年10月の子ども・子育て支援法の改正を踏まえて、併せて児童福祉法も改正されました。

こどもまんなか実行計画の決定

令和6(2024)年5月に、こども大綱に基づく幅広い子ども政策の具体的な取り組みを一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画 2024」がこども政策推進会議において決定されました。「こどもまんなか実行計画 2024」においては、国における新規・拡充施策などの重要施策を中心に、令和6(2024)年度～令和10(2028)年度にどのように取り組んでいくかに関する「工程表」が示され、また、施策の進捗指標状況を検証するための指標が取りまとめられました。

なお、「こどもまんなか実行計画」は、今後毎年度改定することとされており、継続的に施策の点検と見直しを図っていくものとされています。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律への改正

令和6(2024)年9月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第68号)では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、基本理念に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもが大人になるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

子ども・子育て支援法の改正

令和6(2024)年10月に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)」では、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、児童手当の抜本的な拡充、出産などの経済的負担軽減(妊婦のための支援給付の創設)、こども誰でも通園制度(乳児等通園支援給付)の創設、産後ケア事業の計画的な提供体制の整備などが盛り込まれています。

大阪府子ども総合計画の策定

大阪府では、平成27(2015)年3月、大阪府子ども条例に基づく子ども施策の総合的な計画、大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年施策の総合的な計画、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援についての計画、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成のための総合的な計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画を一体的な計画として、大阪府子ども総合計画が策定されました。【計画の期間：平成27(2015)年度～令和6(2024)年度】

なお、現在大阪府においては次期計画として、こども基本法に基づく都道府県こども計画も包含した大阪府子ども計画の策定が進められています。

^{※2} 養育とは、子どもが心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した大人になるよう、保護者や社会が責任を持って育てること。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

DX（Digital Transformation）とは、デジタル技術の活用によってビジネスモデルを変革し、激しい市場の変化に対応できる企業力を高める取り組みのことであり、DXの進展は、社会に大きな変革をもたらす可能性として注目されています。DXは行政における重要課題であり、数年来、日本政府が強力に推進します。令和2（2020）年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられ、このような社会をめざすことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながる旨が示されました。

令和3（2021）年9月にはデジタル庁が発足し、同年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、医療・教育・防災・子ども等の準公共分野のデジタル化を進めることが、めざすべき社会の姿の1つとして提示されています。

妊娠、出産、出産後の間もない期間の行政手続きを対面で申請しなければならないことの負担感や、子育てに関わる正確な情報を入手できることなどを求める声を踏まえ、令和5（2023）年3月に「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針」が策定されました。令和6（2024）年6月には、政府のデジタル行財政改革会議において、会議のとりまとめがなされ、子ども・子育て関連としては、必要な情報を最適に届ける仕組みの構築（子育て支援制度レジストリ）、保育DX、母子保健DXをはじめとする改革の方向性が示されるとともに、上記の内容を含む「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されています。

SDGs（エスディージーズ）

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの国際目標であり、地方自治体には、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するために「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆ 本市の動き

池田市児童育成計画～いけだ子ども未来夢プラン～の策定

平成 11(1999)年 12 月、国の「エンゼルプラン」及び「緊急保育対策等 5 か年事業」、大阪府の「大阪府子ども総合ビジョン」の方針等に基づき、ニーズ調査の結果を踏まえて、本市の子育て支援策の体系的な整備を図ることを目的として策定しました。この計画は、池田市総合計画の子どもに関連する施策の具体的な部門計画として、本市子ども施策の基本指針となるものになります。
【計画の期間：平成 11(1999)年度～平成 20(2008)年度】

池田市次世代育成支援行動計画～新・いけだ子ども未来夢プラン～の策定

平成 17(2005)年 3 月、次世代育成支援対策推進法に基づき、ニーズ調査などの結果を踏まえて、本市の子育て支援策の方向性や目標を具体的に定めるものとして策定しました。この計画は、前計画同様、池田市総合計画の子どもに関連する施策の具体的な部門計画とし、平成 20(2008)年度を目標年度とする旧計画を包含しています。【前期計画期間：平成 17(2005)年度～平成 21(2009)年度、後期計画期間：平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度】

池田市子ども・子育て支援事業計画の策定

平成 27(2015)年 3 月、子ども・子育て支援法に基づき、国の基本指針に即したニーズ調査等を踏まえて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める市町村子ども・子育て支援事業計画として、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と一体的に策定しました。【計画の期間：平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度】

第 2 期池田市子ども・子育て支援事業計画の策定

令和 2(2020)年 3 月、第 1 期計画の内容に加え、新たに令和元(2019)年 6 月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を包含する形で策定しました。【計画の期間：令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度】

池田市 S D G s 推進指針の策定

令和 3(2021)年 3 月、S D G s の推進にあたっての目的や推進施策、体制の基本的な考え方を示すことで、全庁的に S D G s の理念や意義の認識を深めることはもとより、職員が常に S D G s のゴールとターゲットについて意識することで政策形成能力の向上を図り、もって持続可能なまちづくりにつなげるために、「池田市 S D G s 推進指針」を策定しました。

池田市 D X 推進指針の策定

令和 5(2023)年 8 月、あらゆる施策における D X の推進に向け、その方向性や考え方などを示すことで、庁内風土及び職員意識の醸成を図り、もって持続可能なまちづくりの実現につなげるために、「池田市 D X 推進指針」を策定しました。この指針において、D X は「デジタル技術の活用」と「業務の変革」の 2 つの要素の両方を満たすものであって、本市の全ての職員が自らの業務の中で不断に取り組むものと定義しています。

第 2 次池田市教育振興計画の策定

令和 6(2024)年 3 月、池田市教育ビジョンの成果と課題を引き継ぐ形で「第 2 次池田市教育振興基本計画」(計画の期間：令和 6(2024)年度～令和 9(2027)年度)を策定しました。この計画は、学校を中心として社会全体で協働※3することを通して、学ぶ喜びを軸とした「教育のまち池田」が描く Well-being の実現をめざしています。

※3 協働とは、市民、市議会、執行機関などが、それぞれの果たすべき役割、責務を自覚し、相互に尊重し信頼しながら協力し合うこと。

池田市子ども条例の改正

平成 17(2005)年 4 月、少子高齢化時代における次世代育成の基本理念を明らかにし、未来に夢や希望が持てるまちの実現に向けて、「池田市子ども条例」を制定しました。

令和 6 (2024)年 6 月、近年、児童虐待など子どもの権利が軽んじられる事案が多発していることや、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり「こども基本法」が施行されたことなどを背景に、同条例を改正しました。

改正のポイント

- 基本理念において子どもを権利の主体として下記の事項を大切に取り組むことを規定。

差別の禁止

人種や国籍、性別などに関係なく基本的な権利が尊重され、どのような差別的な扱いも受けることがないこと。

生存や発達への支援

命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。

意見の尊重

自分に関係する全てのことにについて自由に意見を述べて、年齢や発達に応じてその意見が十分に考慮されること。

最善の利益の優先

あらゆる活動において、子どもにとって最も良いことが優先して考えられること。

- こども基本法に基づき、子どもの育成に関する施策に、子どもなどの意見を反映させるための措置を講じることを規定。

池田市子ども条例

(基本理念)

第 3 条 子どもは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 子どもの権利として、大人と同様にひとりの人間としての権利及び成長過程において保護され、かつ、配慮される権利を子どもが有し、子どもがその権利の主体であることを認識した上で、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、次に掲げる事項を大切にして取り組むこと。

ア すべての子どもは、人種や国籍、性別などの理由にかかわらず、基本的な権利が保障されるとともに、いかなる差別的な取扱いも受けることがないこと。

イ すべての子どもは、その命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。

ウ すべての子どもは、自分に関係のあるすべての事項について自由に意見を述べて、年齢や発達に応じて十分に考慮されること。

エ すべての子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が優先して考慮されること。

(基本目標)

第 9 条 市は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、前条に定める責務を全うするため、次に掲げる事項を子どもの育成に係る市の施策の基本目標として定めるものとする。

- (1) 子どもの権利を守る環境づくり
- (2) 子育て・親育ちを応援する環境づくり
- (3) 子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり
- (4) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり
- (5) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

第2節

計画の位置づけと期間

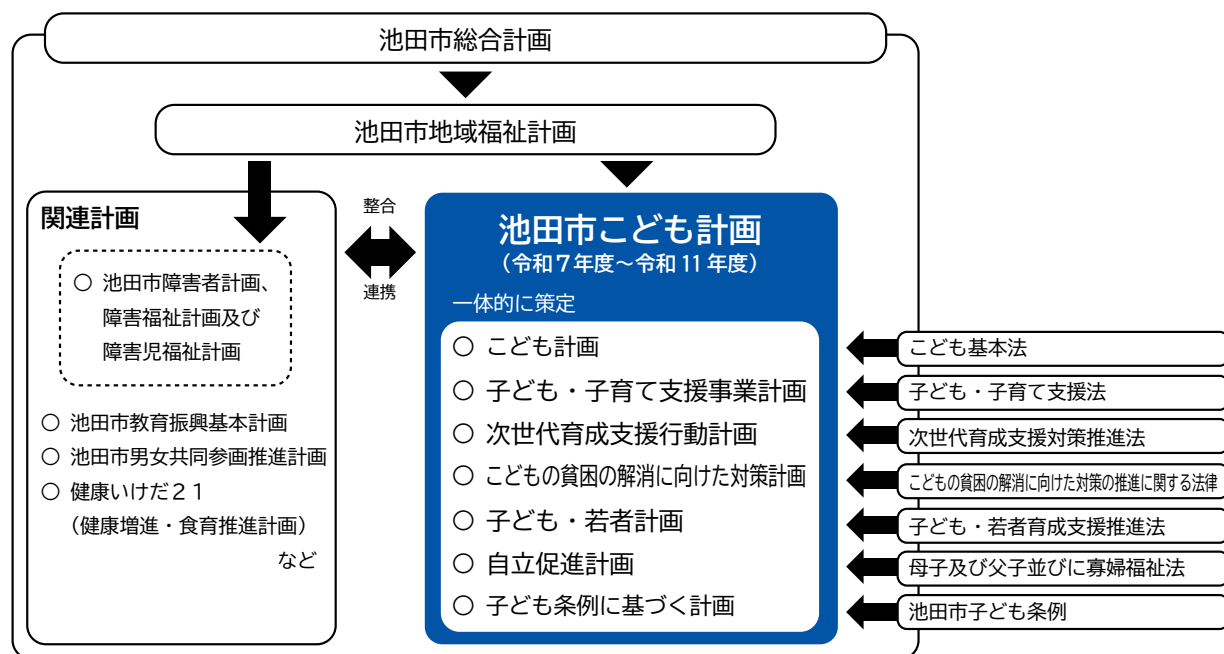
1. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第9条の規定によるこども大綱及びこども基本法第10条の規定による都道府県こども計画を勘案するとともに、子ども・子育て支援法第60条の規定による基本指針、次世代育成支援対策推進法第7条の規定による行動計画策定指針、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条の規定による基本指針に基づきながら、以下の①～⑦の計画を一体的に策定するものとします。

- ① こども計画（こども基本法第10条）
- ② 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ③ 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ④ こどもの貧困の解消に向けた対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）
 - ⇒ 第5章 基本目標に基づく施策の展開
 - 1 ライフステージを通じた支援の充実
 - 1-3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 に記載
- ⑤ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- ⑥ 自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
 - ⇒ 第5章 基本目標に基づく施策の展開
 - 3 子育て当事者への支援の充実
 - 3-2 地域の子育て環境の整備・充実
 - (1) ひとり親家庭の自立促進 に記載
- ⑦ 子ども条例に基づく計画（池田市子ども条例第16条）

また、本市の最上位計画である「池田市総合計画」の部門計画として、子どもを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの関連計画との整合・連携を図りながら、関連施策を推進します。

■ 計画の位置づけ



2. 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度を初年度として、令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画の中間年である令和9(2027)年度には、国の基本指針に基づき、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
		中間年見直し					中間年見直し		
第2期池田市子ども・子育て支援事業計画					池田市こども計画				
子ども・子育て支援事業計画					子ども・子育て支援事業計画				
次世代育成支援行動計画					次世代育成支援行動計画				
こどもの貧困の解消に向けた対策計画					こどもの貧困の解消に向けた対策計画				
子ども条例に基づく計画					子ども条例に基づく計画				
					こども計画				
					子ども・若者計画				
					自立促進計画				

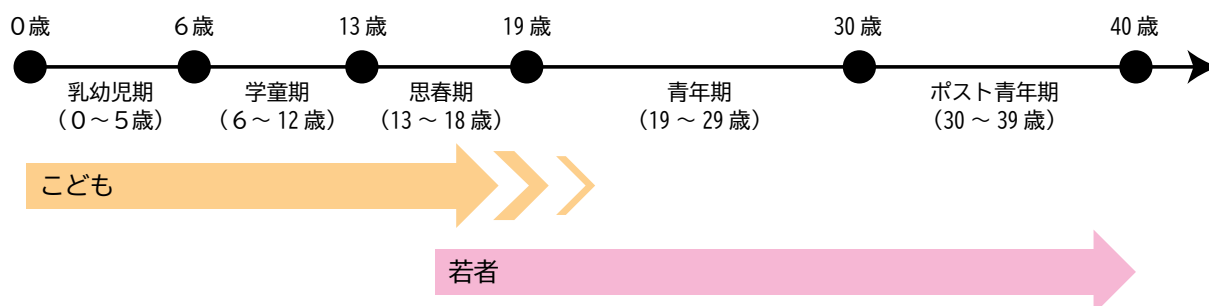
第3節

計画の対象

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、また子ども・若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画では、各種法令で定められたそれぞれの区分にも留意しつつ、上記こども基本法における「こども」の定義に基づき、全ての子ども・若者及び子育て当事者を対象とするほか、子ども・子育てに関わる人・団体・地域等も対象とします。

■ こども大綱における「こども・若者」の年代イメージ



■ 各種法令による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
母子保健法	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の、義務教育学校 ^{※4} の前期又は特別支援学校 ^{※5} の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者

(参考)

法律の名称	呼称等	年齢区分
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

※4 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的に、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程の計9年を修業年限とする学校のこと。

※5 特別支援学校とは、心身に障がいのある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校のこと。

第4節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議等における協議

(1) 子ども・子育て会議

池田市子ども条例第 17 条及び子ども・子育て支援法第 72 条に基づき、学識経験者、関係市民団体代表、事業者、子育て当事者、市民を代表する者及び行政関係職員からなる「池田市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について審議しました。

(2) 検討会議及び専門部会（→62 ページ参照）

計画作成にあたり、庁内関係部署の部次課長で構成する「池田市こども計画策定検討会議」及び担当者で構成する各種「専門部会」を設置し、現在行っている取り組みの情報共有や課題の整理、今後の方向性などについて検討を進めました。

2. アンケート調査の実施

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ等調査（→27 ページ参照）

子ども・子育て支援法第 60 条の規定による基本指針に基づき、小学校就学前児童※⁶及び小学校就学児童の保護者を対象に、就労状況や教育・保育、子育て支援の利用希望等を把握するためのニーズ調査を実施しました。

(2) 子どもの生活に関する実態調査（→38 ページ参照）

大阪府との共同で子どもの生活実態や学習環境等を把握するための調査を実施しました。

3. 子ども・若者への意見聴取（→64 ページ参照）

(1) WEB アンケート調査

市内に在住している、または通勤・通学している小学生から 39 歳までの子ども・若者を対象に、WEB アンケート調査を実施しました。

(2) ヒアリング調査及びワークショップ

子どもの集まる施設、イベント等において、小学生、中学生、高校生を対象としたワークショップ※⁷及び個別対面ヒアリングを実施しました。

4. パブリックコメントの実施

本計画（素案）を市ホームページと市役所情報コーナー等で公開し、広く市民の意見を募集するためにパブリックコメントを実施しました。

※⁶ 就学前児童とは、小学校に入る前の 0～6 歳までの子どものこと。

※⁷ ワークショップとは、本来「仕事場」「作業場」を意味する言葉で、グループ各人の創意工夫、実験を通して検討し合いながら行うセミナー、研究会のこと。

The background of the page is decorated with various colorful circles and patterns. In the top left, there are yellow vertical stripes. In the top right, there are teal polka dots. In the middle right, there are overlapping circles in pink, purple, and light blue. In the bottom left, there are yellow, orange, and pink circles, some with polka dots. In the bottom right, there are yellow, light blue, and green circles, some with vertical stripes. The overall style is modern and abstract.

第 2 章

池田市における現状と課題

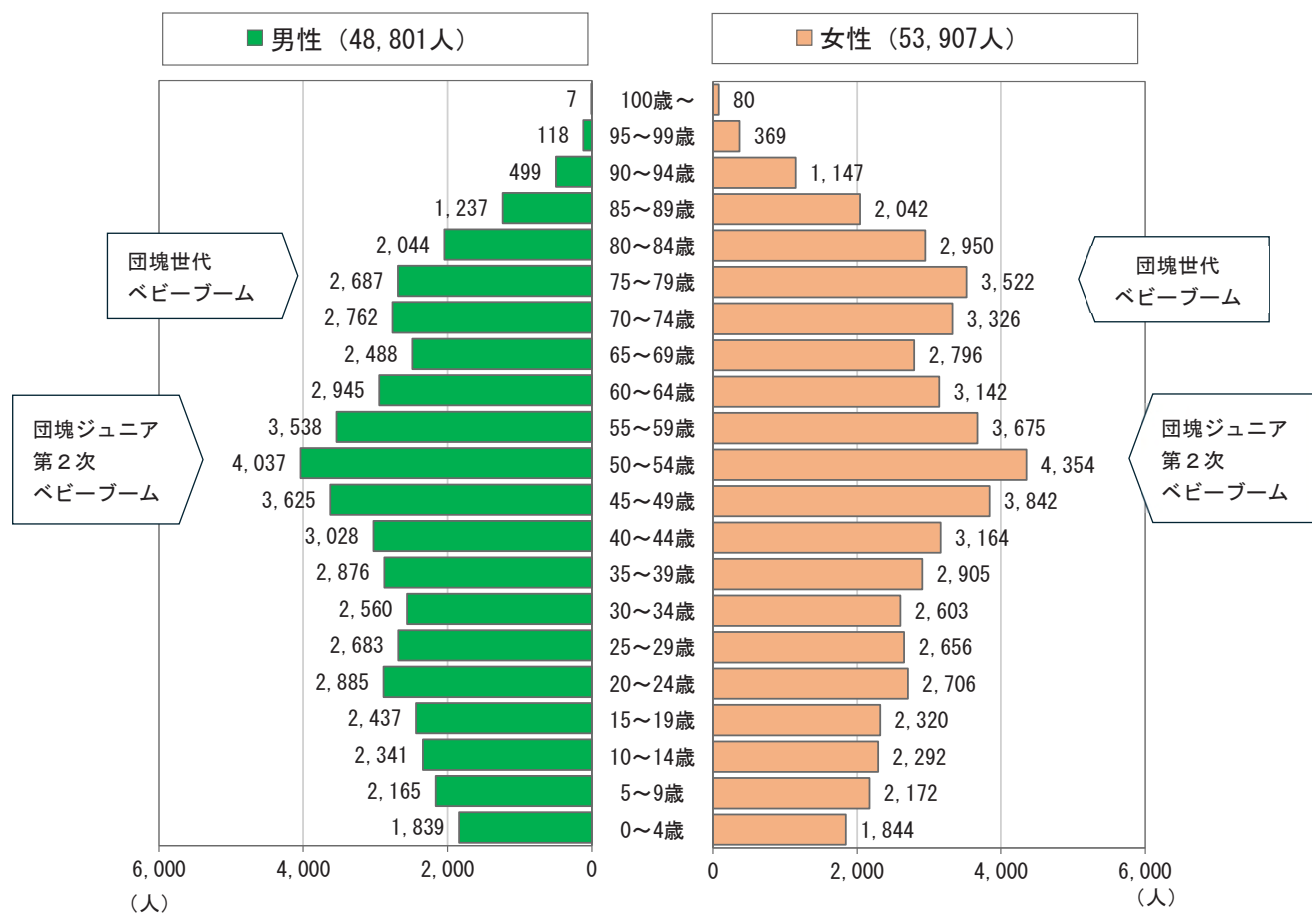
第1節 子ども・若者を取り巻く状況

1. 人口や世帯の状況

(1) 人口構造

本市の人口は、令和6(2024)年3月31日現在、男性48,801人、女性53,907人となっています。5歳階級別にみると、男女ともに50～54歳で最も多くなっています。

図表1 人口ピラミッド

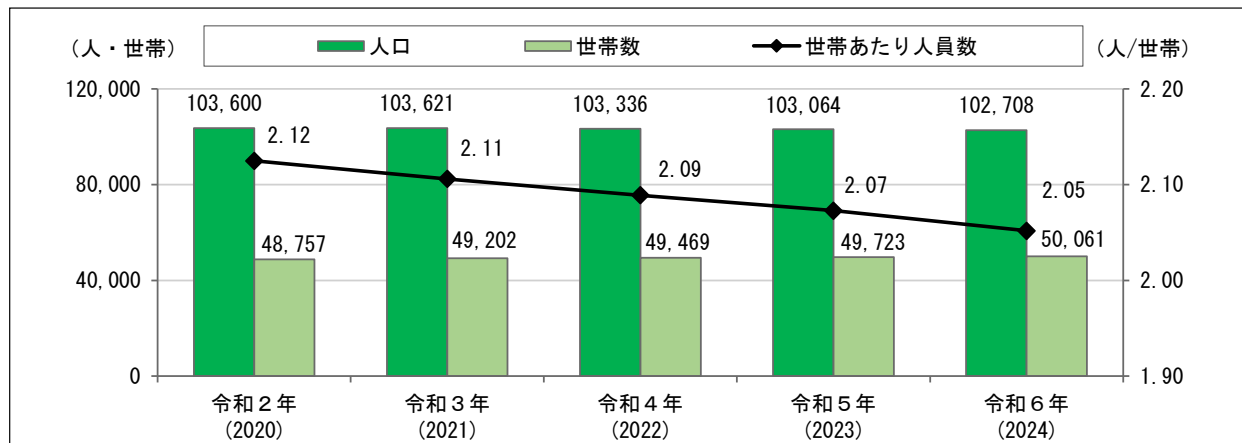


資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」(令和6(2024)年3月31日現在)

(2) 人口・世帯数の推移

本市の人口は増加傾向で推移していましたが、令和3(2021)年以降、減少傾向に転じています。一方で、世帯数は増加傾向にあり、世帯あたり人員数が減少しています。

図表2 総人口・世帯数の推移



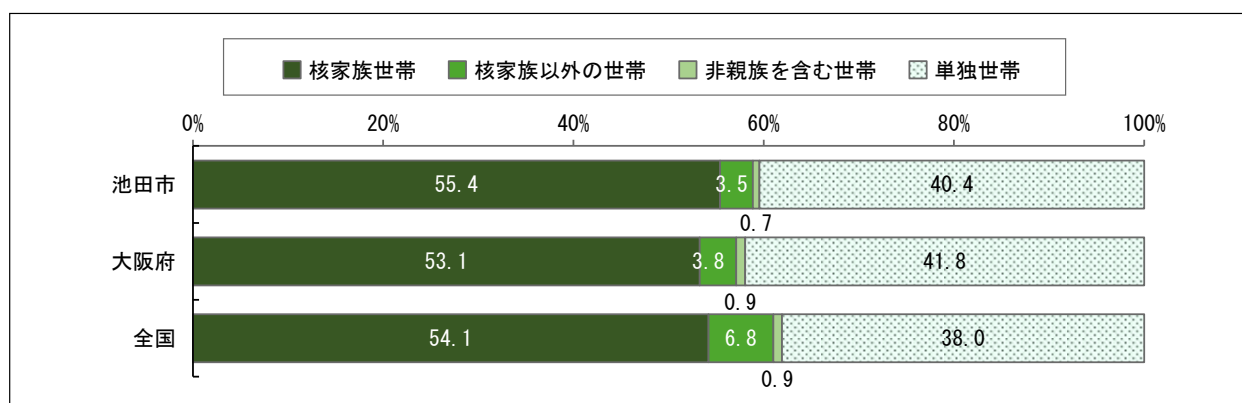
資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」(各年3月31日現在)

(3) 世帯構成割合の比較

本市の一般世帯※8(施設等の世帯を除いた世帯)の世帯構成割合は、「核家族世帯※9」が55.4%で最も多く、次いで「単独世帯」が40.4%、「核家族世帯以外の世帯※10」が3.5%となっています。

また、全国及び大阪府と比較すると、「核家族世帯」は全国及び大阪府を上回っています。

図表3 世帯構成割合/全国・大阪府比較(令和2年)



資料：総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

※8 一般世帯＝「親族のみの世帯(「核家族世帯」＋「核家族以外の世帯」)」＋「非親族を含む世帯」＋「単独世帯」

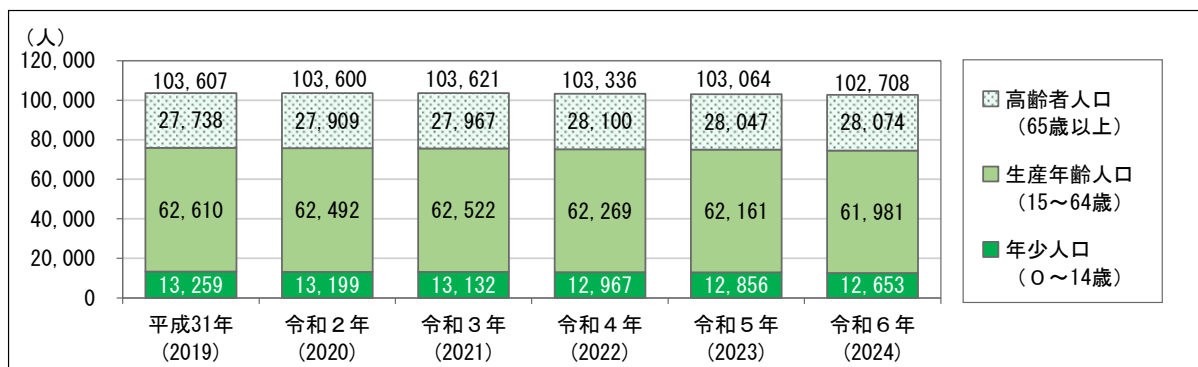
※9 核家族世帯＝「夫婦のみの世帯」＋「夫婦と子どもから成る世帯」＋「男親と子どもから成る世帯」＋「女親と子どもから成る世帯」

※10 核家族以外の世帯＝「夫婦と両親から成る世帯」＋「夫婦とひとり親から成る世帯」＋「夫婦、子どもと両親から成る世帯」＋「夫婦、子どもとひとり親から成る世帯」、「夫婦と他の親族(親、子どもを含まない)から成る世帯」、「夫婦、子どもと他の親族(親を含まない)から成る世帯」、「夫婦、親と他の親族(子どもを含まない)から成る世帯」、「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」、「兄弟姉妹のみから成る世帯」、「他に分類されない世帯」

(4) 年齢3区分人口の推移

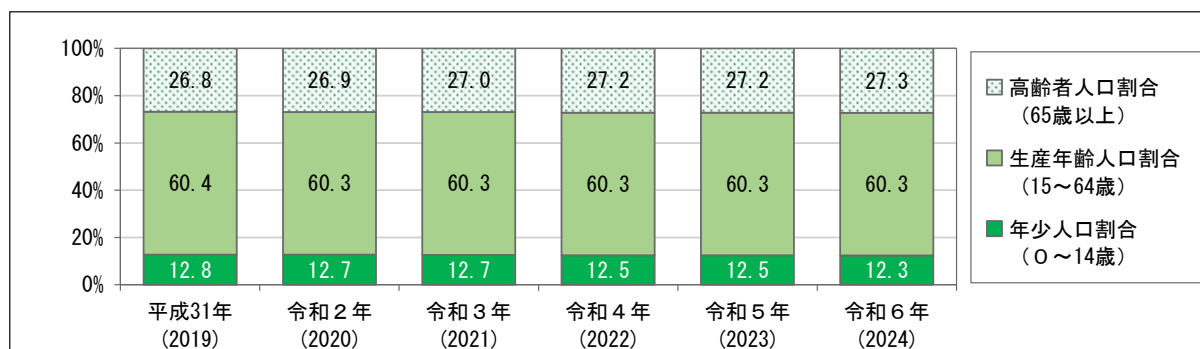
本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）の減少に伴い、年少人口割合は減少傾向となっている一方で、高齢者人口割合は増加傾向となっています。

図表4 年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」（各年3月31日現在）

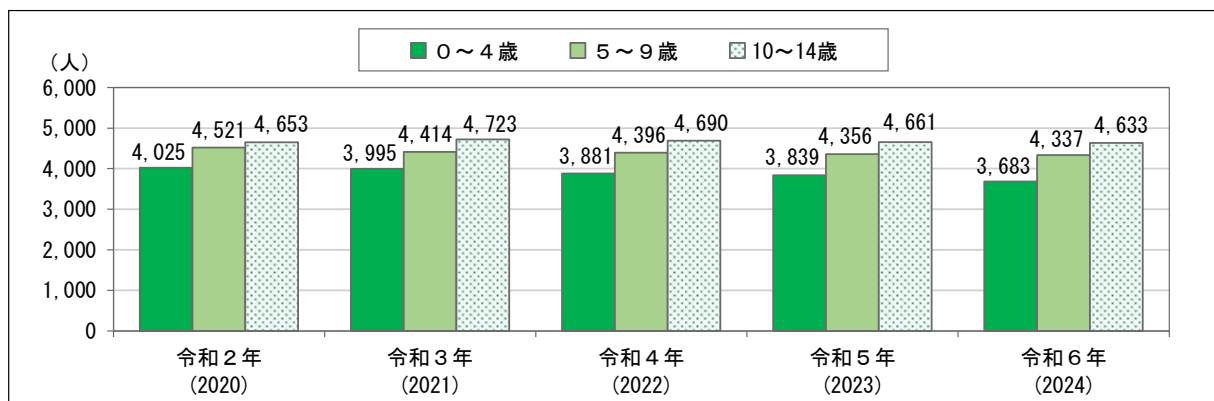
図表5 年齢3区分人口割合の推移



資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」（各年3月31日現在）

また、年少人口（0～14歳）を5歳階級別にみると、これまでから「0～4歳」、「5～9歳」、「10～14歳」と区分が上がるに伴い、増加しています。

図表6 年少人口（5歳階級別）の推移



資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」（各年3月31日現在）

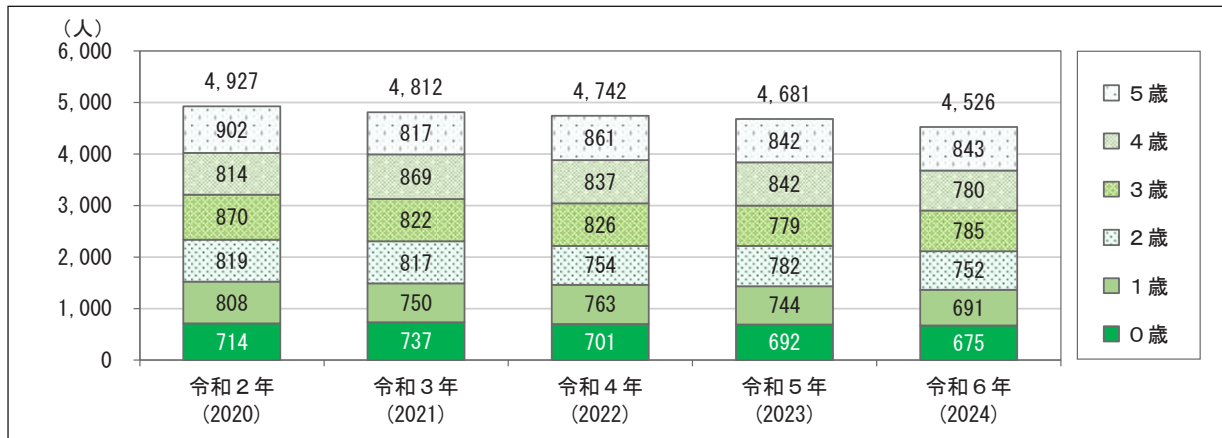
2. 子どもや家庭の状況

(1) 児童人口の推移

本市の児童人口の推移をみると、0～5歳の就学前児童、6～11歳の就学児童ともに、減少傾向となっており、令和6年3月31日現在、0～5歳の就学前児童4,526人、6～11歳の就学児童5,298人となっています。

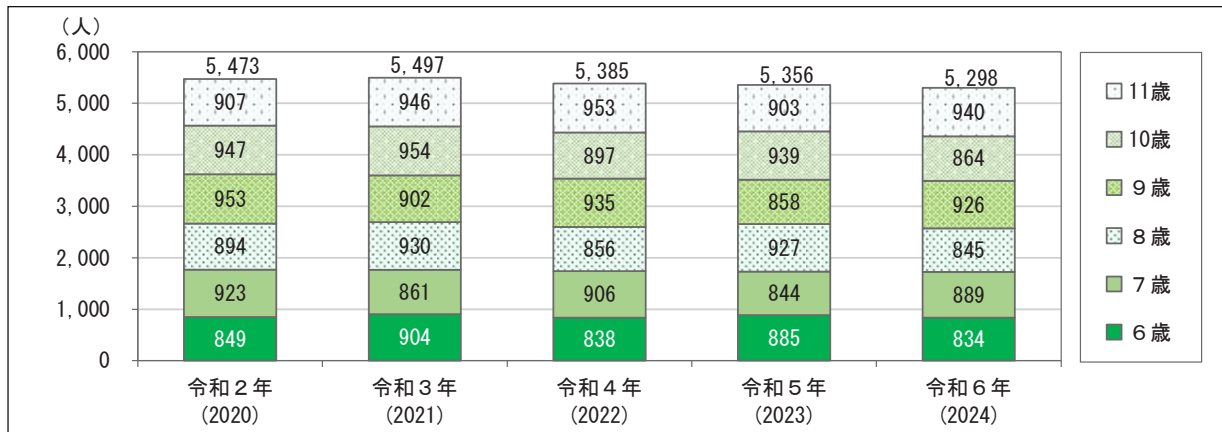
また、令和2(2020)年の0歳児714人から、年齢が上がるにつれて年々増加しており、令和6(2024)年には4歳児が780人になるなど、転入による増加が背景にあると想定されます。

図表7 年齢別・就学前児童の推移



資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」(各年3月31日現在)

図表8 年齢別・就学児童の推移



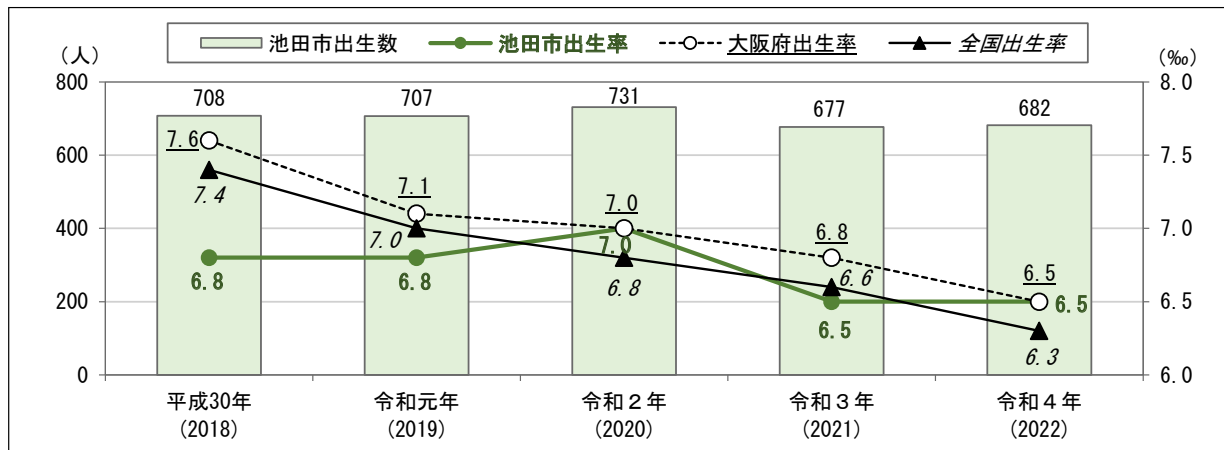
資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」(各年3月31日現在)

(2) 出生の状況

本市の出生数は増減を経て、令和4(2022)年に682人となっています。

また、出生率(人口千人あたりの出生数)は上下に変動しつつ、令和4(2022)年には大阪府と同水準の6.5‰(パーミル)となっています。

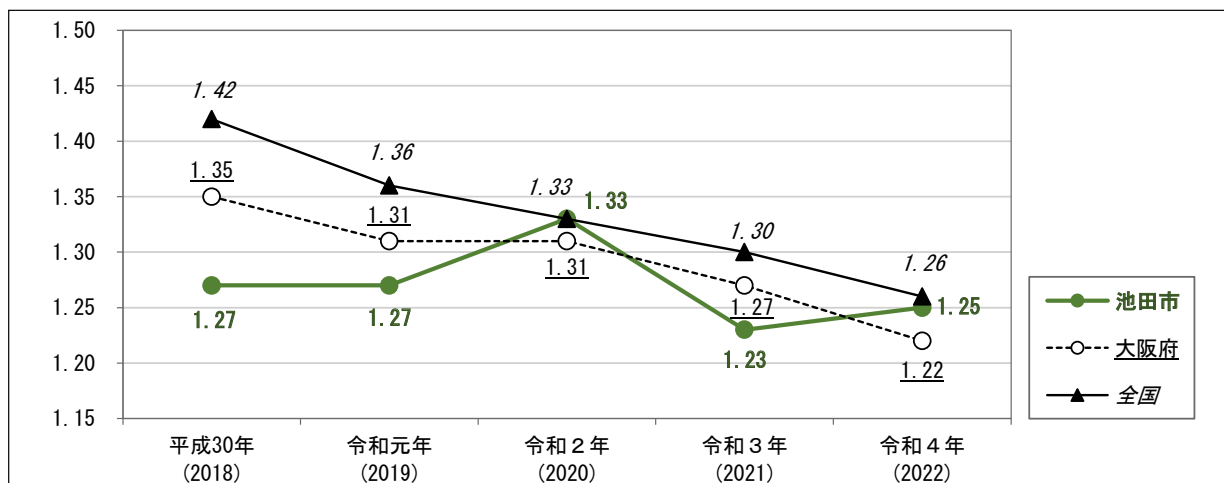
図表9 出生数・出生率の推移



資料：大阪府人口動態統計

合計特殊出生率^{※11}は上下に変動しつつ、令和4(2022)年には全国と概ね同水準である1.25となっています。

図表10 合計特殊出生率の推移/全国・大阪府比較



資料：全国・大阪府は厚生労働省「人口動態調査」。池田市は厚生労働省「人口動態調査」及び総務省「住民基本台帳に基づく、人口、人口動態及び世帯数調査」に基づき算出。

※11 合計特殊出生率とは、15～49歳まで女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(3) 子どものいる世帯の状況

令和2(2020)年の国勢調査によると、本市の一般世帯 48,542 世帯のうち、核家族世帯は 55.4%を占め、うち「夫婦と子ども」世帯は26.7%、「男親と子ども」世帯は1.1%、「女親と子ども」世帯は8.0%となっています。

また、平成 27(2015)年の国勢調査と比較すると、「6歳未満の子どものいる世帯」と「18歳未満の子どものいる世帯」とともに構成比は減少していますが、「女親と子ども」の構成比は増加しています。

図表 11 世帯構成の推移

	平成 27(2015) 年		令和 2 (2020) 年		2015 年→ 2020 年 の伸び率 (%)
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	
一般世帯総数	45,730	100.0	48,542	100.0	6.1
親族世帯	28,519	62.4	28,563	58.8	0.2
核家族世帯(総数)	26,544	58.0	26,879	55.4	1.3
夫婦と子ども	13,333	29.2	12,941	26.7	▲ 2.9
男親と子ども	542	1.2	528	1.1	▲ 2.6
女親と子ども	3,502	7.7	3,870	8.0	▲ 10.5
6歳未満の子どものいる世帯	3,814	8.3	3,678	7.6	▲ 3.6
核家族世帯	3,590	7.9	3,505	7.2	▲ 2.4
その他の親族世帯	218	0.5	167	0.3	▲ 23.4
18歳未満の子どものいる世帯	9,712	21.2	9,363	19.3	▲ 3.6
核家族世帯	8,996	19.7	8,820	18.2	▲ 2.0
その他の親族世帯	677	1.5	521	1.1	▲ 23.0
非親族・単独世帯	39	0.1	22	0.0	▲ 43.6

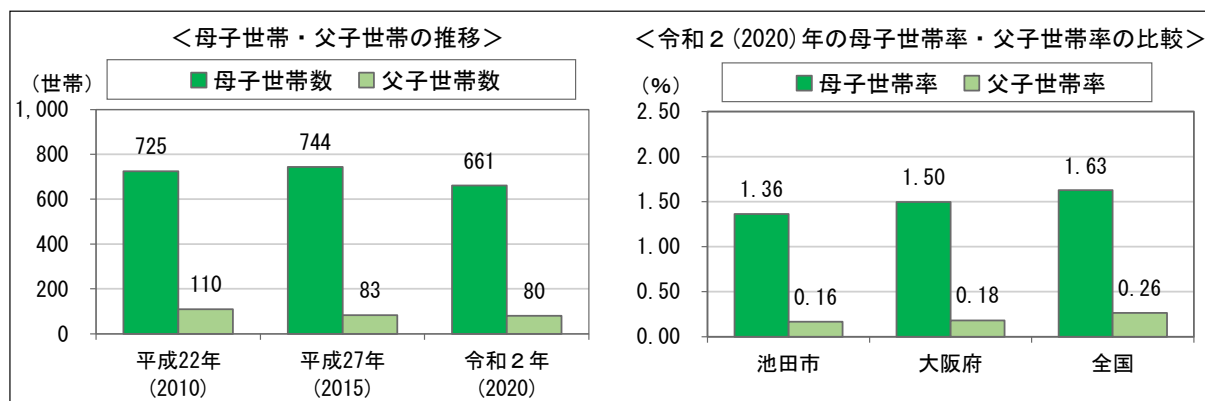
資料：総務省統計局「国勢調査」

(4) ひとり親世帯の状況

① 母子世帯・父子世帯数の推移

国勢調査から母子世帯・父子世帯の状況をみると、本市の母子世帯・父子世帯は減少傾向にあります。令和2(2020)年の一般世帯数に占める割合は、本市の母子世帯率は1.36%、父子世帯率は0.16%となっており、大阪府や全国と比較すると、母子世帯、父子世帯ともに一般世帯に占める割合は低くなっています。

図表 12 ひとり親世帯の状況



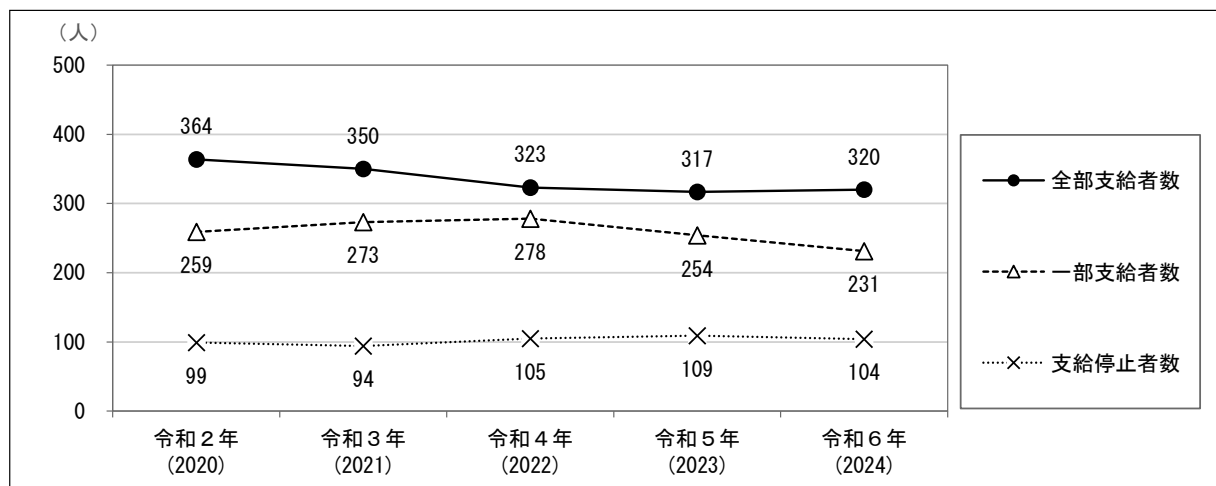
資料：総務省統計局「国勢調査」

※「母（父）子世帯」は、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子ども及び他の世帯員から成る一般世帯を含めた世帯をいい、世帯内の最も若い世代の親と子どもにより判定された世帯としています。

② 児童扶養手当受給資格者数の推移

本市の児童扶養手当受給資格者数は増減を経て、令和6(2024)年3月31日現在で、全部支給者数が320人、一部支給者数が231人で、支給停止者数は104人となっています。

図表 13 児童扶養手当受給資格者数の推移

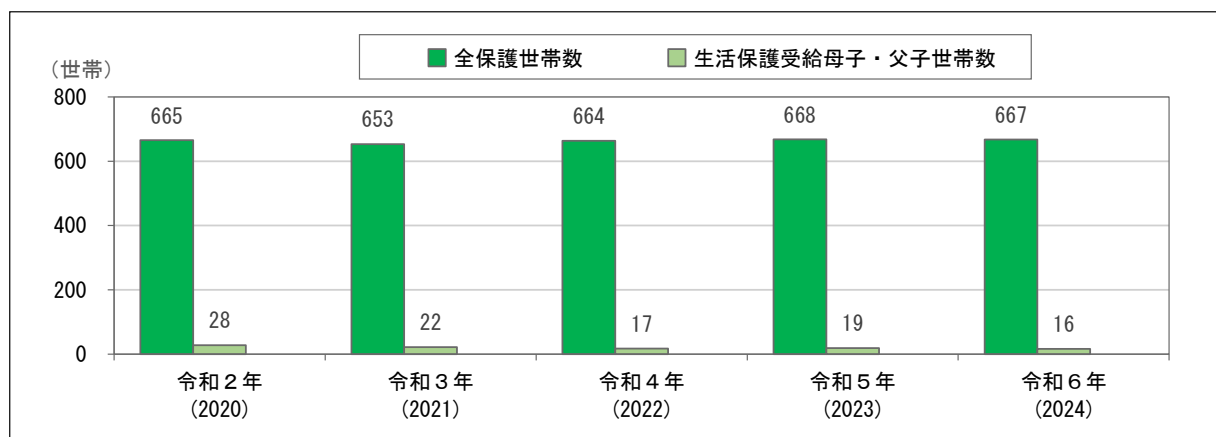


資料：子育て支援課（各年3月31日）

③ 生活保護受給母子・父子世帯数の推移

本市の全生活保護世帯数は増減を経て、令和6(2024)年3月31日現在で667世帯となっています。また、生活保護受給母子・父子世帯は概ね横ばいで推移しており、令和6(2024)年3月31日現在で16世帯となっています。

図表 14 生活保護受給母子・父子世帯数の推移



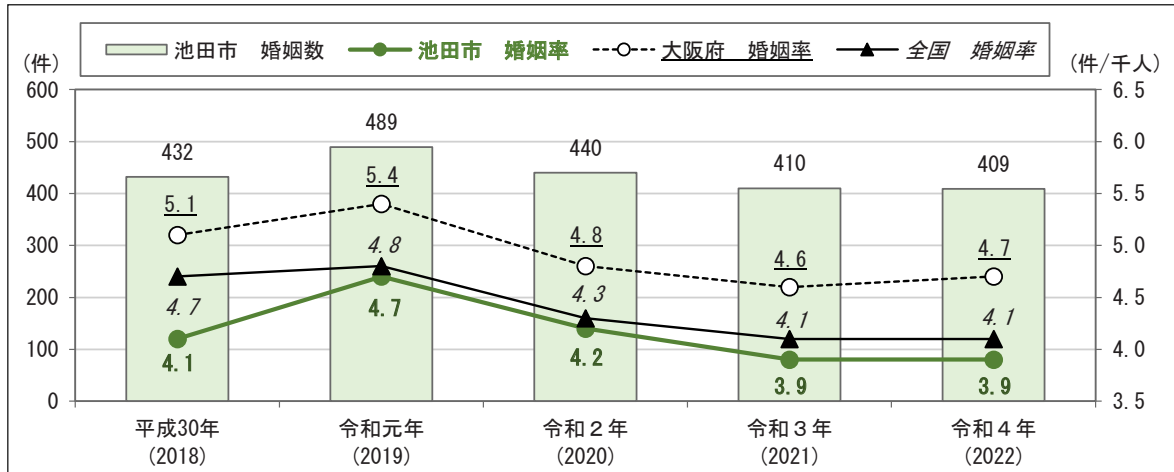
資料：生活福祉課（各年3月31日）

3. 婚姻の状況

(1) 結婚の状況

本市における近年の婚姻数は年により変動がみられますが、概ね4百件台で推移しており、婚姻率は全国及び大阪府の値よりも下回っています。

図表 15 婚姻数・婚姻率の推移/全国・大阪府比較

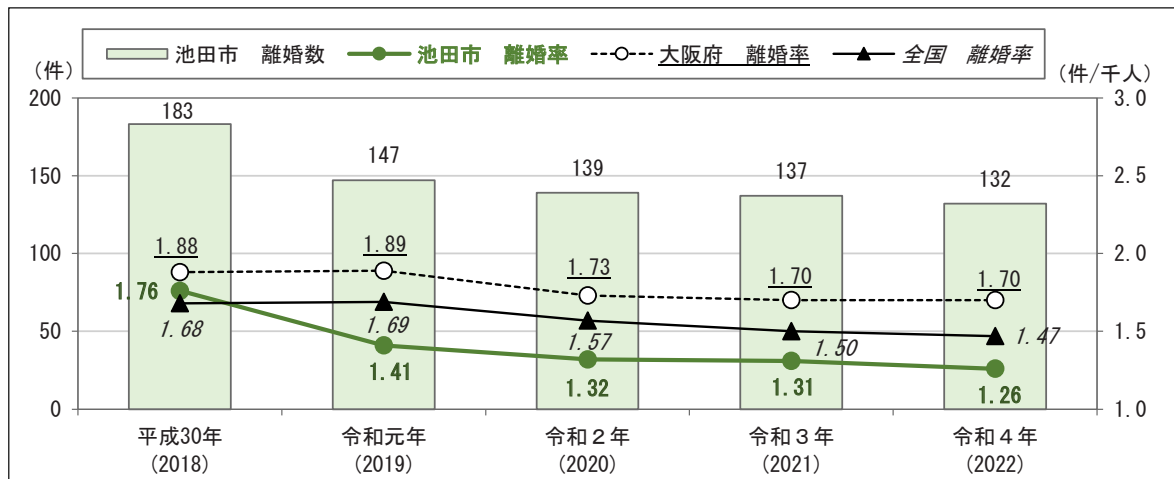


資料：「大阪府人口動態統計」

(2) 離婚の状況

離婚数についても変動があり、離婚率は概ね全国及び大阪府の値を下回っています。

図表 16 離婚数・離婚率の推移/全国・大阪府比較



資料：「大阪府人口動態統計」

(3) 未婚率の推移

本市の未婚率は概ね年々上昇傾向にあります。令和2(2020)年をみると、29歳までは男女ともに半数以上、35～39歳でも男性の約3割、女性の約2割が未婚者となっており、全国及び大阪府の平均と比較すると、29歳までの年代では全国及び大阪府の値を上回っていますが、30～39歳では全国及び大阪府の値を下回っています。

図表 17 性別・年齢別未婚率の推移/全国・大阪府比較

(単位：%)

		15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成12年 (2000)	全 国	92.9	87.9	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
	大阪府	93.3	88.9	93.3	88.9	69.1	55.2	42.0	29.1	24.5	16.2
	池田市	99.6	99.4	96.1	92.2	77.6	61.6	46.9	30.7	23.2	17.7
平成17年 (2005)	全 国	99.6	99.1	93.4	88.7	71.4	59.0	47.1	32.0	30.0	18.4
	大阪府	99.6	99.1	94.1	90.2	72.2	61.9	46.7	34.3	29.0	20.7
	池田市	99.8	99.6	97.1	93.7	77.2	66.5	50.0	36.8	29.8	21.0
平成22年 (2010)	全 国	99.0	98.9	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7
	大阪府	98.7	98.4	90.8	87.6	68.7	61.4	45.6	36.8	34.6	25.3
	池田市	98.7	98.6	92.5	90.4	74.5	65.1	43.8	35.2	32.1	23.3
平成27年 (2015)	全 国	99.7	99.4	95.0	91.4	72.7	61.3	47.1	34.6	35.0	23.9
	大阪府	99.6	99.3	94.6	91.1	71.3	62.8	45.3	36.9	33.5	26.3
	池田市	99.8	99.8	97.2	93.9	76.2	66.1	48.6	36.9	30.2	25.1
令和2年 (2020)	全 国	99.7	99.6	95.5	92.8	72.4	63.0	46.0	35.5	33.3	23.9
	大阪府	99.7	99.6	95.1	92.5	71.0	63.9	44.5	37.1	32.5	25.8
	池田市	99.8	99.8	97.3	95.3	72.7	64.0	43.6	34.3	31.1	21.8

資料：総務省統計局「国勢調査」

また、本市の生涯未婚率（「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの）をみると、男性22.3%、女性17.0%となっており、全国及び大阪府の値を下回っています。

図表 18 生涯未婚率（令和2年）/全国・大阪府比較

(単位：%)

		45～49歳		50～54歳		生涯未婚率	
		男	女	男	女	男	女
令和2年 (2020)	全 国	26.5	18.1	23.7	16.0	25.1	17.1
	大阪府	26.6	19.8	23.5	17.5	25.1	18.7
	池田市	23.3	18.0	21.3	15.9	22.3	17.0

資料：総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

第2節

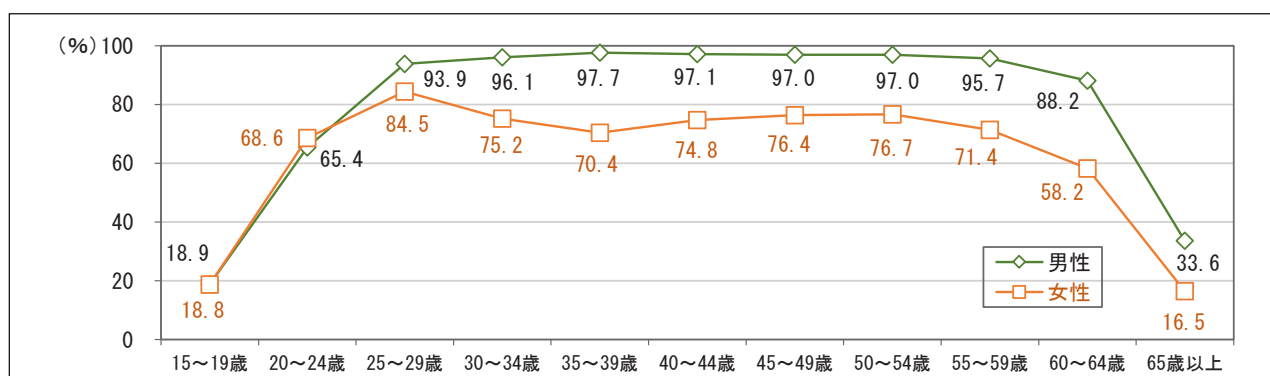
子育て家庭を取り巻く状況

1. 就労の状況

(1) 労働力率の状況

本市の令和2(2020)年の年齢階級別・男女別の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合であり、労働力状態「不詳」を除いて算出しており、労働力人口は15歳以上の人口のうち「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの)をみると、男性では、25～59歳にかけて労働力率が9割台と一定となっているのに対し、女性では、35～39歳でいったん労働力率が落ち込んだ後高くなり、55歳以上で低下していくM字型カーブを描いています。40歳以上では50～54歳の76.7%が最も高い労働力率となっていますが、25～29歳の84.5%と比べると低い値となっており、子育て世代以降の労働力率の低下がうかがえます。

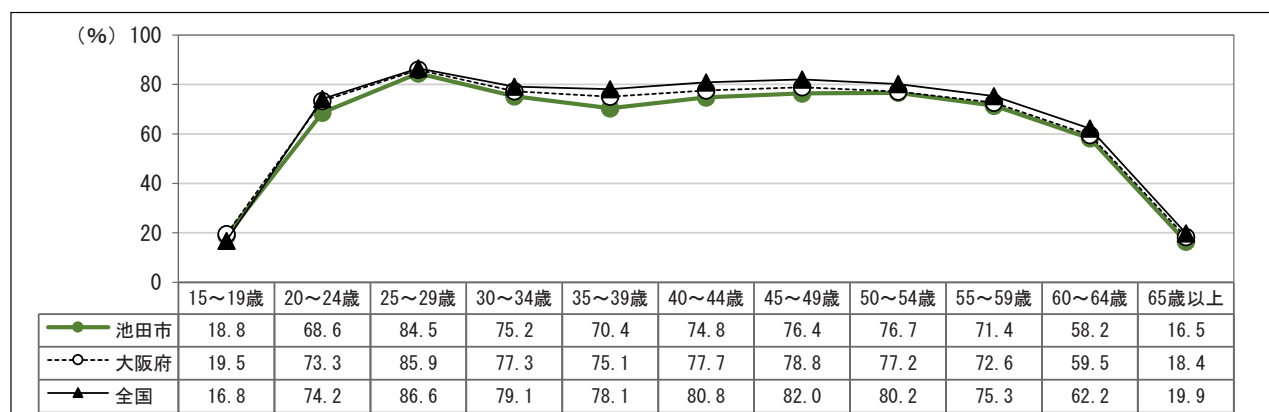
図表 19 性別・年齢5歳階級別労働力率(令和2年)



資料：総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

年齢5歳階級別で女性の労働力率を全国及び大阪府と比較すると、20歳以上の全ての年齢階級において、全国及び大阪府の値を下回っており、特に35～39歳では全国78.1%に対し、本市70.4%と7.7ポイント差となっています。

図表 20 女性の年齢5歳階級別労働力率(令和2年)/全国・大阪府比較

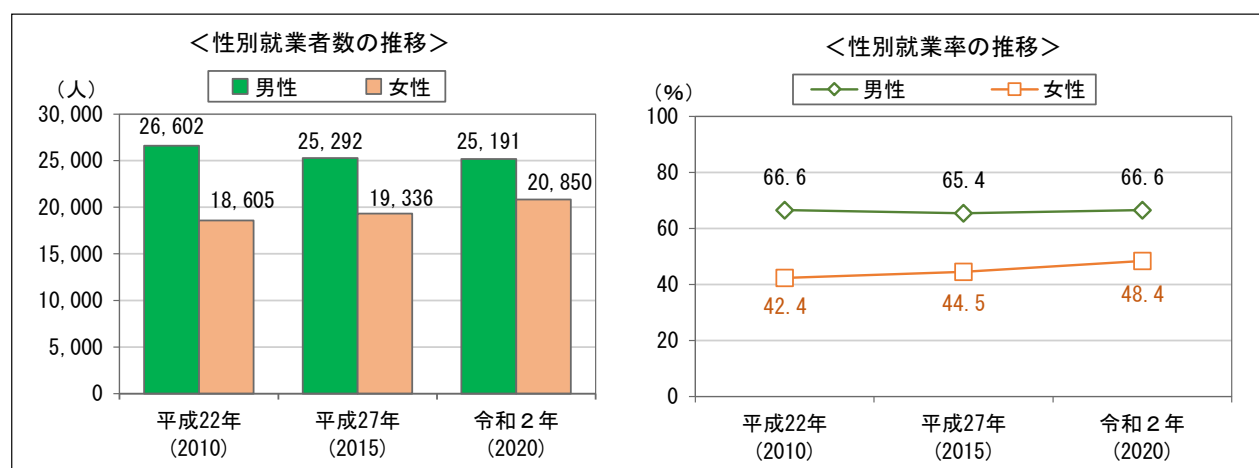


資料：総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

(2) 就業率の推移

本市の就業者数は、男性は減少傾向にありますが、女性は増加傾向となっています。
また、就業率は、男性は横ばいで推移していますが、女性は増加傾向となっています。

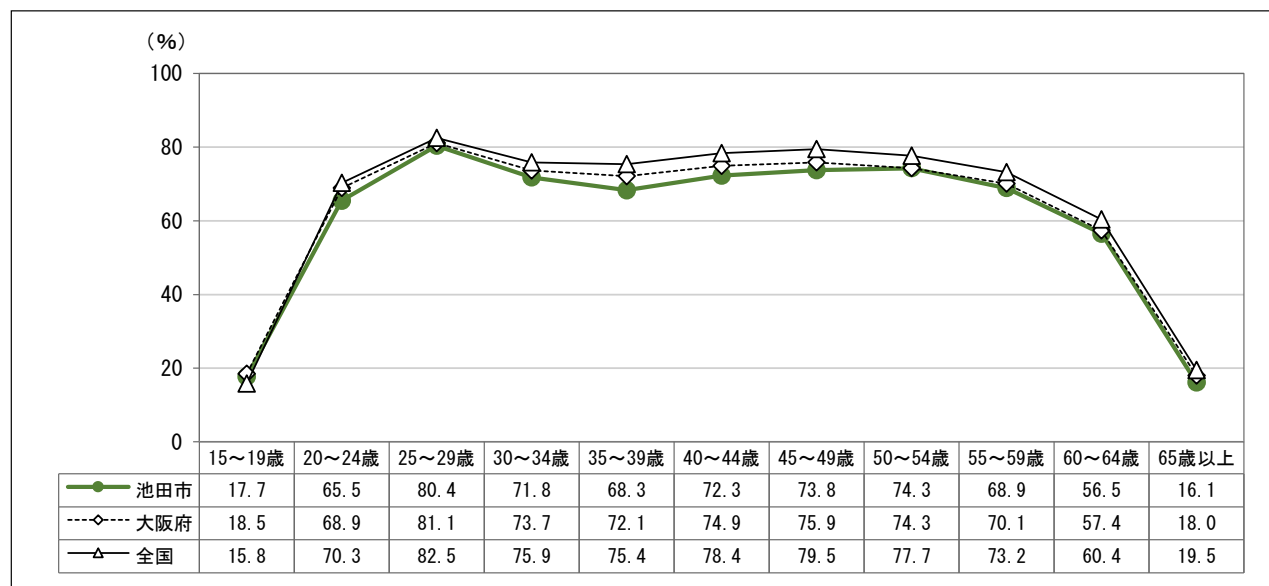
図表 21 就業の状況



資料：総務省統計局「国勢調査」

令和2(2020)年における女性の5歳階級別の就業率をみると、全国及び大阪府と同様にM字型カーブを描いており、本市においても35～39歳でM字の底となっています。

図表 22 女性の年齢5歳階級別就業率（令和2年）/全国・大阪府比較



資料：総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

2. 子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の状況

本市の就学前児童の教育・保育サービスに関する施設については、幼稚園や保育所の認定こども園^{※12}への移行がさらに進み、令和6(2024)年4月1日現在、公立・私立を合わせると、幼稚園4箇所、保育所12箇所、認定こども園13箇所、小規模保育事業^{※13}4箇所、事業所内保育事業^{※14}1箇所となっています。

図表 23 就学前の教育・保育施設数の推移

(単位：箇所)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
幼稚園	公立	2	0	0	0	0
	私立	4	4	4	4	4
保育所	公立	2	1	1	1	1
	私立	11	11	10	10	11
認定こども園（幼保連携型）	公立	2	2	2	2	2
	私立	6	6	7	7	8
認定こども園（幼稚園型）	公立	0	2	2	2	2
	私立	1	1	1	1	1
小規模保育事業	私立	2	2	4	4	4
事業所内保育事業	私立	0	0	1	1	1
合計		30	29	32	32	34

資料：幼児保育課（各年4月1日）

※12 認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能。

※13 小規模保育事業とは、比較的小規模（定員規模6人以上19人以下）で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、保育を行う。

※14 事業所内保育事業とは、事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に開設した保育所に、地域の保育を必要とする子どもの保育（地域枠）を設けて実施する。

保育を必要とする2・3号認定の定員はこの4年間で403名分の増加を図ってきました。令和5(2023)年度までは定員を上回る入園状況が続いていましたが、令和6(2024)年度は定員を下回りました。これは平成27(2015)年4月の子ども・子育て支援新制度開始以降では初めてのことであり、令和6(2024)年度に幼保連携型認定こども園1箇所と保育所1箇所の合計2箇所を整備したことが背景にうかがえます。

また、保育を必要としない1号認定については、認定こども園への移行が進み、定員数が減少しているにもかかわらず、定員が充足していない状況が続いています。

図表24 就学前の入所児童の状況と推移

				令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)
保育を必要 としない子 ども（１号 認定）	幼 稚 園 ・ 認 定 こ ど も 園	公 立	定 員	459 人	231 人	231 人	231 人	231 人
			入園児童数	183 人	185 人	167 人	187 人	166 人
			定員比入園率	39.9%	80.1%	72.3%	81.0%	71.9%
		私 立	定 員	1,390 人	1,387 人	1,322 人	1,307 人	1,248 人
			入園児童数	1,022 人	957 人	940 人	847 人	799 人
			定員比入園率	73.5%	69.0%	71.1%	64.8%	64.0%
	合 計		定 員	1,849 人	1,618 人	1,553 人	1,538 人	1,479 人
			入園児童数	1,205 人	1,142 人	1,107 人	1,034 人	965 人
			定員比入園率	65.2%	70.6%	71.3%	67.2%	65.2%

保育を必要 とする子 ども（２・３ 号認定）	幼 稚 園 ・ 認 定 こ ど も 園 ・ 小 規 模 保 育 事 業	公 立	定 員	406 人	469 人	469 人	469 人	469 人
			入園児童数	373 人	378 人	414 人	422 人	417 人
			定員比入園率	91.9%	80.6%	88.3%	90.0%	88.9%
		私 立	定 員	1,399 人	1,409 人	1,557 人	1,557 人	1,739 人
			入園児童数	1,546 人	1,592 人	1,648 人	1,675 人	1,728 人
			定員比入園率	110.5%	113.0%	105.8%	107.6%	99.4%
	合 計		定 員	1,805 人	1,878 人	2,026 人	2,026 人	2,208 人
			入園児童数	1,919 人	1,970 人	2,062 人	2,097 人	2,145 人
			定員比入園率	106.3%	104.9%	101.8%	103.5%	97.1%

資料：幼児保育課（各年4月1日）

※入園児童数は、他市からの通園児を除く。

※定員比率入園率＝入園児童数／定員

(2) 放課後児童クラブ（留守家庭児童会）の状況

本市の留守家庭児童会は、市内の全ての小学校及び義務教育学校（前期課程）で開設しています。

入会児童数及び入会率は増加傾向にあり、令和6(2024)年5月1日現在、低学年における入会児童数は997人で、低学年の入会率は41.5%となっています。

図表25 放課後児童クラブ（留守家庭児童会）の状況と推移

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
入会児童数	低学年	795人	802人	822人	905人	997人
	高学年	8人	10人	18人	4人	9人
小学校在籍児童数	低学年	2,503人	2,530人	2,456人	2,495人	2,404人
	高学年	2,640人	2,651人	2,627人	2,542人	2,562人
入会率	低学年	31.8%	31.7%	33.5%	36.3%	41.5%

資料：地域教育課（各年5月1日）

※高学年の受け入れは要配慮児童のみ。

※入会率＝入会児童数／小学校在籍児童数

第3節

子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の結果

1. 調査実施概要

(1) 調査方法

調査種類	就学前児童	就学児童
調査対象	小学校就学前児童の保護者	小学校就学児童の保護者
抽出方法	住民基本台帳より年齢配分を勘案して無作為抽出	
調査方法	郵送により配布・回収（WEB回答併用）	
調査期間	令和5（2023）年12月6日～令和5（2023）年12月22日	

(2) 回収状況

調査種類	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	2,000 件	1,236 件	61.8%（前回 65.8%）
就学児童	2,000 件	1,260 件	63.0%（前回 66.0%）
合計	4,000 件	2,496 件	62.4%（前回 65.9%）

(3) グラフの見方

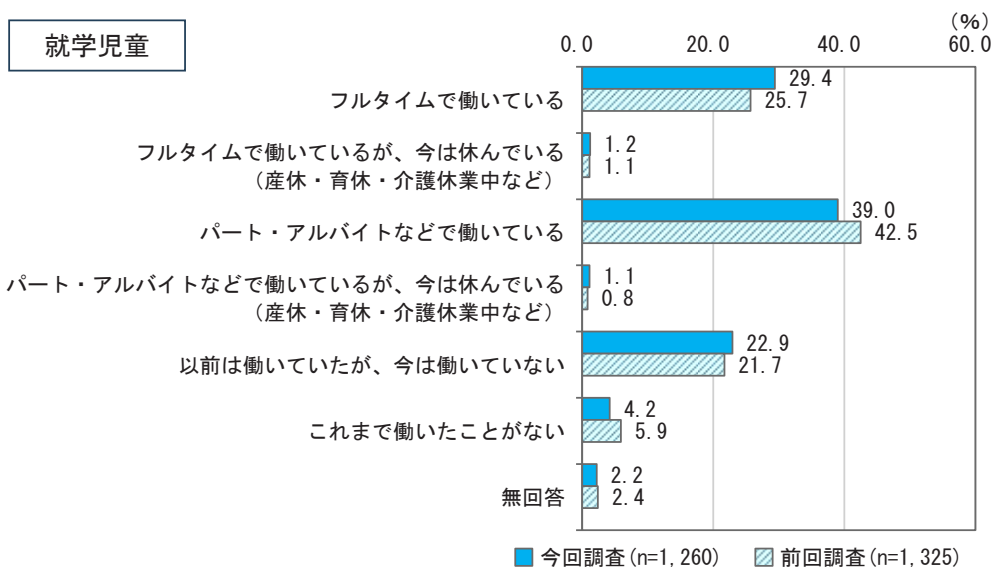
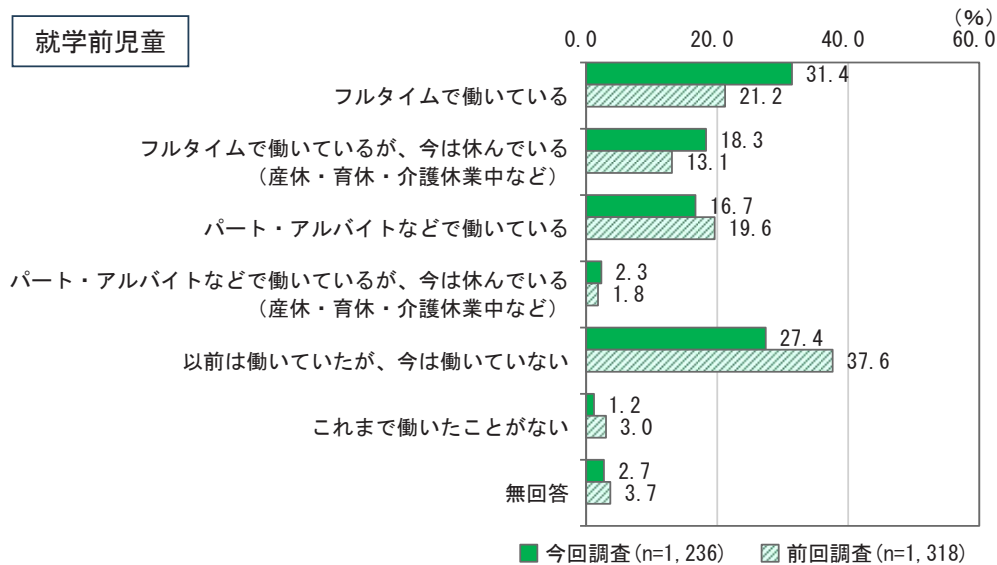
- アンケート調査結果における各設問の母数n（Number of case の略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。
- 各選択肢の構成比（%）は小数点第2位を四捨五入しています。このため、回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。
- クロス集計結果のうち、属性が無回答である場合は表記を割愛しています。このため、属性ごとの母数nの合計は設問に対する有効回答者総数の値と一致しないことがあります。
- グラフ中の数字は、特に断り書きのない限り、全て構成比を意味し、単位は%です。
- 前回の調査結果は平成30（2018）年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」より引用・抜粋しています。

2. 調査結果概要

(1) 保護者の就労状況

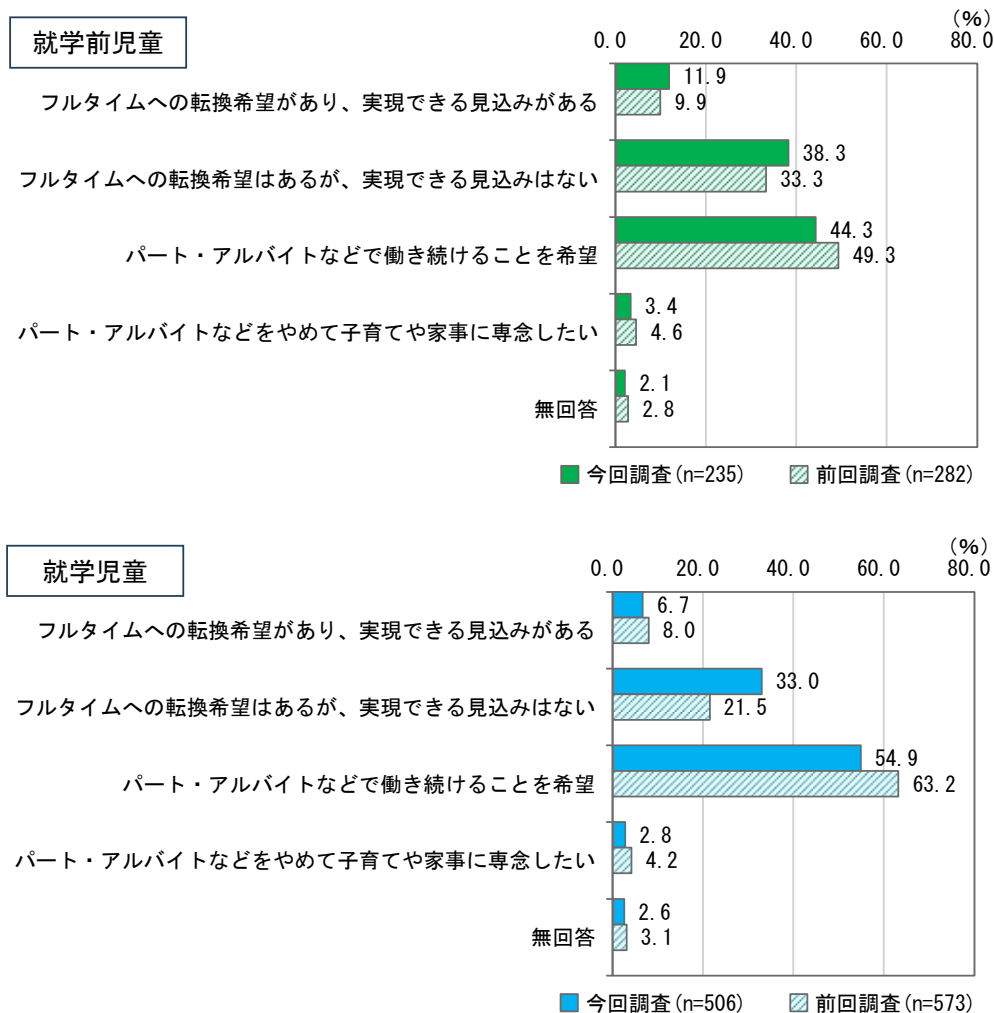
① 母親の就労状況

母親の就労状況（フルタイムまたはパート・アルバイトなどで働いている）について、就学前児童 68.7%、就学児童 70.7%となっており、前回調査と比較すると、就学前児童では 13.0 ポイントの増加、就学児童では 0.6 ポイントの増加となっています。



② 母親のフルタイムへの転換希望

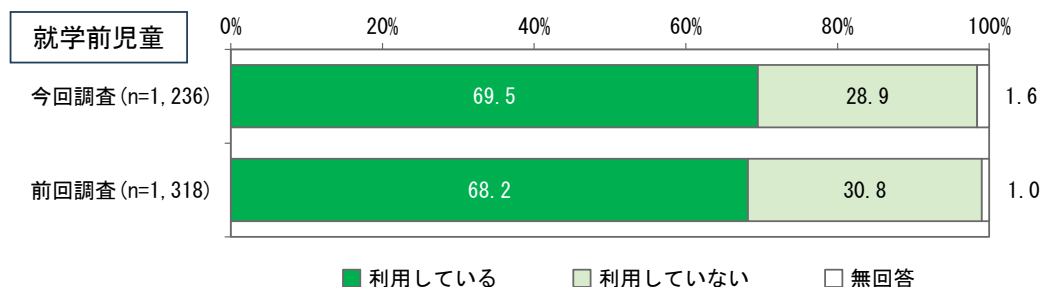
パート・アルバイトで働いている母親のフルタイム勤務への転換希望については、就学前児童 50.2%、就学児童 39.7%となっており、前回調査と比較すると、就学前児童では 7.0 ポイントの増加、就学児童では 10.2 ポイントの増加となっています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

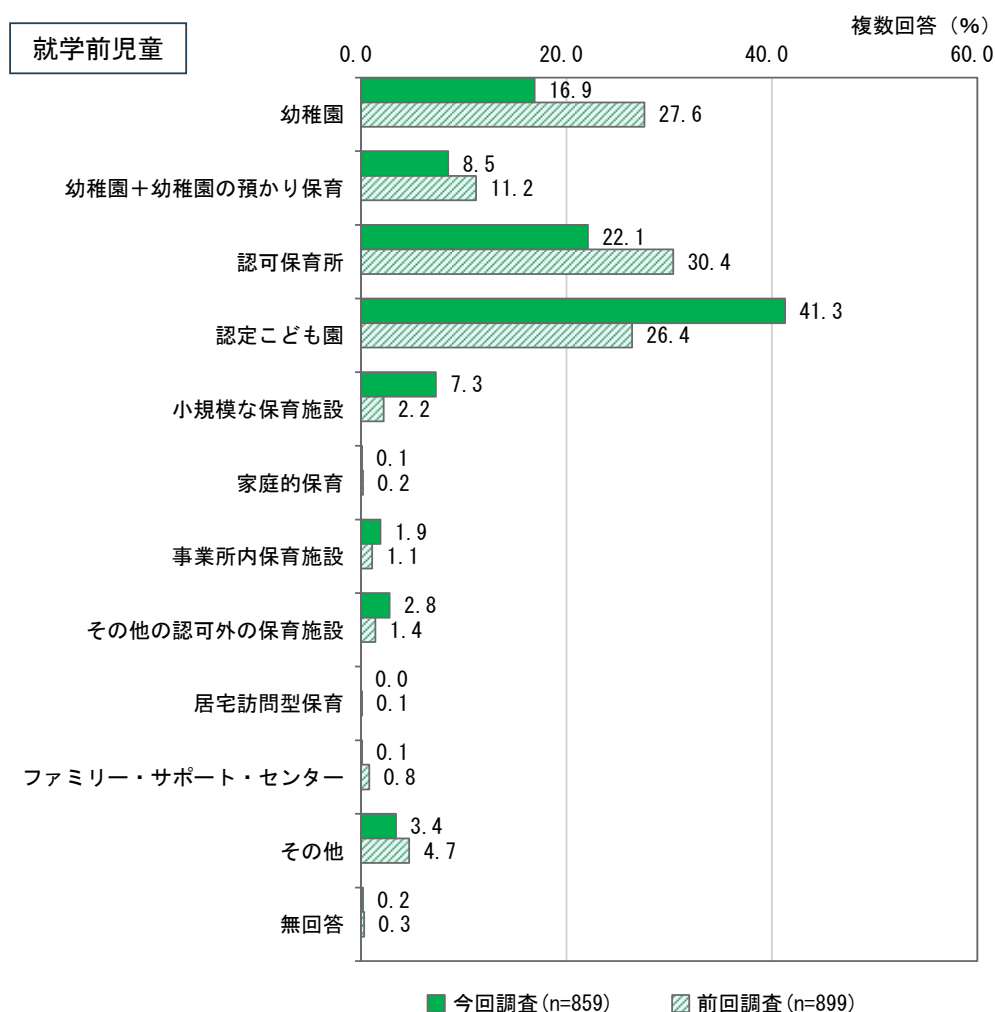
① 教育・保育施設などの利用状況

平日の教育・保育施設などの利用状況は、「利用している」が69.5%、「利用していない」が28.9%となっています。



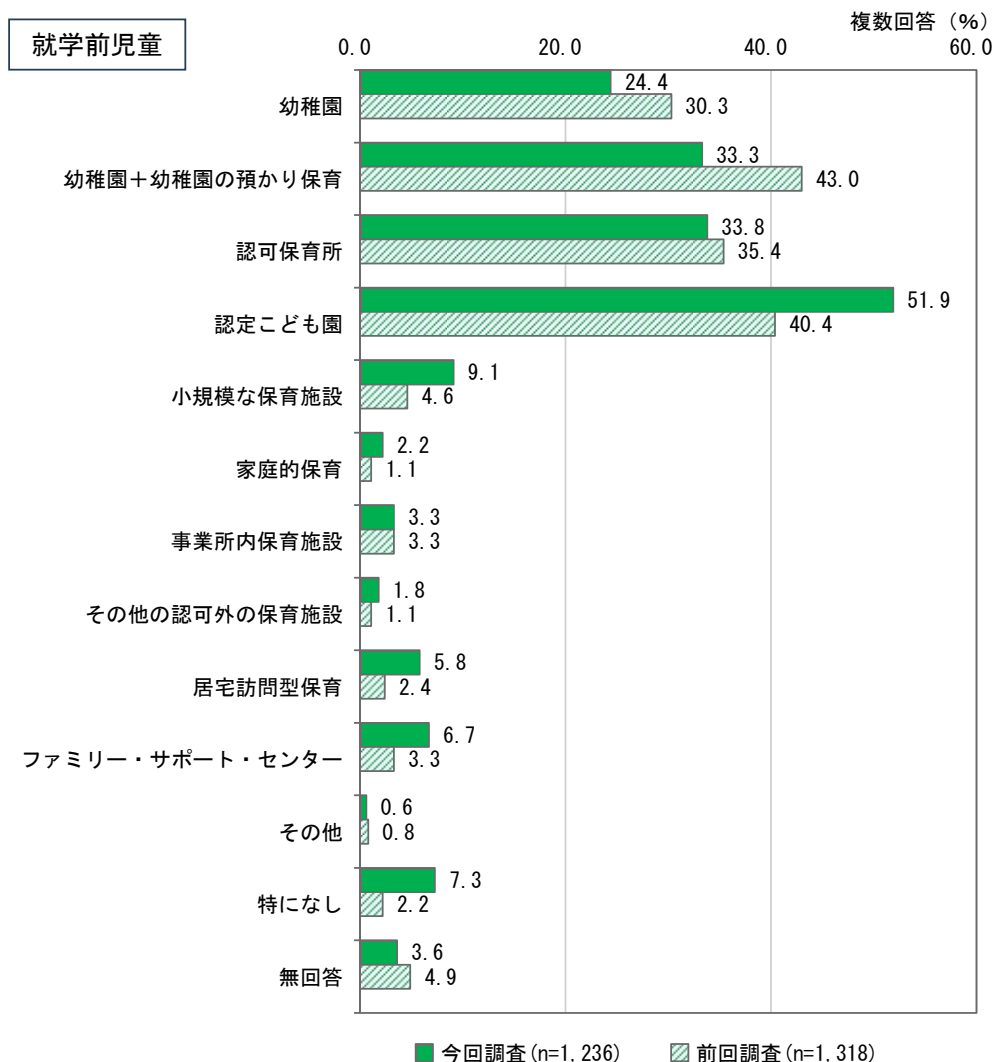
② 利用している教育・保育施設など

平日に定期的に利用している教育・保育施設は、「認定こども園」が41.3%と最も多く、次いで「認可保育所」が22.1%、「幼稚園」が16.9%となっており、前回調査と比較すると、「認定こども園」が14.9ポイントの増加となっています。



③ 利用したい教育・保育事業

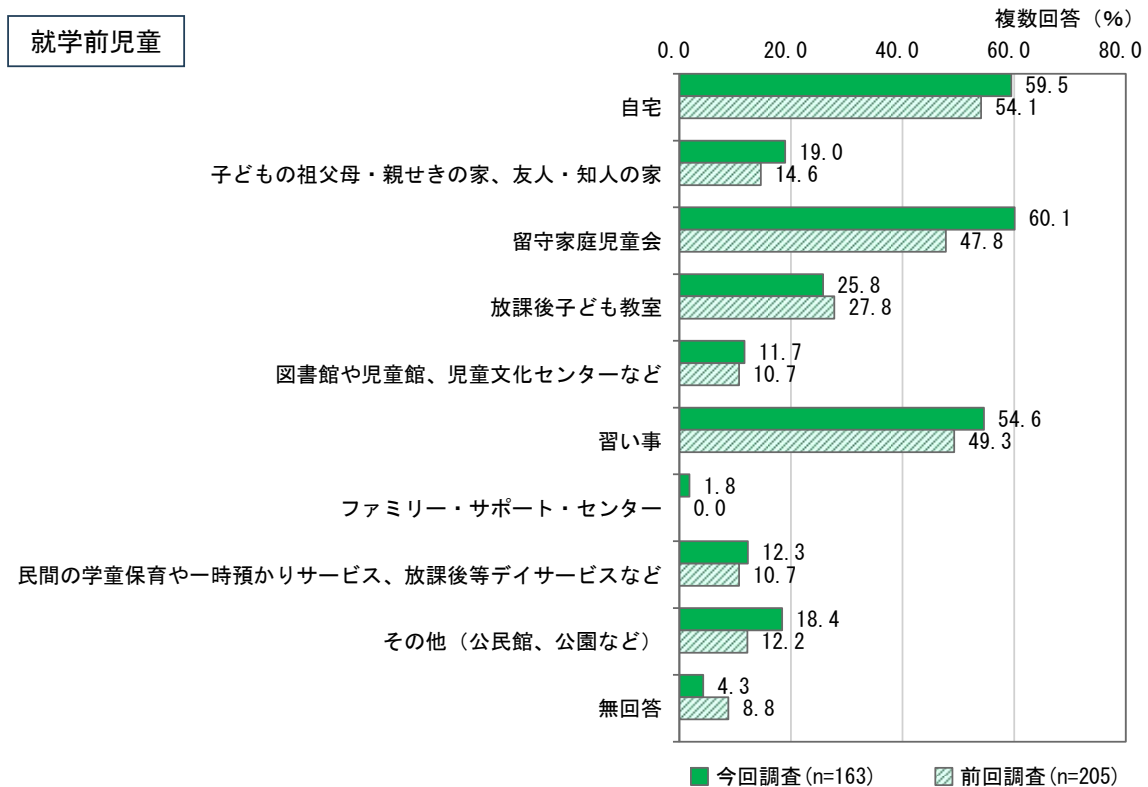
平日に定期的に利用したい教育・保育施設などは、「認定こども園」が 51.9%と最も多く、次いで「認可保育所」が 33.8%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が 33.3%となっており、前回調査と比較すると、「認定こども園」が 11.5 ポイントの増加となっています。



(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況と利用ニーズ

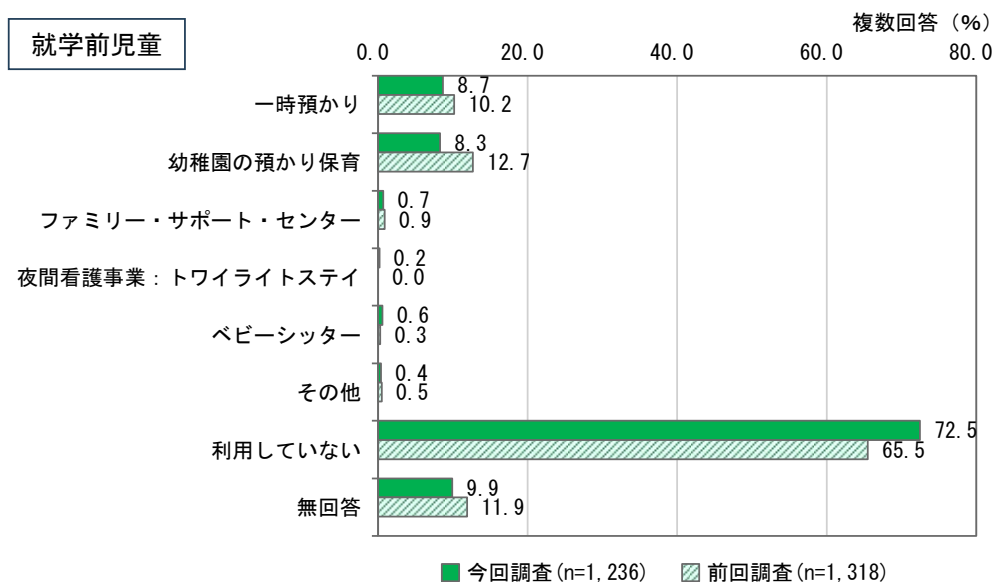
① 放課後児童健全育成事業

5歳児の子どもがいる保護者が望む就学後の放課後の過ごし方で希望する場所は、「留守家庭児童会」が60.1%と最も多く、次いで「自宅」が59.5%、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が54.6%、「放課後子ども教室（キッズランドなど）」が25.8%となっています。

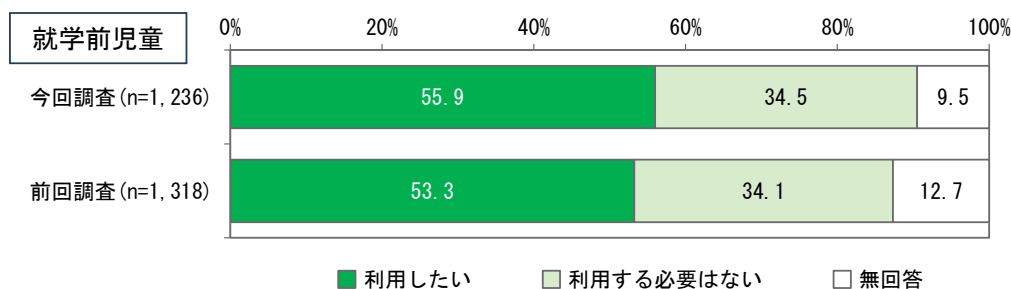


② 一時預かり事業

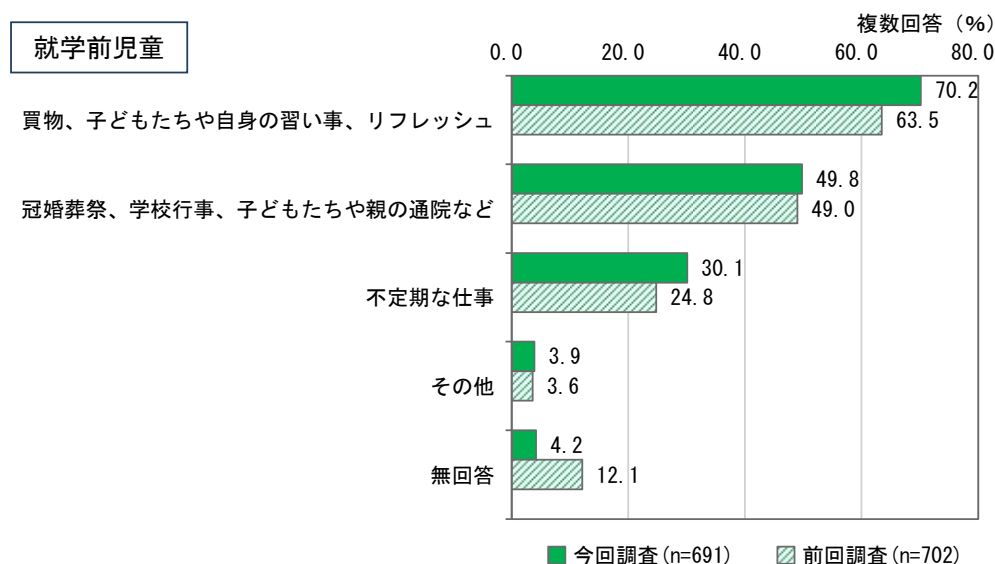
子どもを預かるサービスの利用状況は、「利用していない」が72.5%となっています。利用している人では、「一時預かり」が8.7%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が8.3%となっています。



一方で、一時預かりの利用希望は、「利用したい」が55.9%、「利用する必要はない」が34.5%となっています。



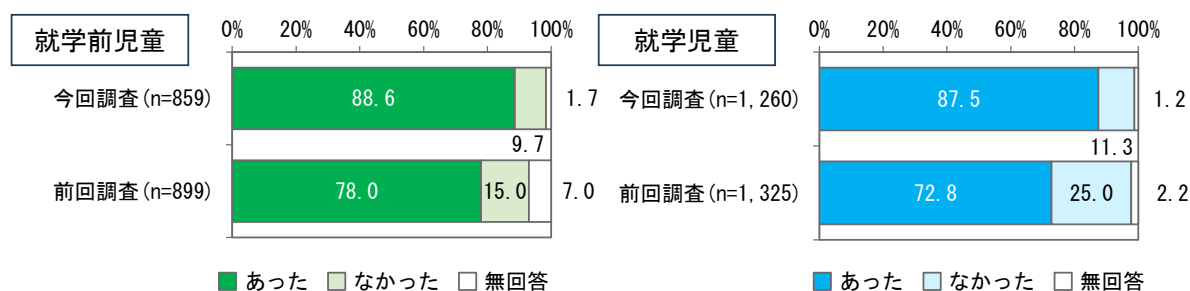
利用したい人の目的は、「買物、子どもたちや自身の習い事、リフレッシュ」が70.2%と最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもたちや親の通院など」が49.8%となっています。



③ 病児・病後児保育事業（平日の定期的な教育・保育事業利用者のみ）

就学前児童の子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかったことは、「あった」が88.6%、「なかった」が9.7%となっており、前回調査と比較すると、「あった」が10.6ポイントの増加となっています。

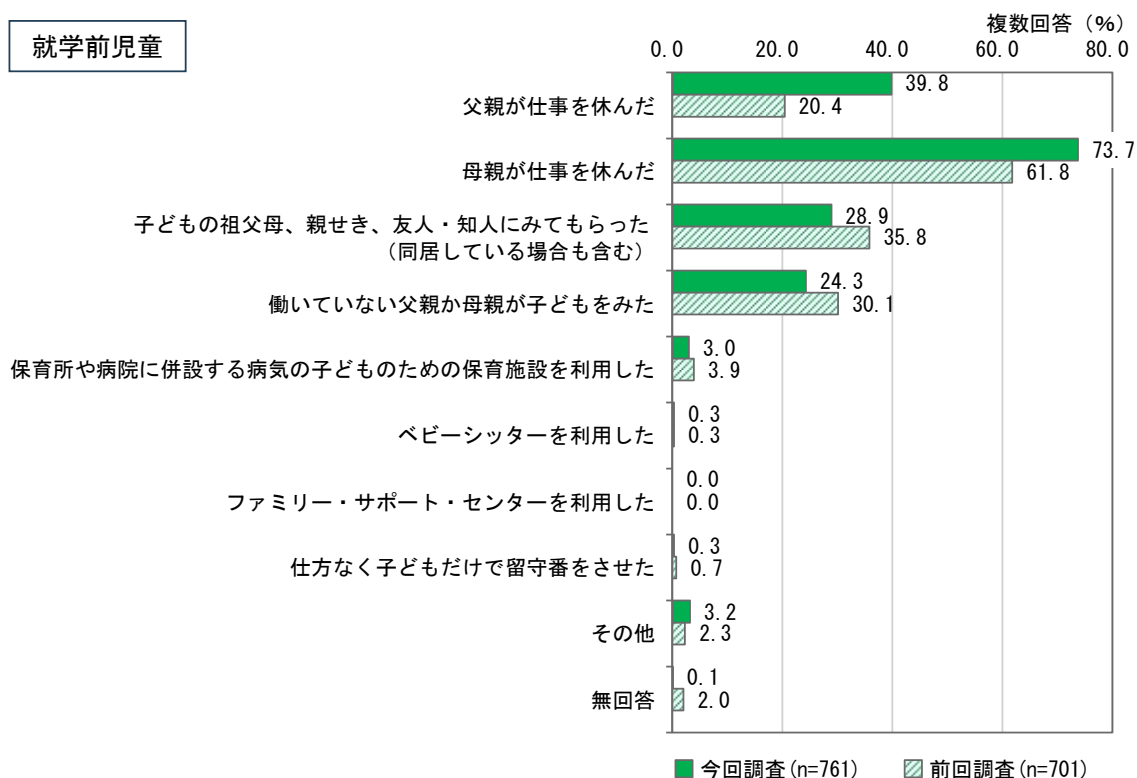
また、就学児童の子どもが病気やけがで小学校を休んだことは、「あった」が87.5%、「なかった」が11.3%となっており、前回調査と比較すると、「あった」が14.7ポイントの増加となっています。



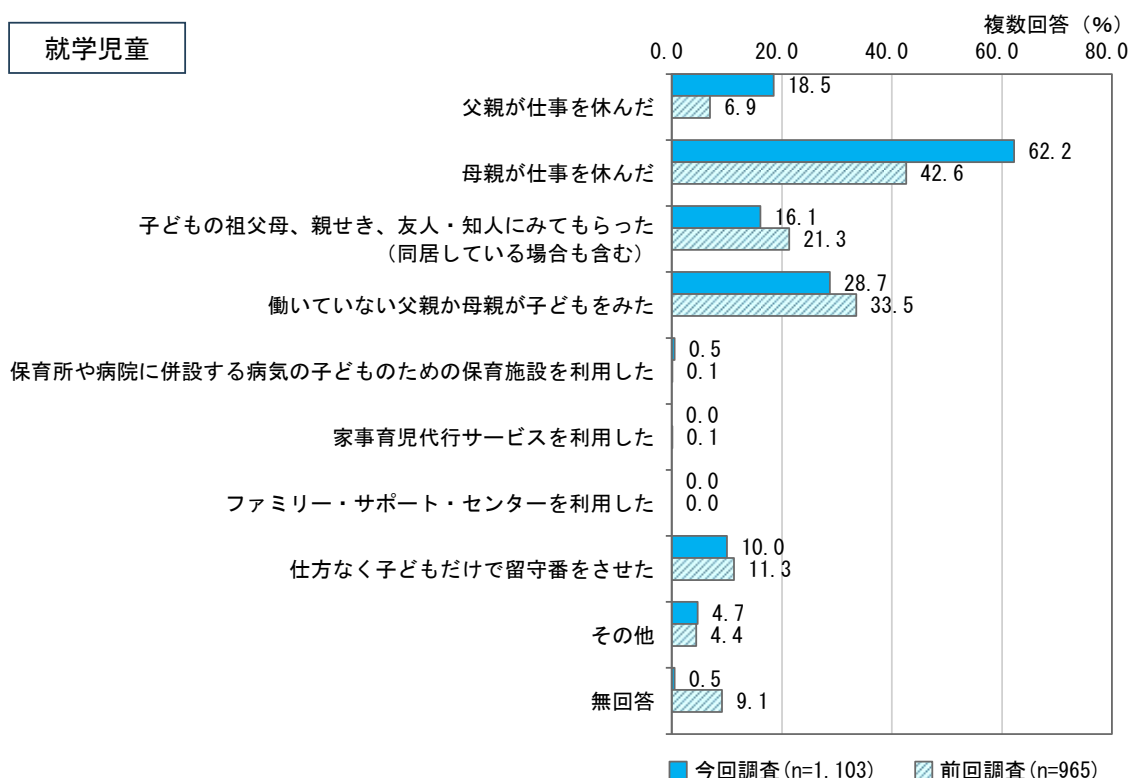
就学前児童の子どもが病気などで施設を利用できなかった場合の対処方法は、就学前児童では「母親が仕事を休んだ」が 73.7%と最も多く、次いで「父親が仕事を休んだ」が 39.8%、「子どもの祖父母、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」が 28.9%となっています。

また、就学児童の子どもが病気やけがで小学校を休んだ場合の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が 62.2%と最も多く、次いで「働いていない父親か母親が子どもをみた」が 28.7%、「父親が仕事を休んだ」が 18.5%となっています。

就学前児童

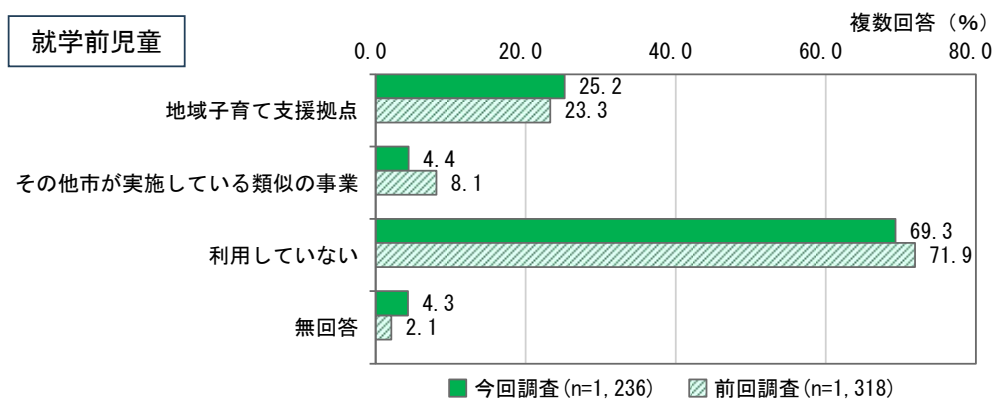


就学児童

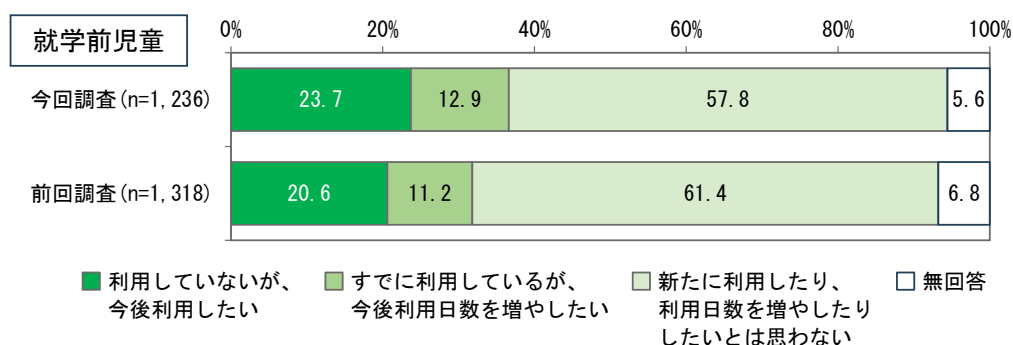


④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点の利用状況は、「利用していない」が 69.3%となっています。利用している人では「地域子育て支援拠点」が 25.2%、「その他市が実施している類似の事業」が 4.4%となっています。



地域子育て支援拠点の今後の利用希望は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が 57.8%と最も多くなっており、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 23.7%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 12.9%となっており、前回調査と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」が 3.1 ポイントの増加となっています。

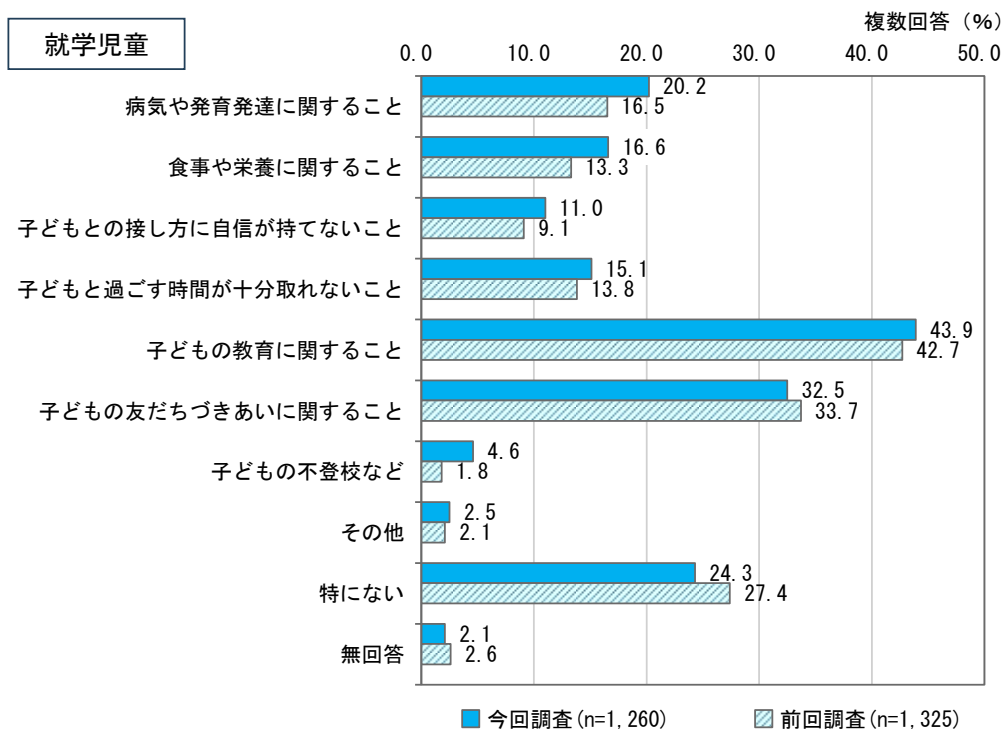
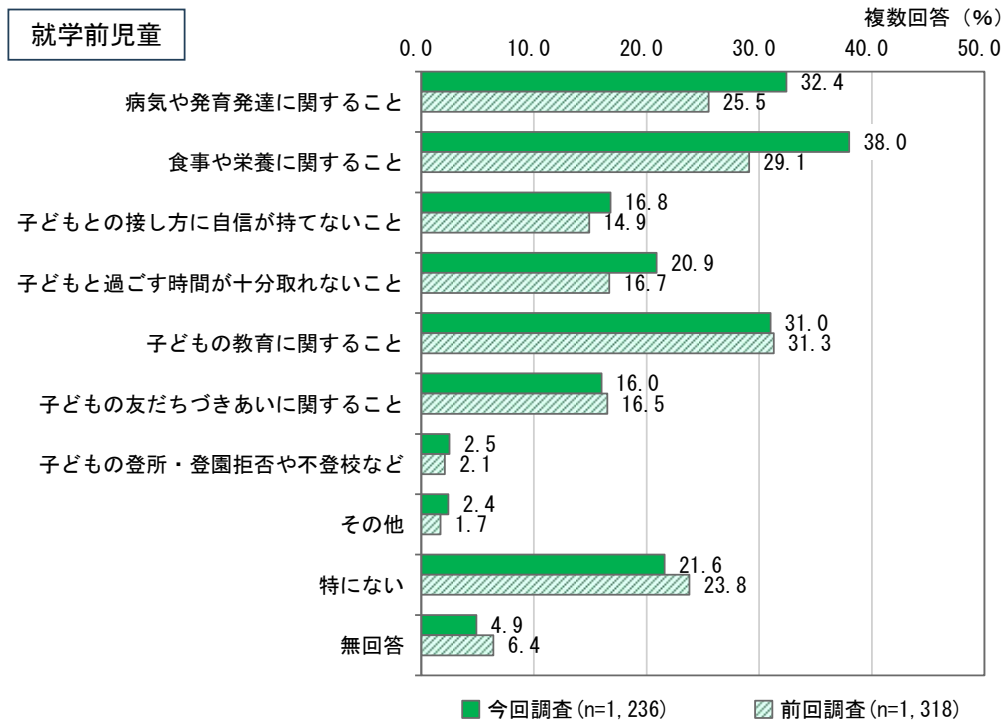


(4) 子育ての悩みと地域の支援

① 子どもに関する悩みや気になること

就学前児童の子どもに関する悩みは、「食事や栄養に関すること」が 38.0%と最も多く、次いで「病気や発育発達に関すること」が 32.4%、「子どもの教育に関すること」が 31.0%となっています。

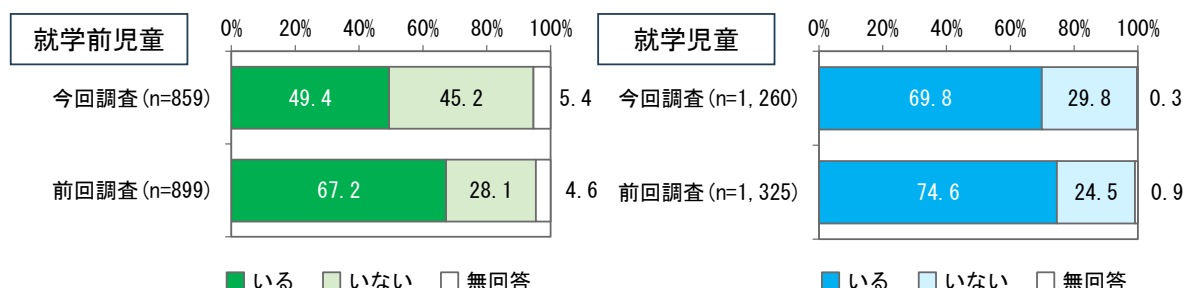
また、就学児童の子どもに関する悩みは、「子どもの教育に関すること」が 43.9%と最も多く、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」が 32.5%、「病気や発育発達に関すること」が 20.2%、「食事や栄養に関すること」が 16.6%となっています。



② 日常的に話をする人

近所で日常会話をする相手がいる就学前児童の保護者は 49.4%となっており、前回調査と比較すると、17.8 ポイントの減少となっています。

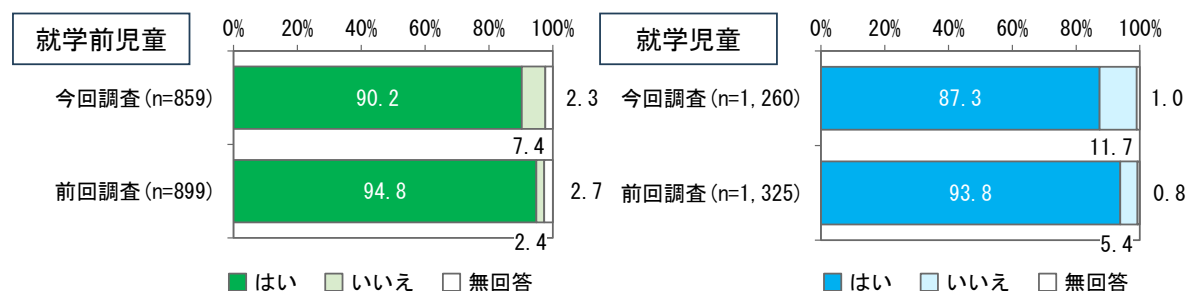
また、近所で日常会話をする相手がいる就学児童の保護者は 69.8%となっており、前回調査と比較すると、4.8 ポイントの減少となっています。



③ 相談できる人

子育てや教育について相談できる人がいる就学前児童の保護者は 90.2%となっており、前回調査と比較すると、4.6 ポイントの減少となっています。

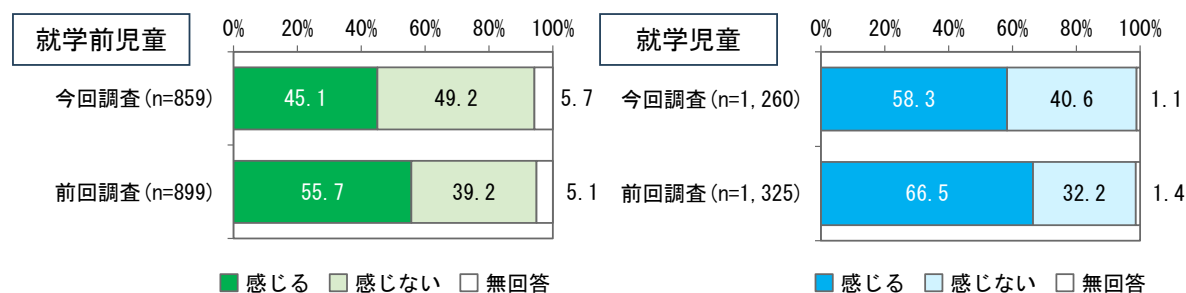
また、子育てや教育について相談できる人がいる就学児童の保護者は 87.3%となっており、前回調査と比較すると、6.5 ポイントの減少となっています。



④ 地域の人への支援

自身の子育てが地域の人に支えられていると感じる就学前児童の保護者は 45.1%となっており、前回調査と比較すると、10.6 ポイントの減少となっています。

また、自身の子育てが地域の人に支えられていると感じる就学児童の保護者は 58.3%となっており、前回調査と比較すると、8.2 ポイントの減少となっています。



第4節 子どもの生活に関する実態調査の結果

1. 調査実施概要

(1) 調査方法

調査対象	池田市内の公立小学校に在籍する小学5年生とその保護者：876世帯 池田市内の公立中学校に在籍する中学2年生とその保護者：841世帯
調査方法	池田市内の調査対象の世帯に、各小・中学校を通じて調査票を配付・回収（WEB回答併用）
調査期間	令和5（2023）年7月5日～令和5（2023）年7月19日

(2) 回収状況

調査種類	配布数	回収数	回答率
小学5年生	876件	585件	66.8%
小学5年生の保護者	876件	569件	65.0%
中学2年生	841件	432件	51.4%
中学2年生の保護者	841件	402件	47.8%
小学5年生・中学2年生合計	1,717件	1,017件	59.2%
小学5年生保護者・中学2年生保護者合計	1,717件	971件	56.6%
合計	3,434件	1,988件	57.9%

(3) グラフの見方

- アンケート調査結果における各設問の母数n（Number of caseの略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。
- 各選択肢の構成比（％）は小数点第2位を四捨五入しています。このため、回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。
- クロス集計結果のうち、属性が無回答である場合は表記を割愛しています。このため、属性ごとの母数nの合計は設問に対する有効回答者総数の値と一致しないことがあります。
- グラフ中の数字は、特に断り書きのない限り、全て構成比を意味し、単位は％です。

2. 調査結果概要

(1) 相対的貧困率

世帯収入額と世帯人数に基づく「等価可処分所得」の中央値は 324 万円で、その 50%を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合である「相対的貧困率」は 12.9%となっており、大阪府内全自治体の 15.9%より低い割合となっています。

困窮度の分類について

子どもの生活に関する実態調査においては、実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得」及びそれらを基に区分した「困窮度」を用いています。

- 「等価可処分所得」は世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割って求めます。
- 「困窮度」の分類は以下の通りで、困窮度Ⅰの世帯の割合を「相対的貧困率」と呼びます。

		池田市	大阪府全体
中央値以上	等価可処分所得最大値		
困窮度Ⅲ	中央値 (端から数えて真ん中に位置する値)	324万円	280万円
困窮度Ⅱ	中央値の60%のライン	194万円	168万円
困窮度Ⅰ	中央値の50%のライン	162万円	140万円
	等価可処分所得最小値		

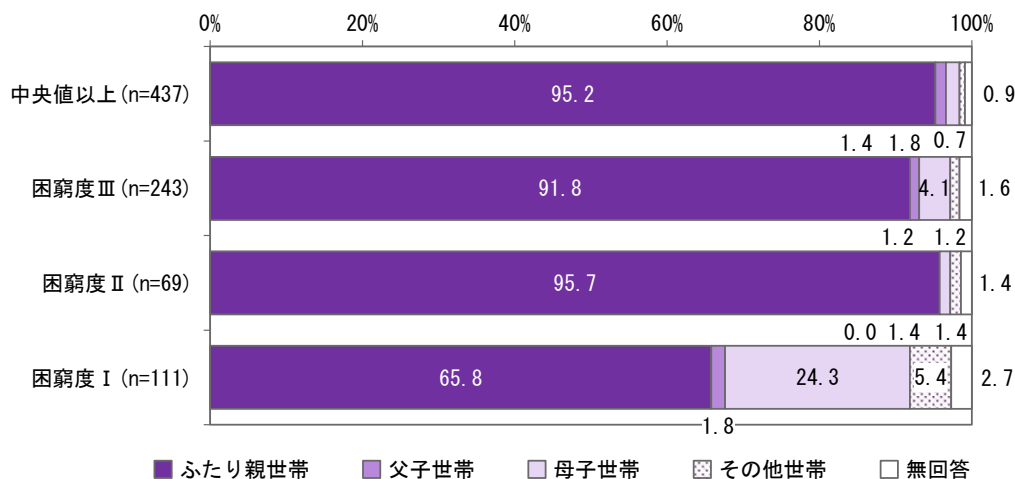
保護者全体は、「困窮度Ⅰ」が12.9%、「困窮度Ⅱ」が8.0%、「困窮度Ⅲ」が28.3%となっています。

保護者全体	池田市		大阪府全体	
困窮度分類	回答者	割合	回答者	割合
中央値以上	437 人	50.8%	16,687 人	50.5%
困窮度Ⅲ	243 人	28.3%	9,408 人	28.5%
困窮度Ⅱ	69 人	8.0%	1,694 人	5.1%
困窮度Ⅰ	111 人	12.9%	5,246 人	15.9%
合計	860 人	100.0%	33,035 人	100.0%

(2) 家計の状況

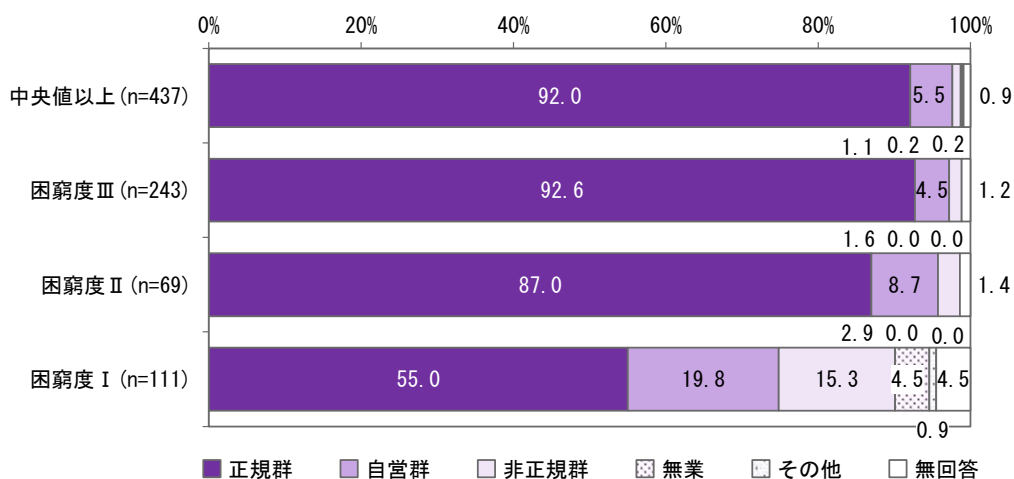
① 困窮度×世帯員の構成（保護者）

困窮度別に世帯員の構成をみると、「ふたり親世帯」と回答したのは、中央値以上群が 95.2%であるのに対して、困窮度Ⅰ群は 65.8%となっており、「母子世帯」と回答したのは、中央値以上群が 1.8%であるのに対して、困窮度Ⅰ群は 24.3%となっています。



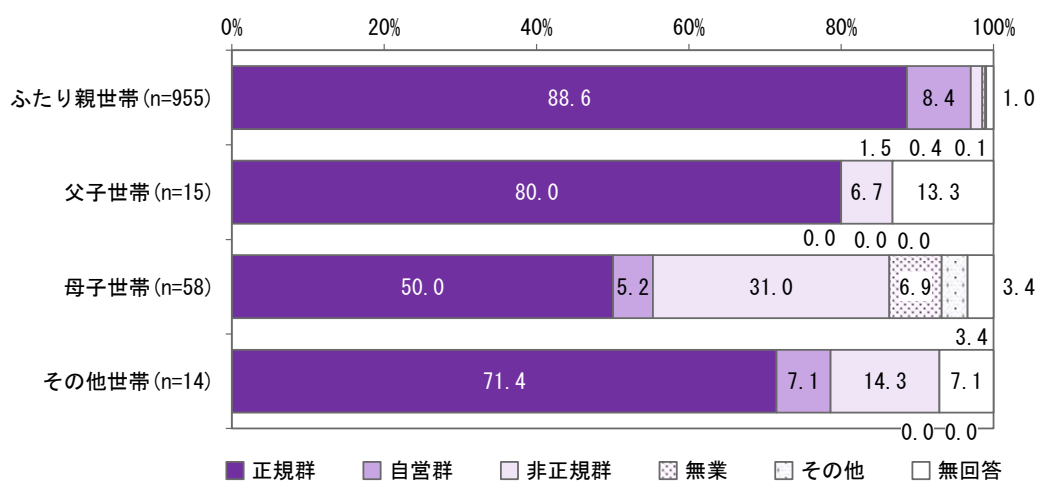
② 困窮度×就労状況（保護者）

困窮度別に就労状況を見ると、「正規群」と回答した割合は、中央値以上群が 92.0%であるのに対し、困窮度Ⅰ群は 55.0%で低くなっています。



③ 世帯構成×就労状況（保護者）

世帯構成別に就労状況を見ると、母子世帯では「非正規群」と回答した割合が 31.0%であるのに対し、ふたり親世帯では 1.5%と低くなっています。

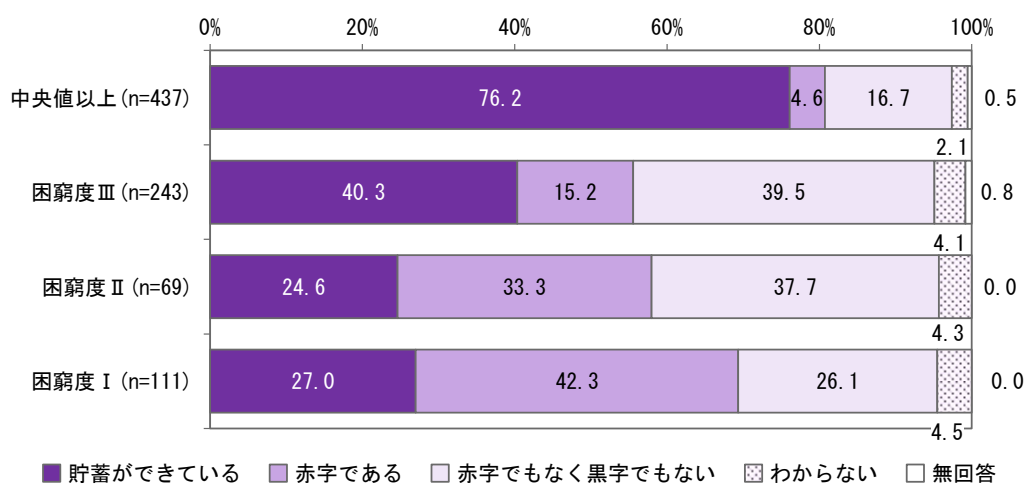


※ 分類方法は以下の通りです。

- ・ 父母あるいは主たる生計者に正規が含まれれば「正規群」
- ・ 上記以外で、父母あるいは主たる生計者に自営が含まれれば「自営群」
- ・ 上記以外で、父母あるいは主たる生計者に非正規が含まれれば「非正規群」
- ・ 上記以外で、誰も働いていなければ「無業」
- ・ 上記以外が「その他」
- ・ ここでの無業とは、「ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者」を指します（就業構造基本調査による）。

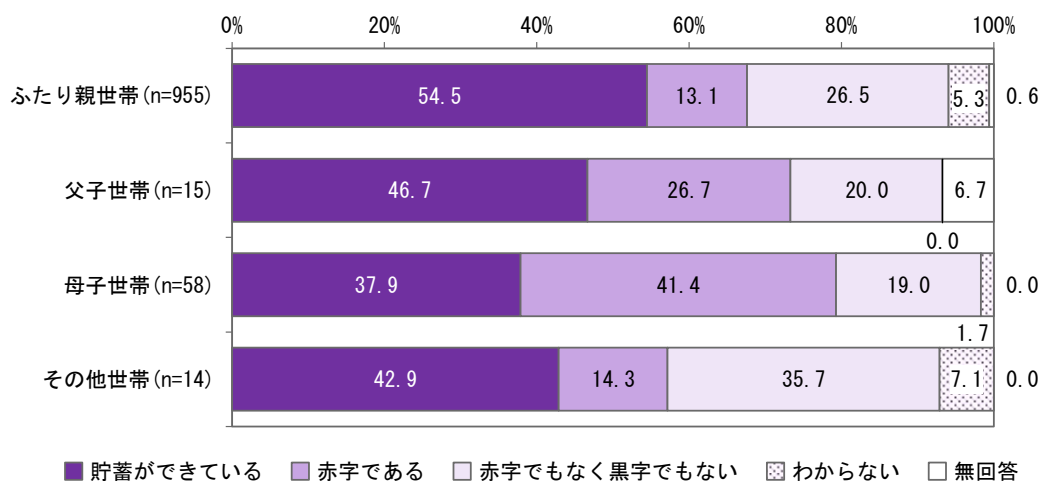
④ 困窮度×家計の状況（保護者）

困窮度別に家計の状況を見ると、中央値以上群では、「赤字である」と回答した世帯の割合は、4.6%であるのに対して、困窮度Ⅰ群では、42.3%となり、4割を超えています。



⑤ 世帯構成×家計の状況（保護者）

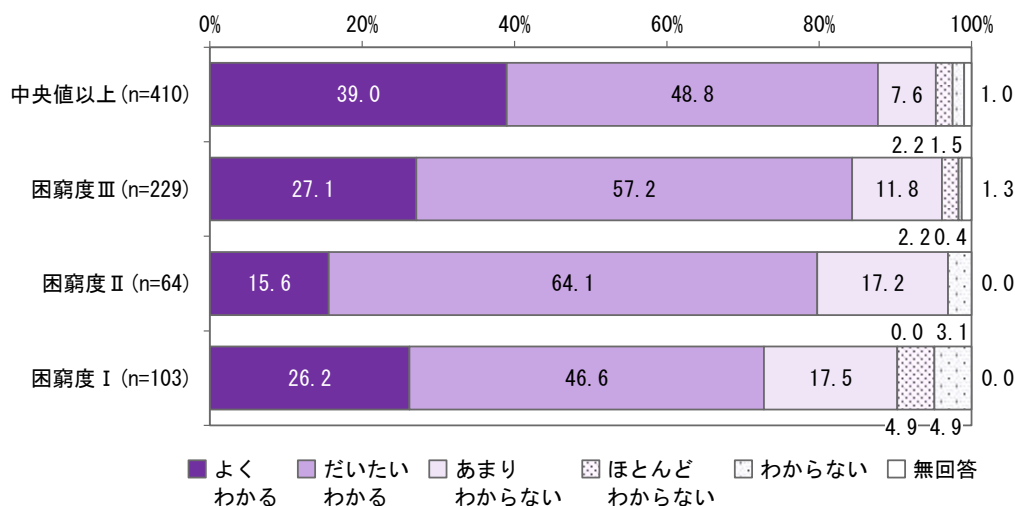
世帯構成別に家計の状況を見ると、「貯蓄ができている」と回答した割合は、ふたり親世帯が54.5%なのに対して、母子世帯は37.9%で、「赤字である」と回答したのは、ふたり親世帯が13.1%なのに対して、母子世帯は41.4%となっています。



(3) 教育

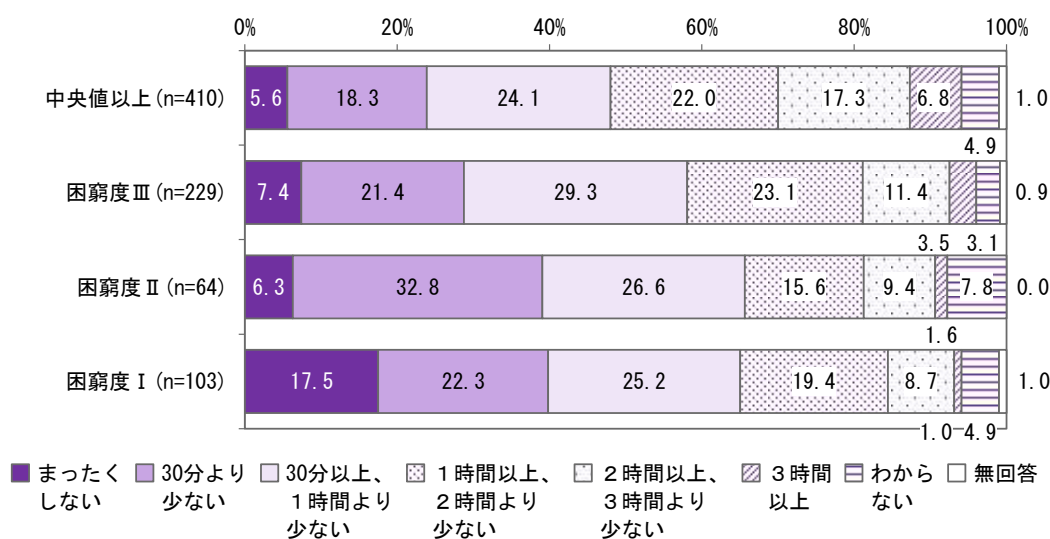
① 困窮度×学習理解度（子ども）

困窮度別に学校の勉強で気持ちに近いものを見ると、「よくわかる」と回答した割合は、中央値群が39.0%で最も高く、困窮度Ⅱ群が15.6%で、最も低くなっています。



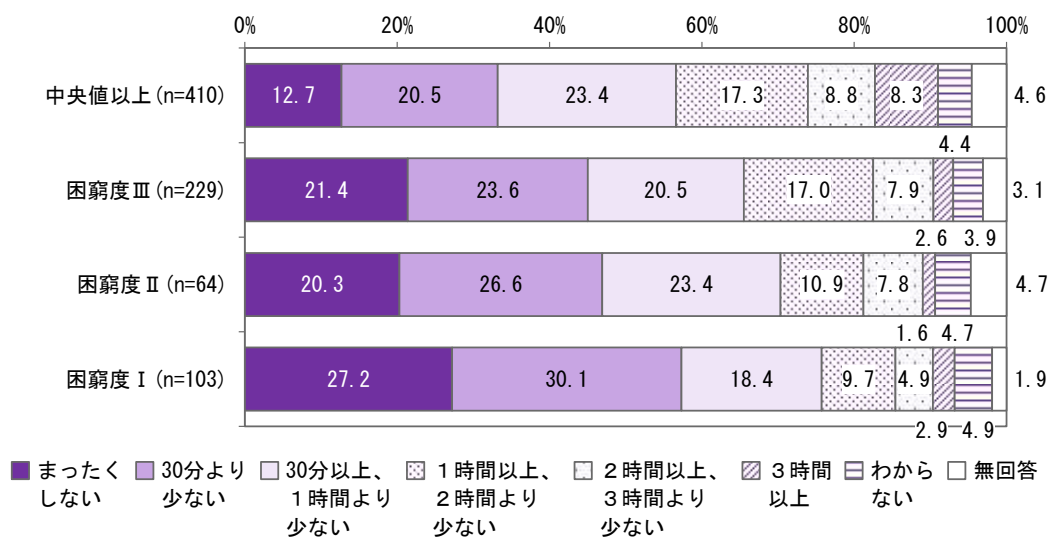
② 困窮度×学校がある日の授業時間以外の勉強時間（子ども）

困窮度別に授業以外の勉強時間を見ると、学校のある日では、困窮度が高くなるにつれ、「3時間以上」と回答した割合が低くなっており、「まったくしない」と回答した割合は、中央値以上群が5.6%で最も低く、困窮度Ⅰ群が17.5%で、最も高くなっています。



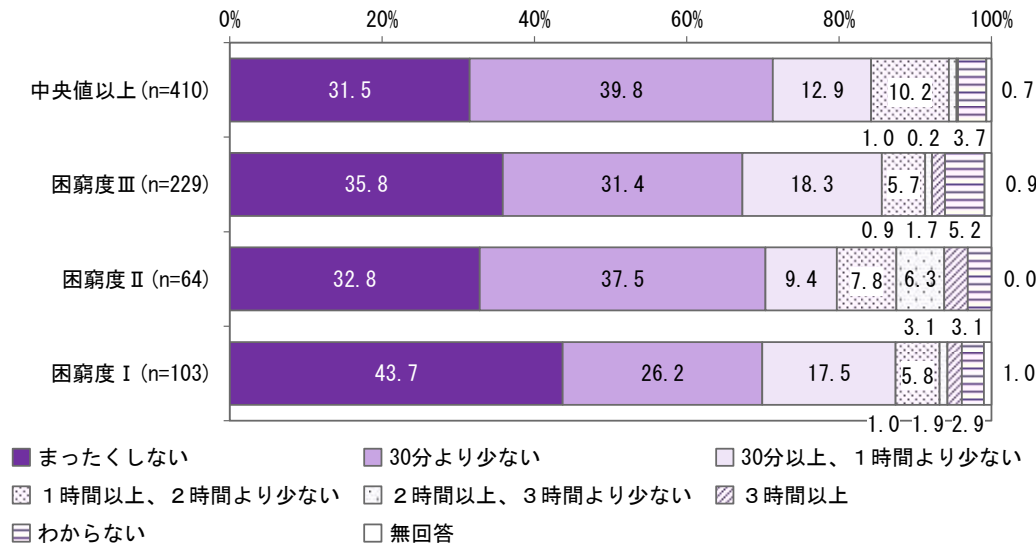
③ 困窮度×学校がない日の授業時間以外の勉強時間（子ども）

困窮度別に授業以外の勉強時間を見ると、学校がない日では、「まったくしない」と回答した割合は、中央値以上群が 12.7%で最も低く、困窮度Ⅰ群が 27.2%で最も高くなっています。



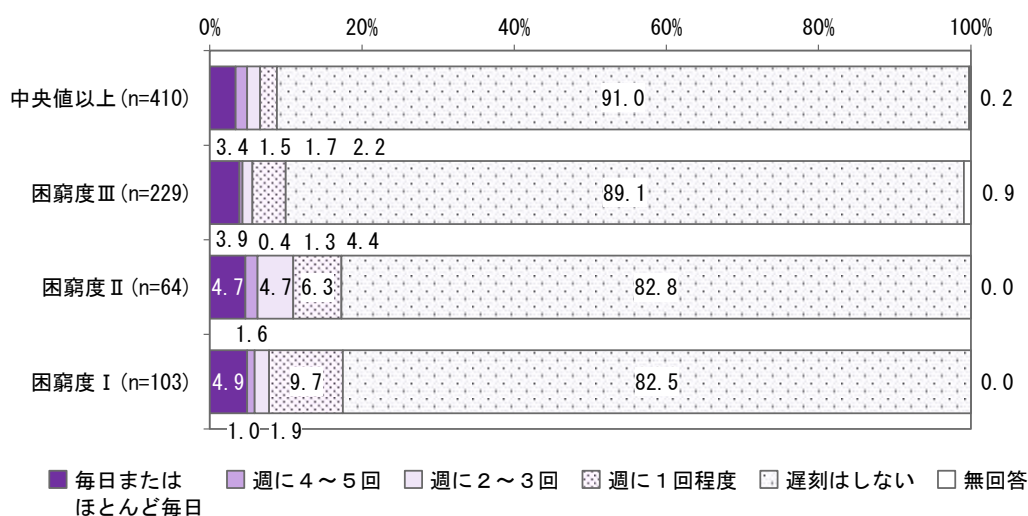
④ 困窮度×授業以外の読書時間（子ども）

困窮度別に授業以外の読書時間を見ると、「まったくしない」と回答した割合は、中央値以上群が 31.5%で最も低く、困窮度Ⅰ群が 43.7%で、最も高くなっています。



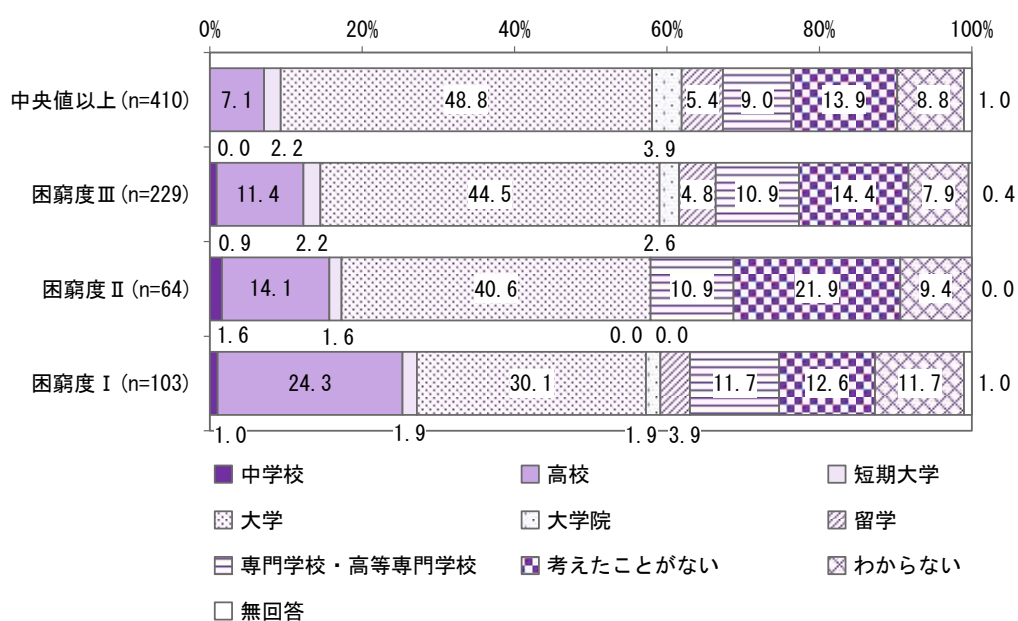
⑤ 困窮度×学校への遅刻（子ども）

困窮度別に学校への遅刻を見ると、困窮度が高くなるにつれ、「毎日またはほとんど毎日」、「週に1回程度」と回答した割合が高くなっています。



⑥ 困窮度×希望する進学先（子ども）

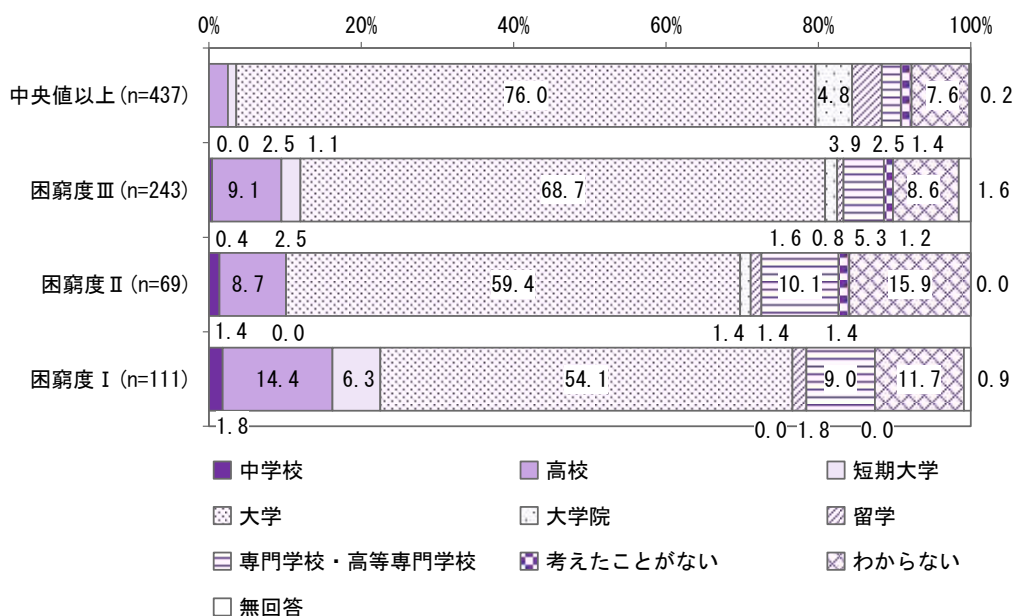
困窮度別に子どもが希望する進学先を見ると、困窮度が高くなるにつれ「大学」と回答した割合が低くなり、「高校」と回答した割合は高くなっています。



⑦ 困窮度×希望する進学先（保護者）

困窮度別に保護者が希望する子どもの進学先を見ると、困窮度が高くなるにつれ、「大学」と回答した割合は低くなり、「高校」と回答した割合は高くなっています。

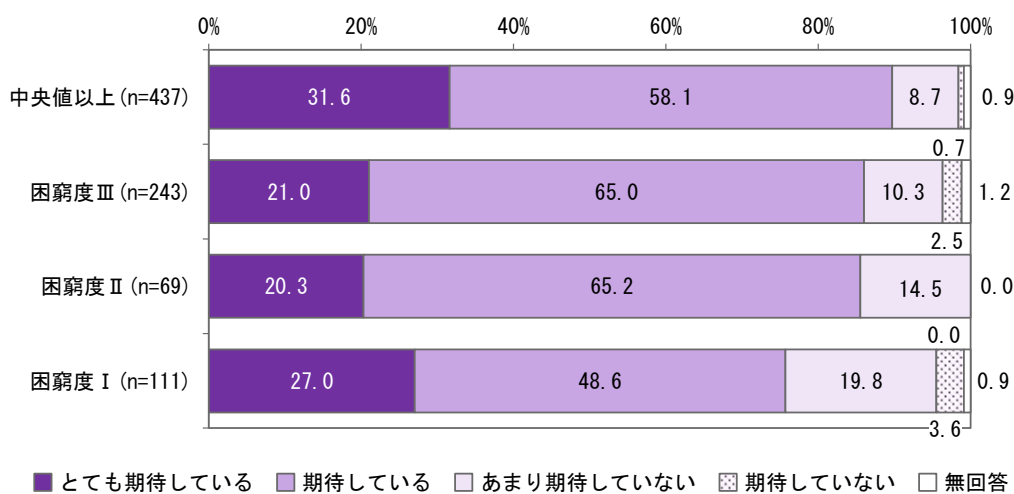
また、困窮度Ⅱ群、困窮度Ⅰ群では、「中学校」と回答した割合がそれぞれ 1.4%・1.8%で、中央値以上群、困窮度Ⅲ群よりも高くなっています。



⑧ 困窮度×子どもの将来への期待度（保護者）

困窮度別に子どもの将来に対する保護者の期待度を見ると、困窮度が高くなるにつれ、「あまり期待していない」と回答した割合が高くなっています。

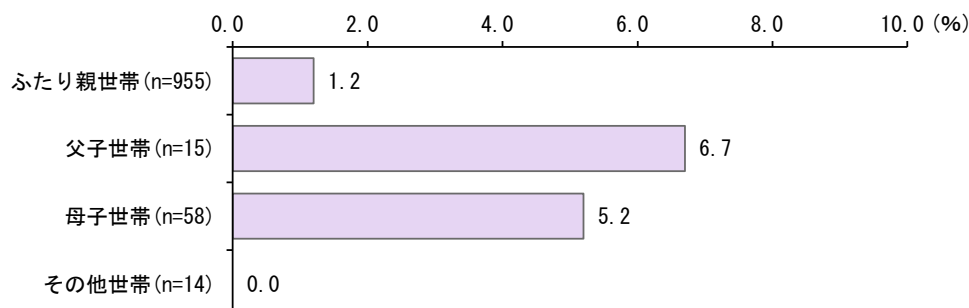
また、子どもの将来に期待している回答した割合は、中央値以上群が 89.7%（「とても期待している」31.6%、「期待している」58.1%）で、最も高くなっています。



(4) 相談に関する状況

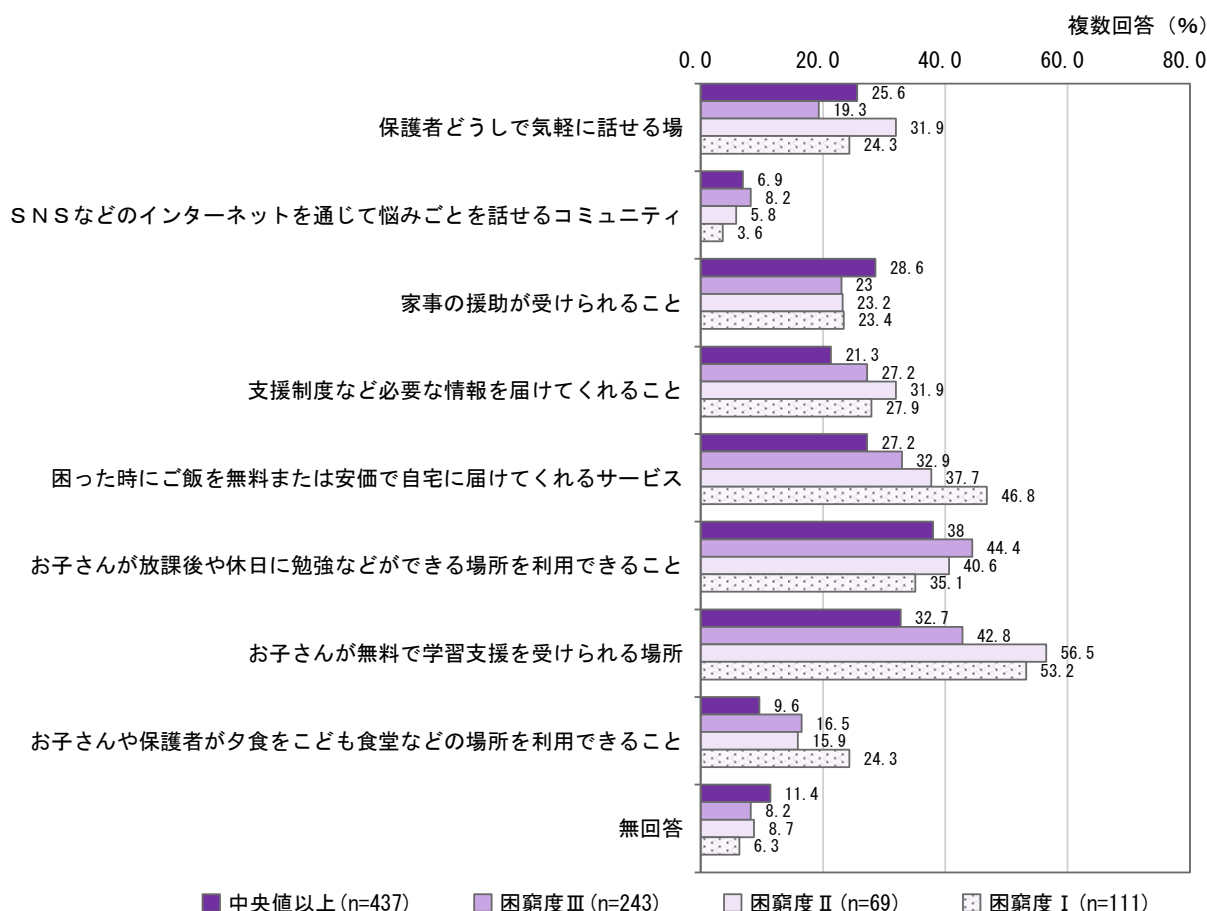
① 世帯構成×相談できる相手がいない割合（保護者）

世帯構成別に相談相手・相談先がいない保護者の割合を見ると、「相談できる相手がいない」と回答した割合は、父子世帯で6.7%、母子世帯で5.2%となっています。



② 困窮度×身近にあればいいと思うこと（保護者）

困窮度別に保護者が身近にあればいいと思うこととして、困窮世帯において「お子さんが無料で学習支援を受けられる場所」の割合が約50%と最も高く、次いで「困った時にご飯を無料または安価で自宅に届けてくれるサービス」、「支援制度など必要な情報を届けてくれること」の割合が高い傾向にあり、困窮度が高い世帯ほど割合が高くなっており、「お子さんや保護者が夕食をこども食堂※15などの場所を利用できること」についても、困窮度が高い世帯ほど割合が高くなっています。

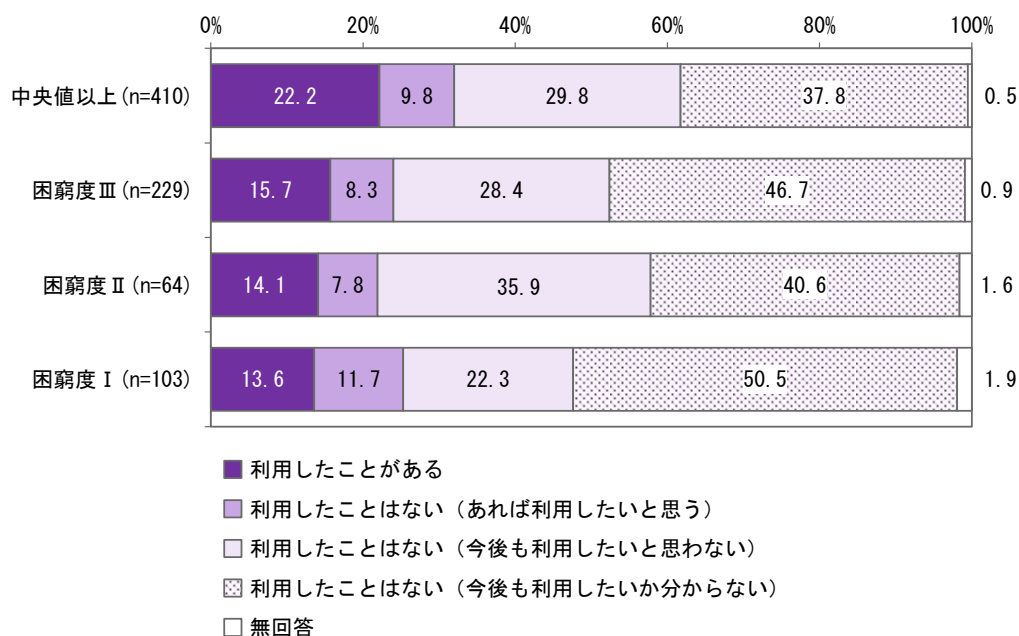


※15 こども食堂とは、子どもの居場所づくりを目的に、低料金による食事の提供を通して、子どもの健やかな成長を支えるとともに、地域の人とふれあい、豊かな人間性及び社会性を身につけることができる施設として開設されるもののこと。

(5) 子どもの居場所に関する状況

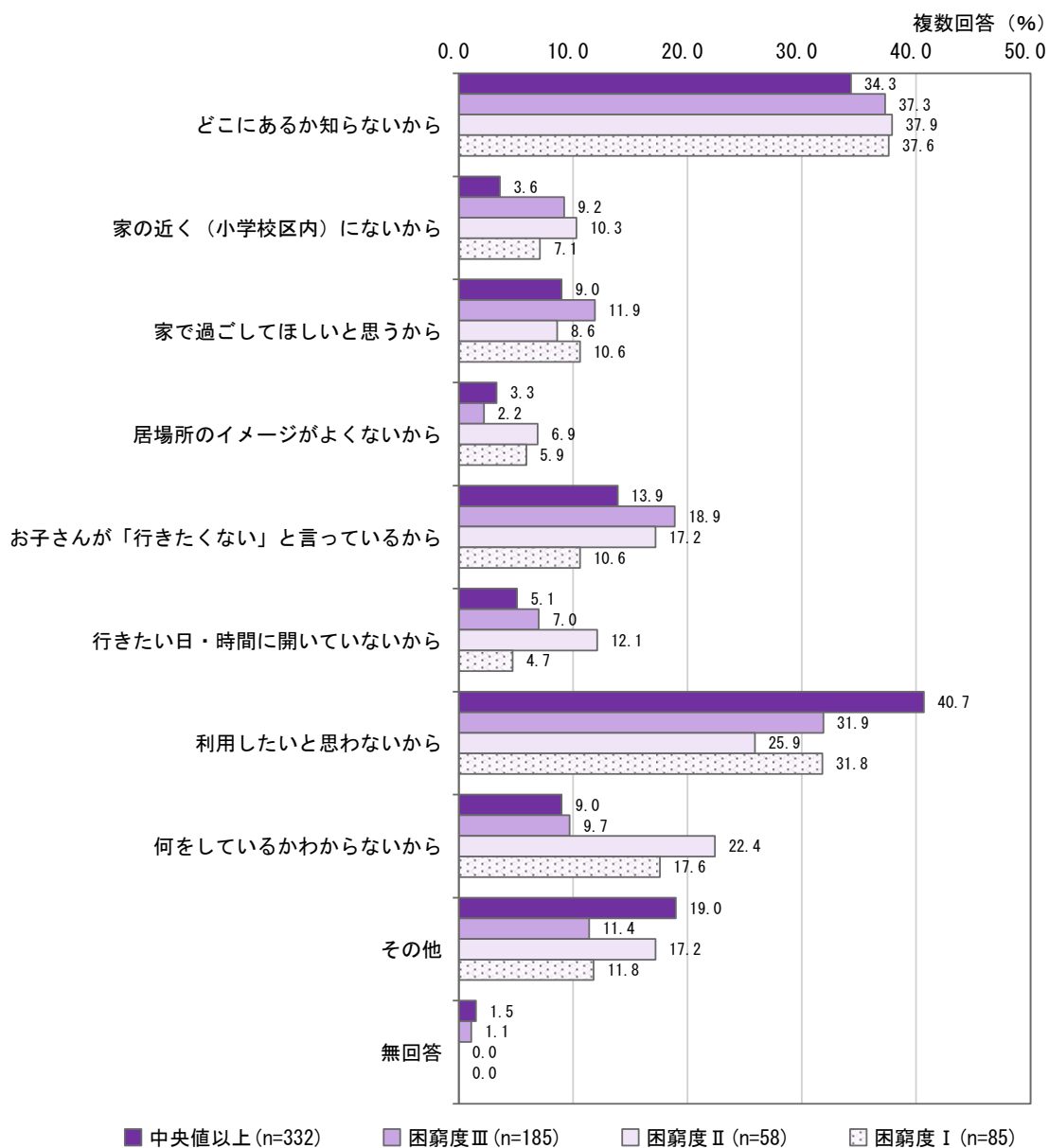
① 困窮度×居場所の利用状況（子ども）

困窮度別に居場所（平日の夜や休日を過ごすことができる場所）の利用状況を見ると、困窮度が高まるにつれて、「利用したことがある」と回答した割合が低くなっています。



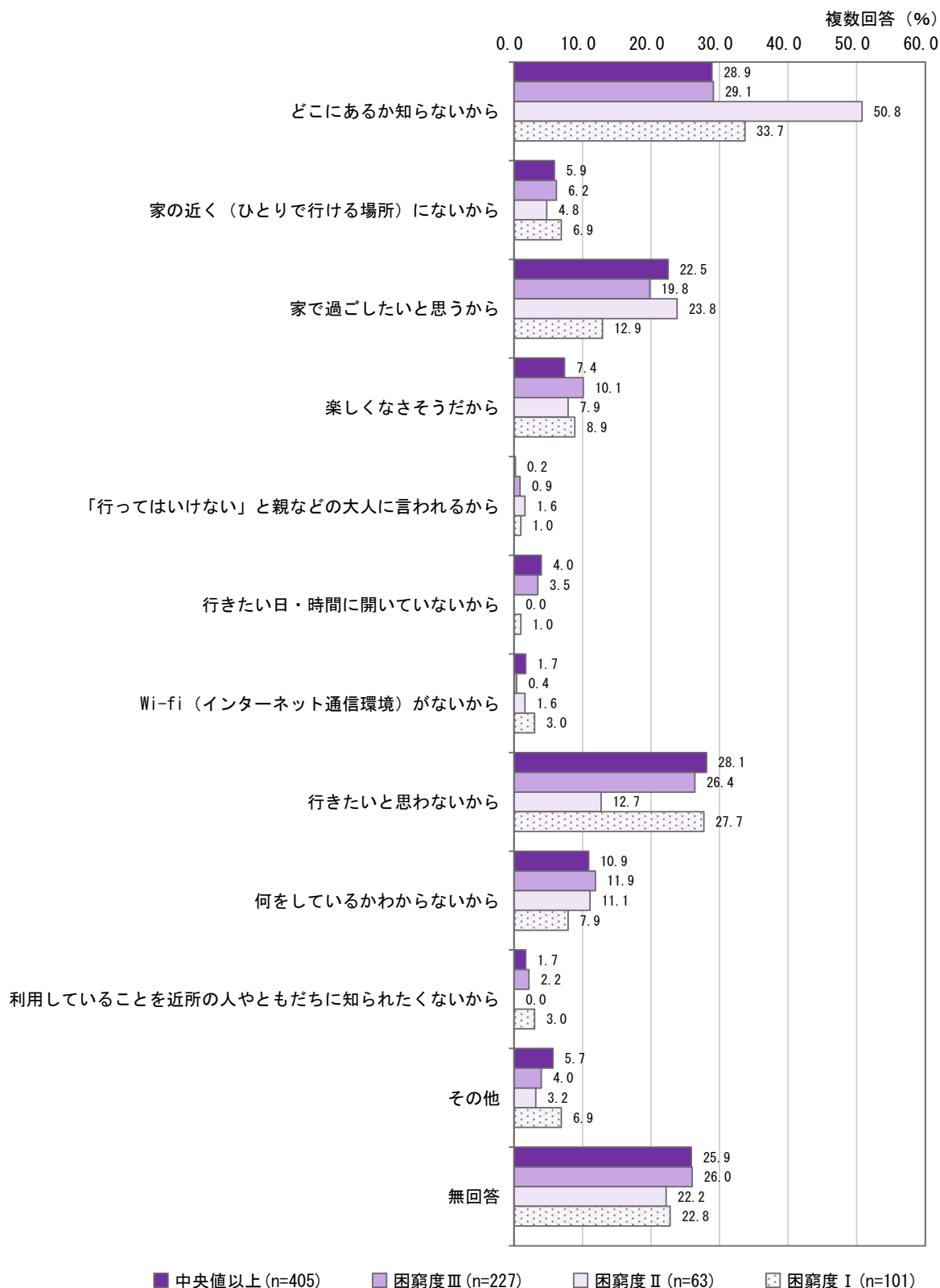
② 居場所を利用しない理由（保護者）

保護者が居場所を利用しない理由として、「どこにあるか知らないから」の割合が高くなっています。



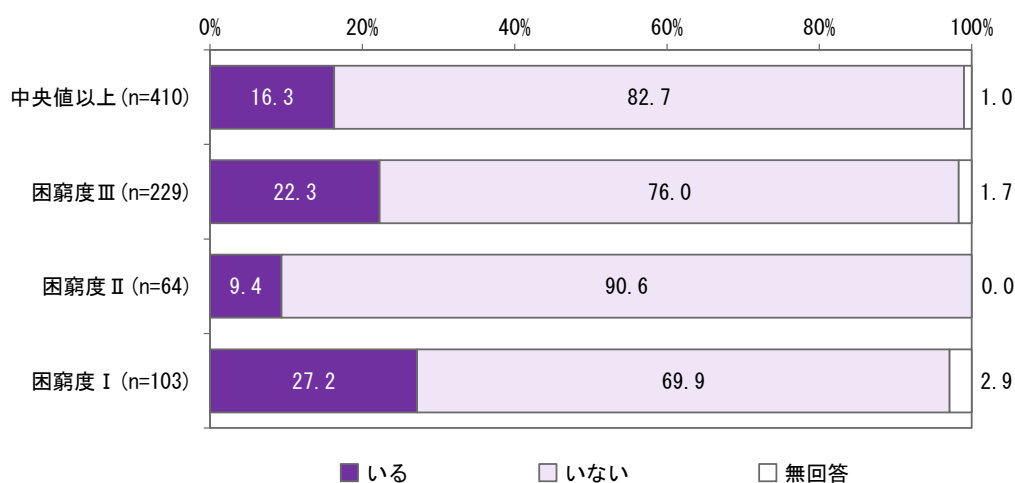
③ 居場所を利用しない理由（子ども）

子どもが居場所を利用しない理由として、「どこにあるか知らないから」、「利用したいと思わないから」、「家で過ごしたいと思うから」の割合が高いが、困窮世帯と中央値以上の世帯においてあまり差は見られません。



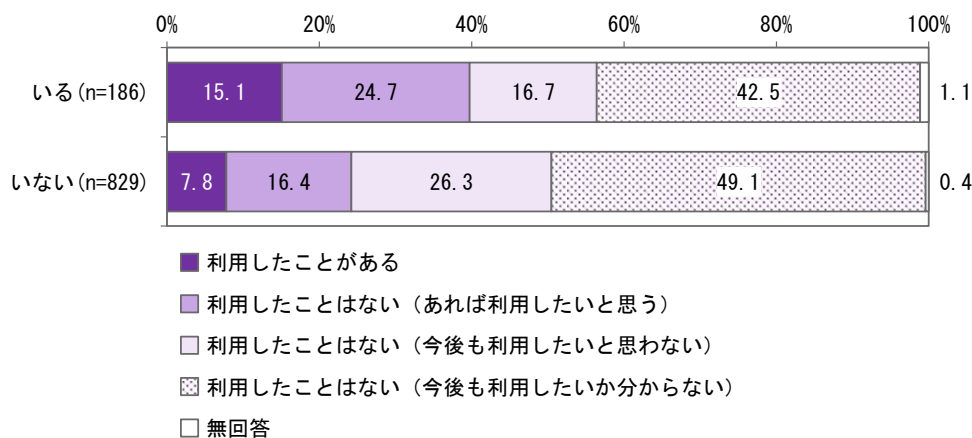
④ 困窮度×自分が世話をしている人の有無（子ども）

困窮度別に自分が世話をしている人の有無を見ると、自分が世話をしている人が「いる」と回答した割合は困窮度Ⅰ群で27.2%と最も高くなっています。



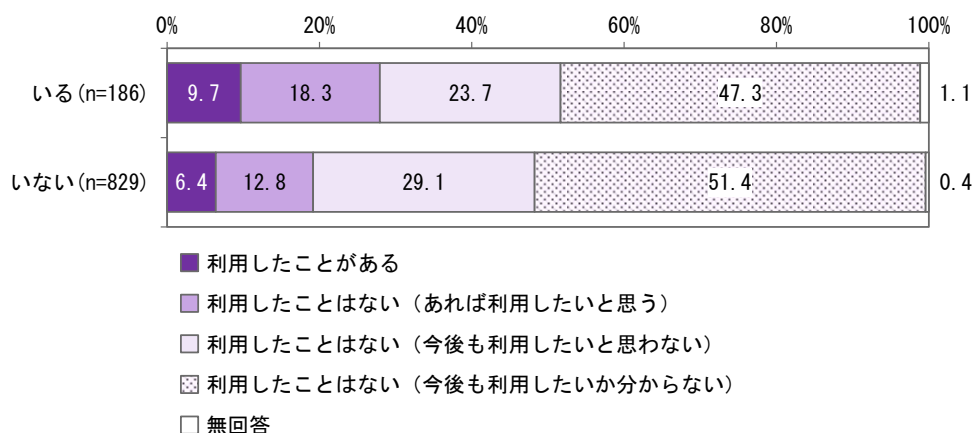
⑤ 家族のお世話の状況×昼食や夕食、お弁当を無料か安い料金で食べることができる場所（子ども）

自分が世話をしている人の有無別に昼食や夕食、お弁当を無料か安い料金で食べることができる場所を見ると、「利用したことはない（今後も利用したいと思わない）」、「利用したことはない（今後も利用したいか分からない）」と回答した割合は、世話をしている人がある子どもよりいない子どものほうが高くなっています。



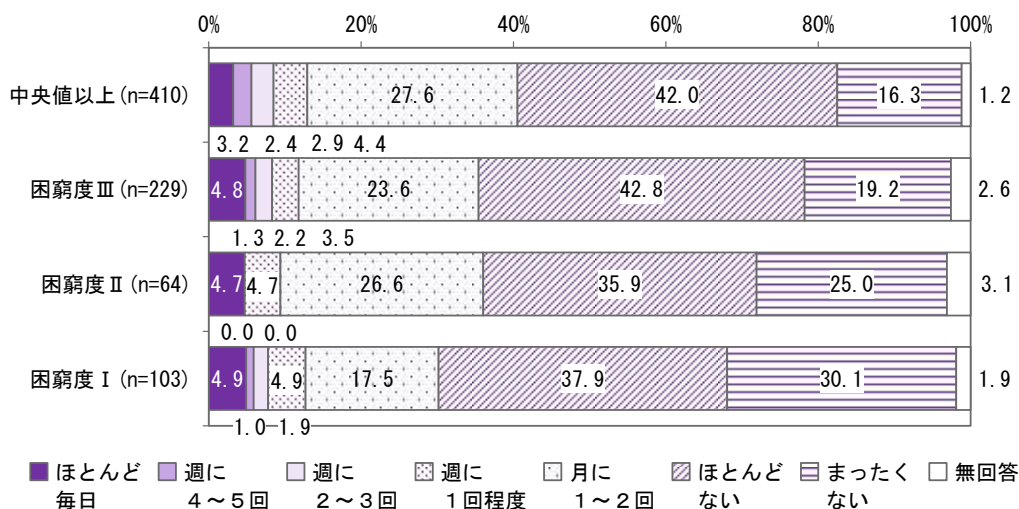
⑥ 家族のお世話の状況×勉強を無料か安い料金でみてくれる場所（子ども）

自分が世話をしている人の有無別に勉強を無料か安い料金でみてくれる場所を見ると、「利用したことがある」、「利用したことはない（あれば利用したいと思う）」と回答した割合は、世話をしている人がいない子どもよりいる子どものほうが割合が高くなっています。



⑦ 困窮度×おうちの大人の人と文化活動（図書館や美術館、博物館、音楽鑑賞）に行くか（子ども）

困窮度別におうちの大人の人と文化活動をするかを見ると、困窮度が高くなるにつれ、「まったく」と回答した割合が高くなっています。



The background of the page is decorated with various colorful geometric shapes, including circles and stripes. The colors used are teal, orange, pink, blue, yellow, and red. Some shapes have patterns like polka dots or stripes. The shapes are scattered across the page, creating a vibrant and abstract design.

第3章

第2期計画の主な取り組み状況と課題

第1節

基本目標ごとの取り組み状況と課題

1. 子育て・親育ちを応援する環境づくり

- 本市では全国に先駆けて平成17(2005)年4月に「池田市子ども条例」を施行し、本市の次世代育成支援推進の基本と位置づけました。この条例に基づき、その普及・啓発を進めるとともに、本条例に基づき設置した子ども・子育て会議において、子どもの健全育成や子ども・子育て家庭への支援に関する審議を行い、子育て支援施策を推進しました。
- 子育てに関する市民の関心を高め、家庭・地域・社会における子育て支援を推進しました。
- 子どもの自主性や自己肯定感を育み、次代の親育ちの基礎づくりを進めるため、学校教育、就学前教育の充実を図り、子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備を推進しました。
- 児童福祉法の改正により、全ての妊産婦、子育て家庭、子どものための一体的な相談機能を有する機関として「こども家庭センター」が新たに規定されたことから、本市においても子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合した組織として新たに「子ども未来課」を設置し、虐待の早期発見や発生予防の取り組み、支援や配慮を要する子どもとその家庭に必要な支援が行き渡るよう体制の充実を図ってきました。
- 今後も支援や配慮を要する子どもへのきめ細やかな対応を充実させるとともに、子育てに対する不安や負担の解消を図り、地域社会をはじめ社会全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくりが求められます。

2. 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

- 「子ども未来課」を中心として母子保健や子育てに係る相談・支援機能を充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の強化を図ってきました。
- 地域子育て支援拠点の充実のほか、学校の空き教室を活用した留守家庭児童会の整備やこども食堂への支援等による放課後児童対策の充実を図ってきました。
- 保育ニーズが多様化していく中、保育施設の整備や認定こども園化、保育士確保の取り組みにより、保育定員の確保に努め、待機児童対策を推進しました。
- 今後も子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て家庭に寄り添った相談体制の充実をはじめ、結婚から妊娠、出産、子育て期に至るまで切れ目のない支援を行っていく必要があります。

3. 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

- 子育てを含む家庭生活と仕事の両立支援に向け、企業・事業所に対する子育て期の多様で柔軟な就労形態や家庭生活と均衡のとれた働き方の啓発、男女共同参画の意識向上に努めました。
- 今後も育児休業制度の利用を促進しつつ、産後の職場復帰や子育てと仕事の両立が可能となるよう、保育環境について一層の充実を図ることが求められます。
- 多様な就労の状況に応じた保育サービスや放課後児童対策の充実など、子育てと仕事の両立を推進するための取り組みを充実し、ワーク・ライフ・バランス※16の実現をめざすことが重要です。

4. 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

- 子どもたちがのびのび育っていけるよう、安全・安心な環境づくりに向け関係機関や地域と連携し、子どもを事故、犯罪の被害や災害から未然に守る活動を推進しました。
- 子どもの安全確保に努めるとともに、子育て家庭の安心確保に向け、居住環境支援やバリアフリー※17化など、子ども・子育て家庭に配慮したまちづくりを推進し、生活環境の整備・充実を図ってきました。
- スマートフォンやSNS※18等の普及など、子どもを取り巻く環境が恒常的に変化しており、有害環境の是正に向けた対策を推進しました。
- 今後も子どもが事件・事故に巻き込まれないよう、より安全で安心なまちづくりが求められます。

5. 子どもの人権を守る環境づくり

- 池田市子ども条例を改正し、基本理念において改めて子どもの権利について明記するとともに子どもなどの意見を施策に反映させるための措置を講じることを定め、子どもの権利の強化に取り組んできました。
- 「池田市人権教育基本方針」及び「池田市人権教育推進プラン」に則り、子どもの主体的な思考力、判断力を養い、豊かな人権感覚を持って行動する人間として成長していくことをめざした人権教育を推進しました。
- 社会の変化とともに人権問題も多様化・複合化する中で、各種講座や相談を通して、様々な文化、習慣、価値観等が尊重され、子どもの権利が等しく守られる環境の整備・充実に努めました。
- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、次代を担う人材育成策としてこどもの貧困の解消に向けた対策を推進しました。
- 今後は、こども基本法や池田市子ども条例の趣旨も踏まえ、子どもの権利のより一層の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

※16 ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和のこと。

※17 バリアフリーとは、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきたが、現在では、障がいのある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられている。

※18 SNSとは、「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で利用者同士のコミュニケーションを円滑にする場、趣味及び共通の関心事例などで新たなつながりを構築する場などを提供するサービスのこと。

第2節

重点推進施策の取り組み状況と課題

第2期計画では、重点的な取り組みとして、「妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実」「高まる保育需要への対応」「きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援」「学校教育、就学前教育の充実」の4つの施策について重点的に取り組んできました。これらの取り組みの中で、さらに計画を実効性のあるものとするため、特に重点的に推進すべき16施策を定め推進しました。それらの取り組み状況を総括と併せて記載します。

1. 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実

- 安心して妊娠・出産ができるよう妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図りました。
- 助産師や保健師による乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）をはじめ、産前・産後サポートや産後ケアなどの妊娠・出産支援事業により、妊婦や産後間もない時期の母子とその家庭の相談支援の充実に努めました。
- 妊娠期から子育て期にわたる多様なニーズに対して、子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、切れ目のない当事者目線の寄り添う支援に努めました。
- 地域子育て支援拠点（つどいの広場）の充実を図りました。

事業名	乳児家庭全戸訪問事業	担当課	子ども未来課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
訪問児童実人員	662人	662人	687人
総括	○ 出生数の減少に伴い、訪問数は減少しています。 ○ 訪問の連絡や希望のない家庭についても育児状況等を全数把握し、支援するように努めました。 ○ 今後も引き続き、保健師や助産師が全ての家庭を対象に訪問し、妊娠期からの切れ目のない支援となるよう努める必要があります。		

事業名	妊娠・出産支援事業（産前・産後サポート、産後ケア）	担当課	子ども未来課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
産前・産後サポート事業延利用者数	422人	422人	450人
妊娠・出産について満足している者の割合	81.4%	81.0%	85.0%
総括	○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集団での相談会は中止していましたが、令和4年度より再開し、再開後は増加傾向にあります。 ○ 産後ケア事業は、訪問型に加えて令和4(2022)年8月より宿泊型と通所型を開始しており、申請者、利用者は増加しています。 ○ 交流会や産後ケア事業は妊産婦の育児不安の軽減につながるため、今後は利用者のニーズに合わせて事業内容を検討していく必要があります。		

事業名	利用者支援事業	(母子保健型)子育て世代包括支援センター		担当課	子ども未来課 子育て支援課
		(基本型)			
指標		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標	
この地域で子育てをしたいと思う親の割合		62.7%	62.0%	74.0%	
総括	(母子保健型)				
	○ 子育て世代包括支援センターについては、妊娠期に保健師が全数面接を行うことで、支援を要する妊婦の把握につながっています。 ○ 今後も引き続き保健師が全数面接を行うことで、支援を要する妊婦の把握に努める必要があります。				
総括	(基本型)				
	○ にじいろについては、地域の様々な子育て支援の場に出向いて気軽に相談に応じることにより、相談支援の充実が図られました。 ○ 今後も引き続き、妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象として当事者目線で寄り添い型の相談支援を行うとともに、子育てに関する情報提供や電話・面談・訪問等、相談者のニーズに合わせた相談スタイルで柔軟に応じていくことが必要です。				

事業名	地域子育て支援拠点事業		担当課	子育て支援課
指標		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
地域子育て支援拠点事業実施箇所数		5箇所	5箇所	5箇所
総括	○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひろばの受け入れ人数を縮小していましたが、5類感染症移行により、少しずつ受け入れ人数を増やしています。			
	○ 令和3(2021)年度より「てしまの森」を新設、令和4年(2022)年度に「わたぼうし」を移転し、ひろば機能の強化とともに、利便性の向上による利用促進を図りました。			
	○ 令和4(2022)年度より、ひろばやイベントのネット予約システムを導入したことで利便性が向上しました。			
	○ 今後とも、子育て親子が交流できる場を提供し、子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行うとともに、職員の質と利便性の向上に努め、利用促進を図る必要があります。			

2. 高まる保育需要への対応

- 幼児教育・保育の無償化など高まる保育需要に対応し、待機児童を発生させることのないよう、保育施設の整備、定員枠の拡大や保育士確保に取り組みました。
- 保育コンシェルジュ^{※19}の活用による保育に関する相談対応・案内に加え、専門知識のある職員が施設の巡回支援指導を行い、利用者に寄り添った支援と保育の質の向上を図りました。
- 就学児童の保育の充実に向け、留守家庭児童会の取り組みを拡充しました。

事業名	保育所等の利用調整及び量の確保			担当課	子ども・若者政策課 幼児保育課
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込		令和 6 (2024) 年度目標
年度当初時点の国基準待機児童数		0 人	0 人		0 人
利用定員数		2, 149 人	2, 331 人		2, 430 人
総括	○ 保育ニーズが増加している中、新規施設の開園等により量の確保を行うことで、国基準待機児童数の発生を防ぐことができています。 ○ 保育ニーズは今後も高い状況で推移することが予想されることから、引き続き、量の確保に努める必要があります。				

※19 保育コンシェルジュとは、就学前の子どもの預け先などについて、保護者の相談に応じる専門相談員のこと。

事業名	保育士確保事業	担当課	幼児保育課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
公私立保育士数 (フルタイム勤務、4月1日時点)	473人	496人	596人
総括	○ 国の保育士等処遇改善施策に加えて「池田市保育士等キャリアアップ事業補助金」を実施しました。 ○ 今後も引き続き、質の高い保育を提供できるよう研修体制等を整えながら、保育士の確保、定着に努める必要があります。		

事業名	保育コンシェルジュの拡充	担当課	幼児保育課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
保育コンシェルジュの配置数	5名	4名	3名
総括	○ 保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応するため、保育コンシェルジュを5名配置しました。 ○ 子育て支援拠点5所での出張保育相談の実施に加え、令和2(2020)年10月からはA I※ ²⁰ 保育コンシェルジュ(A Iチャットボット)も活用することにより、就労等の事情での開庁時間に相談できない方の利用者支援体制を拡充しました。 ○ 保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応することに加え、A I保育コンシェルジュの周知やコンシェルジュ通信の発行など情報発信にも力を入れていく必要があります。		

事業名	巡回支援指導員の配置	担当課	幼児保育課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
巡回支援指導員の巡回実施延べ回数	年39回	年79回	年122回
総括	○ 定期的に巡回を行い、保育の観察や相談を通して、現場の職員と共に具体的な保育のあり方について検討しました。 ○ 私立も含めた就学前施設に巡回し、保育の指導、相談等を行い、保育の質の向上や次世代の育成に努める必要があります。		

事業名	留守家庭児童会運営事業の拡充	担当課	地域教育課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
入会児童数(5月1日時点)	909人	1,006人	1,180人
対象学年	3年生まで	3年生まで	6年生まで
総括	○ 利用ニーズの増加に対応すべく教育委員会へ事務を移管し、場所と人の確保に努めました。 ○ 今後も引き続き、受け入れ学年拡大に向け、場所と人の確保に努める必要があります。		

3. きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援

- ノーマライゼーション※²¹の理念を基本に、障がい(児)・者の生涯にわたる一貫した地域での支援体制を構築するため、関係機関との連携を図り、相談システムの充実に努めました。
- 子ども家庭総合支援拠点において児童虐待など子どもと家庭に関する相談を行うとともに、関連機関との連携を図り、子どもと家庭の支援を行いました。
- いじめ・不登校問題を中心に、課題を抱える児童生徒及びその保護者・家庭を支援するため、市立学校へ「スクールアシストメイト※²²」を派遣し、校内における児童生徒支援の推進を図りました。

※²⁰ A Iとは、「Artificial intelligence」の略称で、人工知能のこと。人間にしかできなかったような高度に知的な作業、判断をコンピュータを中心として行うもの。

※²¹ ノーマライゼーションとは、障がいのある者も障がいのない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念。

※²² スクールアシストメイトとは、先生たちと連携しながら、子どもが抱える悩みや不安を受け止める池田市が独自に配置している支援員のこと。

- 市立学校に、児童生徒の臨床心理に関して専門的知識と経験を有するスクールカウンセラー^{※23}や、児童生徒の取り巻く環境と子どもとの関係を捉えた上で環境改善を図るスクールソーシャルワーカー^{※24}を配置しました。校内における支援体制の充実により、様々な教育・環境課題に対する児童生徒のケアや保護者の不安解消に努めました。

事業名	児童家庭相談事業、子ども家庭総合支援拠点		担当課	子ども未来課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標	
教育や母子保健との連携及び連携強化	こども家庭センター設置に向けた体制の構築	母子保健との連携強化	教育、母子保健との連携システムの構築	
総括	○ 関係機関と連携を図りながら児童と家庭に関する相談対応を適切に行い、子どもが安全に安心して生活ができる支援を行いました。 ○ 今後も引き続き、関係機関と連携を図り、子どもが安全で安心できる生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助を行う必要があります。			

事業名		発達支援システム推進事業（障がい児支援）		担当課	発達支援課
指標		令和 5（2023）年度実績	令和 6（2024）年度実績見込	令和 6（2024）年度目標	
発達支援システム検討委員会		1 回開催	2 回開催	2 回開催	
研修会等		23 回	10 回	10 回	
総括	○ 研修会により支援者の質向上と発達障がい等の啓蒙に寄与しました。				
	○ 相談支援体制の整備や重症心身障がい児※25・医療的ケア児※26の支援体制の充実が課題であるため、今後は障がい児のインクルージョン※27推進に向け、関係機関との連携や相談支援体制の強化に努める必要があります。				

事業名	いじめ・不登校等トータルサポート事業		担当課	教育センター
指標		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
活動日数		1,239 日	1,300 日	1,189 日
総括	○ スクールアシストメイトが、様々な課題を抱える児童・生徒に教員とは違う立場でかわわり、教職員と連携しながら多面的な支援を実施しました。 ○ 活動の一端として、授業での学習支援や話し相手になり、気になる児童・生徒と関わりを深めることで、学校生活での意欲の向上や不登校の未然防止、トラブルの防止を図りました。 ○ 令和6(2024)年度より、全ての市立学校で校内教育支援ルームが常設化され、そこに通う児童・生徒の支援に携わるスクールアシストメイトの役割が大きくなっており、今後も引き続き全校に配置することで、様々な事情を抱える児童・生徒の支援に関わっていくことが重要です。			

※23 スクールカウンセラーとは、心理的な側面から悩みや不安を抱えた児童生徒に対しての相談を行い、保護者及び教職員に対する助言援助を行う専門家のこと。

※24 スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉等の専門的知識を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、問題解決に向けて支援する専門家のこと。

※25 重症心身障がい児とは、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している子どものこと。

※26 医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である子どものこと。

※27 インクルージョンとは、教育や福祉の分野等において、障がいがあることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念のこと。

事業名	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置		担当課	教育センター
指標		令和5（2023）年度実績	令和6（2024）年度実績見込	令和6（2024）年度目標
年間相談回数 スクールカウンセラー（SC）		3,793 回	4,000 回	2,500 回
年間相談回数 スクールソーシャルワーカー（SSW）		1,760 回	1,200 回	2,500 回
総括	（スクールカウンセラー）			
	○ 専門家の知見をもとに、保護者や児童・生徒への支援、教職員会議への参加や事例検討などによる教職員との協同を行いました。			
総括	○ 児童・生徒が抱える諸課題を正確に見取り、具体的な支援や不安を抱える保護者へのケアを行うため、今後も引き続き、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の支援を行っていくことが重要です。			
	（スクールソーシャルワーカー）			
総括	○ 校内で行われる会議でのソーシャルワーク専門職の立場からの必要な助言や適切なアセスメント※28、ケース会議※29への参加、他機関へのつなぎなど、有効的な手だてや助言を行うことができました。			
	○ 今後は、社会資源※30との連携や支援ネットワークの構築を視野に入れたアセスメント・プランニングをもとに、暴力行為発生件数の減少、新規不登校者数の減少、好転ケース割合の増加をめざし、スクールソーシャルワーカーの活用体制を構築していく必要があります。			

4. 学校教育、就学前教育の充実

- 義務教育9年間で連続した期間と捉えた教育課程を編成し、継続的な指導体制及び教育環境を整備しました。
- 幼児教育サポートチーム※31の取り組みにより、公私立を問わず乳幼児保育・教育の充実を図りました。

事業名		「教育のまち池田」総合企画推進事業		担当課	教育政策課
指標		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標	
教育フェスタ参加延べ人数		事業実績なし	事業実績なし	約3,500人	
総括	○ 新型コロナウイルスの影響を機に、池田の教育を広く市民に周知する機会としての教育フェスタを実施することができませんでした。 ○ 新しい教育振興基本計画のもと、池田の教育を広く市民へ周知するための新しい企画を模索していく必要があります。				

事業名		小中一貫教育推進事業		担当課	教育政策課
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標	
小中一貫教育推進委員会開催		2 回	2 回	6 回	
チーフコーディネーター会議開催		4 回	4 回	11 回	
総括	○ 小中一貫教育の本格実施から 10 年が経過し、特色ある教育活動が各学園で展開されてきました。 ○ 教職員対象に、継続すべき取り組みと改善すべきものの精査を行いました。 ○ 今後は、各学園の特色ある教育活動を展開していく中で、授業における子どもの学びの姿を基に、「学びの連続性」を重視した一貫教育を推進していくことが必要です。				

※28 アセスメントとは、子どもの行動や状態を子どもの立場になって理解しながら整理し、その子どもに合った支援の方向や手立てを明らかにするために行うもの。

※29 ケース会議とは、支援を必要とする個々の事例について、関係者が集まり、情報交換や意見交換を行い、具体的な支援計画を検討するために行う会議のこと。

※30 社会資源とは、社会ニーズを充足するために活用できる制度、機関、組織、施設・設備、資金、物品、さらに個人や集団が有する技能、知識、情報などをあわせた総称。

※31 幼児教育サポートチームとは、幼児教育を地域に開かれたものにしていくとともに、幼児教育の振興に向けた取り組みを支援するため、幼児教育アドバイザー等の専門家を配置し、地域の関係者と連携を図り、市内の就学前施設、家庭等を支援する体制の整備を行うチームのこと。

事業名	幼児教育サポート事業		担当課	教育政策課
指標		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
研修会の開催（保育の質と幼小接続）		26回	24回	20回
通信の発行		年12回	年12回	年6回程度
総括	○ 公私立を問わず、市内就学前教育・保育施設の職員が共に学び合える研修の機会を確保することができました。 ○ 学びの連続性を幼児期から途切れることなく重視していく観点から、今後も幼小接続を推進する取り組みをより一層強化していく必要があります。			

第1章

計画の策定にあたって

第2章

池田市における現状と課題

第3章

第2期計画の主な取り組み状況と課題

第4章

計画の基本的な考え方

第5章

基本方向に基づく施策の展開

第6章

子ども・子育て支援事業の展開

第7章

計画の推進に向けて

資料編

第3節

計画策定に係る各専門部会の課題と今後の方向性

本計画の策定にあたり、特に課題を有する分野について、専門部会である「ヤングケアラー※32支援検討会議」、「若者支援検討会議」、「子どもの権利擁護検討会議」、「居場所づくり支援検討会議」を開催し、計画に掲げるべき事項の検討や施策・事業の具現化に向けた協議を行いました。各専門部会では次のような課題や意見が出されました。

● ヤングケアラー支援検討会議

- こども大綱では、ヤングケアラーの問題について、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があり、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進していく必要があると記載されています。
- 福祉分野においては、ケアをされている本人に関する相談がなければヤングケアラーの発見が難しくなっています。また、実際に支援するとなると、ケアをされている側の支援を行うことによる間接的支援はできますが、ケアラー本人への直接的支援が難しい場合があります。
- ヤングケアラー本人の自覚を促すため、周知・啓発を推進します。
- 支援にかかわる職員・教職員へのヤングケアラーに関する理解を深めることを目的とした研修を実施します。
- ヤングケアラーの専門相談窓口の設置、専門職員の配置を行います。
- 定期的な実態調査を行い、「ヤングケアラーと思われる子ども」等の実態をより正確に把握することを推進します。
- ヤングケアラーへの支援を切れ目なく円滑に実施することを目的とした関係機関等で構成された組織の体制づくりを検討します。

● 若者支援検討会議

- こども大綱では、「高等教育の修学支援、高等教育の充実」「就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組」「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」「悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」について取り組みを進めていく必要があると記載されています。
- 法律や制度によって対応する組織や窓口が異なるため情報の整理をする必要があります。
- 若者の支援を切れ目なく円滑に実施されることを目的とした関係機関等で構成された体制づくりや部署間の連携を推進します。
- 若者のみをターゲットとしたイベントや相談会は、多数の参加者が見込めず効果的な支援につなげることが難しいほか、特に義務教育を修了した若者へのSNS等を活用したアプローチ手法を検討していく必要があります。

※32 ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

● 子どもの権利擁護検討会議

- こども基本法が児童の権利に関する条約の精神にのっとっている背景をはじめ、こども大綱では、子ども・若者の社会参画と意見反映を推進していくことが記載されており、子ども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となる子ども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務づけられています。
- 子ども・若者、大人への子どもの権利に関する継続的な周知・啓発を推進します。
- 職員・教職員への子どもの権利に関する理解を深めることを目的とした研修を実施します。
- 市全体として子ども・若者の意見聴取・反映に取り組むため、聴取や反映の手法について検討・共有を図っていきます。
- 専門性を有する相談員の担い手不足が進んでおり、人材確保に努めていくほか、子どもの権利に関する専門相談窓口の設置や専門職員の配置を検討していく必要があります。

● 居場所づくり支援検討会議

- こども大綱では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組むよう記載されています。
- ボランティアや職員の担い手不足が進んでおり、人材確保に努めていく必要があります。
- 居場所を必要としている子ども・若者への情報提供はホームページや広報誌だけでは不十分であり、SNS等を活用した周知の手法を検討する必要があります。
- 子どもにとって安全・安心な居場所であること、より良い場所になるために子ども・若者の意見を取り入れることが大切であり、その聴取や反映の手法について検討していく必要があります。

これらの課題の解決に資する事業を本計画の下記の箇所の施策項目に反映しています。

	ページ	施策	施策項目
ヤングケアラー支援検討会議	91	1-2	(3) ヤングケアラーへの支援
若者支援検討会議	114	2-3	(1) 若者の就職支援 (2) 結婚の希望をかなえる環境整備 (3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援 (4) 高等教育の修学支援、高等教育の充実 (5) 生涯学習の取り組みの推進 (6) 若者にとって魅力ある地域づくり
子どもの権利擁護検討会議	85	1-1	(1) 人権教育の推進 (2) 子ども・若者が参画できるまちづくりの推進
居場所づくり支援検討会議	111	2-2	(2) 子どもの居場所づくりの推進

第4節 子ども・若者への意見聴取

こども基本法において、子ども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達
の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に
参画する機会が確保されること」と掲げられており、その理念を実現するために、市町村は、「こども
施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを
養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とされています。

また、こども家庭庁が策定した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」では、こど
も・若者の意見反映プロセスの全体像として下記のとおり記載されています。

■意見反映プロセスの全体像



- 企画
 - 意見を聴く対象を検討する
 - テーマを設定する
 - 安心・安全を確保する
 - 実施体制を作る
- 事前準備
 - 行政職員の準備をする
 - こども・若者の意見表明の準備をサポートする
- 意見を聴く
 - 聴く側の姿勢や体制を整え、意見を伝えやすい工夫や配慮を行う
 - 意見を表明する選択肢を用意する
 - 振り返りをする
- 反映
 - 聴いた意見を受け止めどう反映するか検討する
- フィードバック
 - 聴いた意見がどのように扱われたのか説明する

本計画の策定にあたり、こども基本法の理念を踏まえ子ども・若者の意見を計画に反映するため、こ
ども家庭庁のガイドラインに従いWEBアンケート調査、ワークショップ及び個別対面ヒアリングを実
施いたしました。

1. 調査・実施方法及び結果

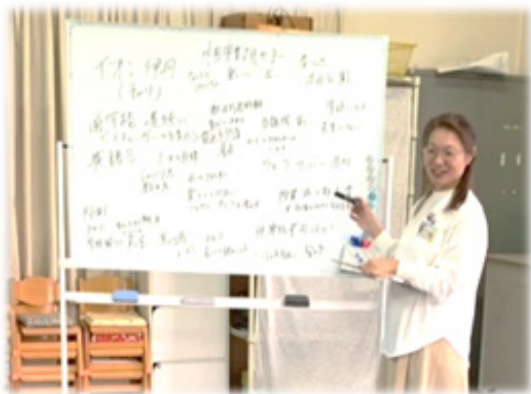
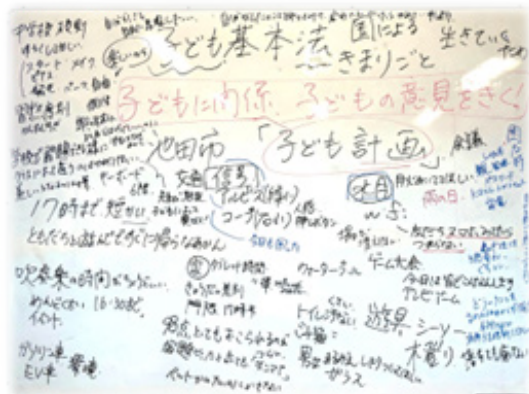
(1) WEBアンケート調査

調査対象	市内に在住している、または通勤・通学している小学生から39歳までの子ども・若者
調査方法	インターネット上のWEBアンケートフォームによるオンライン調査
調査期間	令和6(2024)年10月15日～令和6(2024)年10月28日
回答人数	47人(延べ85件)

(2) ワークショップ及び個別対面ヒアリング

対 象	小学生、中学生及び高校生
実施方法	ワークショップ及び個別対面ヒアリング
実施期間	● ワークショップ（実施回数は全7回） ・学校以外の居場所づくり事業参加者（9月26日） ・水月児童文化センター（10月9日、10月20日） ・こども食堂く学び舎すいげつ食べて屋すいげつ>（10月11日） ・五月山児童文化センター（10月19日） ・中央公民館（10月20日） ● 個別対面ヒアリング（実施日数は全6日間） ・水月児童文化センター（9月25日、9月27日、9月29日、10月2日） ・池田駅前てるてる広場（10月12日、10月13日）
参加人数	延べ84人

(3) 実施の状況

○ ワークショップの風景	○ ワークショップで出た意見の板書
	
○ WEBアンケート調査の募集チラシ	○ ワークショップの募集チラシ
	

2. 子ども・若者からの主な意見

第1章

計画の策定にあたって

第2章

池田市における現状と課題

第3章

第2期計画の主な取り組み状況と課題

第4章

計画の基本的な考え方

第5章

基本方向に基づく施策の展開

第6章

子ども・子育て支援事業の展開

第7章

計画の推進に向けて

資料編

学校について



- 世界の国のことや科学のことなど、もっと知らないことをたくさん学びたい。
- グループワークや学芸会など、みんなで協力し合いながら学べる機会を増やしてほしい。
- 宿題を減らしてほしい。
- 学校の先生にやさしく、わかりやすく教えてほしい。
- スカートの丈を変えたり、髪の毛を染めたりできるよう自由な校則にしてほしい。
- 部活の種類をもっと増やしてほしい。
- 差別や仲間外れをなくしてほしい。

公園・遊び場について

- 公園の遊具を増やしてほしい。
- 公園で花火がしたい。
- ボール遊びができる公園がほしい。
- 室内で遊べる場所がほしい。



交通・道路について

- 自転車で走りやすい安全な道路にしてほしい。
- 大人も交通ルールを守ってほしい。
- 段差がないなど、ベビーカーでの移動をしやすくしてほしい。



学びについて

- プロの吹奏楽の演奏会など、文化鑑賞の機会をつくってほしい。
- 自習室など、放課後に学習できる場所を増やしてほしい。





居場所について

- 下校の途中や駅前などにあればよい。
- いつでも開いている場所がよい。
- 友達と待ち合わせて遊べる場所がよい。

相談について

- 親やほかの人に分からないように相談したい。
- 相談のときにはまずこちらの気持ちを理解してほしい。
- 表向きは相談窓口ではなく、話を聞いてくれる場所であれば相談しやすい。



意見について

- 大人が分かりやすく説明してくれたり、意見したことを実現してもらえれば意見を出しやすい。
- 学校や馴染みのある場所であれば意見を出しやすい。

3. 計画への反映

- 計画策定にあたり、子ども・若者からの意見を各部局に提示し、その意見を踏まえながら重点施策及び個別施策を作成しました。
- 子ども・若者からの意見の中で主なものについては、市ホームページで意見に対する市の考え方を公表します。

第5節 第2期計画の課題のまとめ

これまでの調査や取り組みをもとに、第2期計画の課題のまとめをこども大綱に示されている子ども施策に関する重要事項の項目ごとに課題をまとめました。

1. ライフステージを通した支援の充実

子ども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支えることが重要です。また、子育て当事者に対しても、子どもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」として捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

課題のまとめ

- 自己肯定感を高めるために、子ども自身が子どもの権利についての認識を深め、主体的に自分の考えや思いを表現できるようになることや、子どもは一人の人間であり、権利の主体であることを大人が理解することなど、全ての子どもが大切にされるまちづくりを進めていくことが必要です。
- 子ども・若者への意見聴取の結果によると、子ども・若者の意見を伝える機会について、「大人が分かりやすく説明してくれたり、意見したことを実現してもらえれば意見を出しやすい」、「学校や馴染みのある場所であれば意見を出しやすい」などの意見がありました。子どもが自由に意見を表明できる機会を、様々な場で確保していくことが必要です。
- ヤングケアラー支援検討会議によると、「ケアをされている本人に関する相談がなければヤングケアラーの発見が難しい」、「ケアされる側の支援を行うことによる間接的支援はできるが、本人への直接的支援が難しい場合がある」などの課題がありました。ヤングケアラーは周囲の大人や本人の自覚がなく顕在化^{※33}しづらいという構造があるため、関係機関が連携を強化することで早期にヤングケアラーを発見し、適切な支援につなげていくことが必要です。

※33 顕在化とは、隠れていたものが表にはっきり形として現れること。

2. ライフステージ別の支援の充実

子ども施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、子ども・若者及び子育て当事者にとって、それらがどのような意味を持ち、そしてどのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

課題のまとめ

- 子どもの生活に関する実態調査の結果によると、放課後や休日に過ごすことのできる居場所を利用している割合は、生活に困窮している世帯ほど利用している割合が低くなっており、その理由として、「どこにあるか知らないから」と回答した割合が子ども・保護者ともに最も高くなっています。支援が必要な家庭に十分な情報が行き届いていない状況が示唆されるため、様々な媒体を通じて子ども・子育て家庭への情報発信を強化する必要があります。
- 子ども・若者への意見聴取の結果によると、「相談のときにはまずこちらの気持ちを理解してほしい」、「表向きは相談窓口ではなく、話を聞いてくれる場所であれば相談しやすい」、「親やほかの人に分からないように相談したい」など、相談相手・相談窓口に対する意見がありました。相談先の周知方法の工夫や安心して相談できるような環境づくり、子ども自らが相談でき、子どもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みを検討していくことが必要です。
- 子ども・若者への意見聴取の結果によると、「ボール遊びができる場所がほしい」、「室内で遊べる場所がほしい」、「公園の遊具を増やしてほしい」、「友達と待ち合わせて遊べる場所がよい」、「下校の途中や駅前などにあればよい」などの公園や遊び場、居場所に対する意見がありました。子どもの利用する施設では、子どもの希望を踏まえた居場所づくりが求められています。

3. 子育て当事者への支援の充実

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、負担感、過度な使命感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、心身ともにゆとりを持って子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。

課題のまとめ

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果によると、就学前児童の母親の就労割合（フルタイムまたはパート・アルバイトなどで働いている）は、前回調査から 13.0 ポイント増加しており、「認可保育所」、「認定こども園」、「小規模な保育施設」を平日に定期的に利用している割合は、前回調査から 11.7 ポイントの増加となっています。今後も母親の就労割合は高くなると想定されるため、教育・保育事業の充実を図る必要があります。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果によると、子育てや教育について相談できる人がいる就学前児童及び就学児童の保護者の割合は、前回調査から減少しています。身近に相談相手がない状況にある保護者に寄り添い、子どもの成長に応じて切れ目なく支援することができるよう、オンラインを活用するなど、時間や場所に捉われない相談方法の充実が重要です。
- 子どもの生活に関する実態調査の結果によると、世帯収入額と世帯人数に基づく「相対的貧困率」は 12.9%となっています。また、生活に困窮している世帯は、授業以外の勉強時間や読書時間が短いほか、保護者が子どもの将来に期待する割合も低い傾向にあります。貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、保護者への支援・啓発を行うとともに、子ども自身にも将来かかるお金やそれに対する支援制度等を周知していく必要があります。

The background is decorated with various colorful circles and patterns. In the top left, there are yellow vertical stripes. In the top right, there are teal polka dots. In the middle right, there are overlapping circles in pink, purple, and light blue. In the bottom left, there are yellow, orange, and pink circles, some with polka dots. In the bottom right, there are orange, pink, and yellow circles, some with vertical stripes. A large teal circle is at the bottom center.

第4章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、多様化する社会において、将来の担い手を育成するための重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

本計画では、子どもを社会の真ん中に据え、常にこうした大切な存在である子ども自身の最善の利益を第一に考えることを基本に、子どもの意見を尊重し、そしてその意見を子ども施策に反映していくことを示すため、本計画の【基本理念】を次のとおり定めます。



基本理念を実現するために、「こども大綱」及び「大阪府子ども計画」を勘案し、次の3つの大きな枠組みを基本方向として設定します。

1. ライフステージを通じた支援の充実

子どもの特定の成長過程で明確に分けられるものではなく、成長過程の全体を通して縦断的に対処すべき課題や支援ニーズ※34に対しては、組織横断的な体制の整備や施策間の連携を通じた支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等に関わらず、子どもたちが健やかに成長できるよう取り組みを進めます。

2. ライフステージ別の支援の充実

子どもの誕生前から幼児期においては、誰もが安心して妊娠・出産できるための支援サービスの充実や相談体制の構築を進めるとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、教育・保育施設をはじめとした子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進します。

学童期・思春期においては、子どもが夢や希望を持ち、自らの人生を切り拓き、そして社会に貢献できるよう、心豊かな人づくり及びきめ細やかで一人ひとりに寄り添った支援を推進します。

青年期においては、若者が社会の一員としての役割を果たせるよう、就労や学習の機会創出に努めるとともに、悩みや課題を抱える若者に対しては、その家族も含めて包括的な支援を行うことにより、課題の解決を図ります。

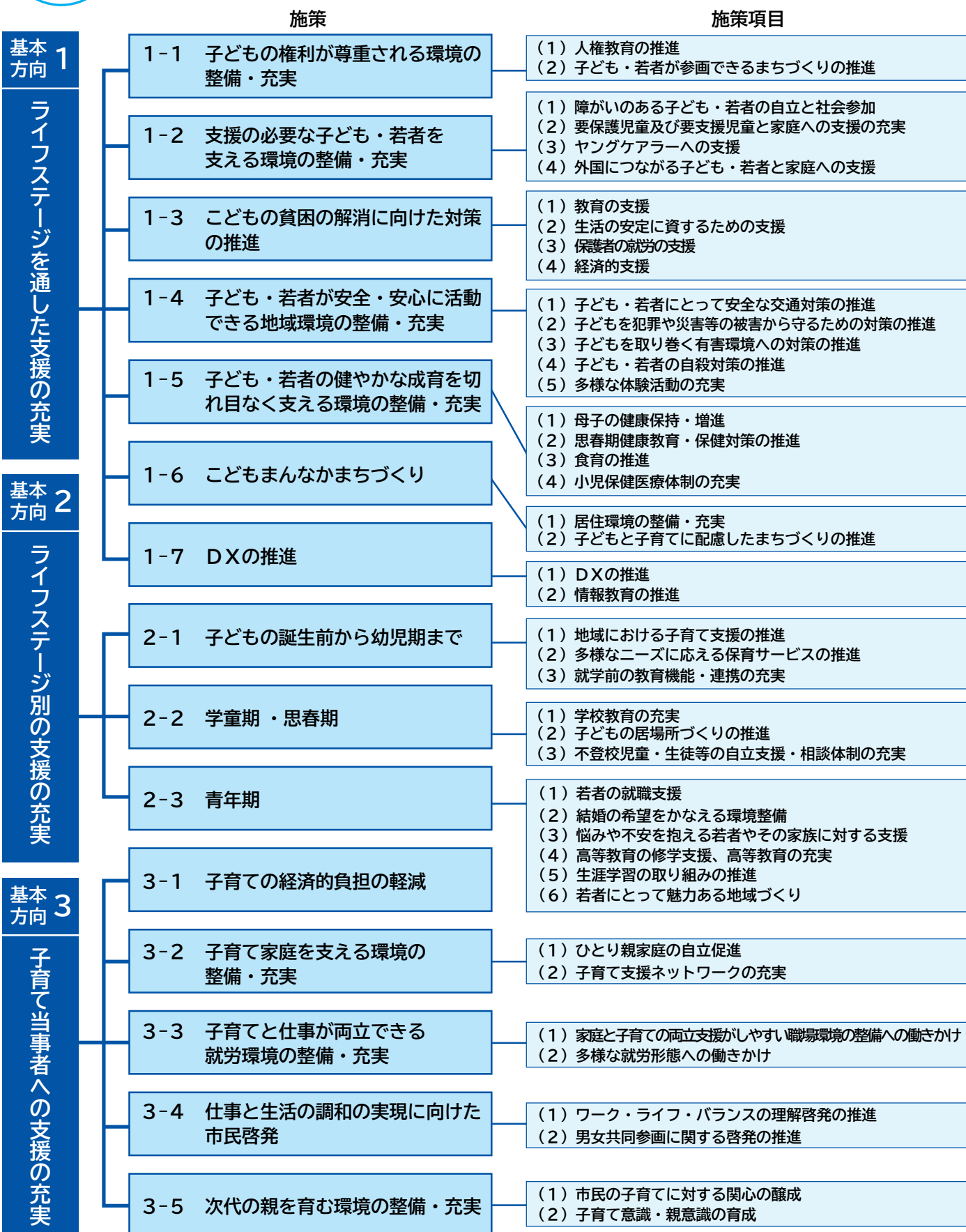
3. 子育て当事者への支援の充実

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、負担感、過度な使命感を抱き、またそのことが子どもの健全な育成を阻むことがないよう、社会全体で家庭における子どもの養育のための支援を進め、育児と仕事を両立しながら、心身ともにゆとりを持って子どもに向き合えるような環境づくりを進めます。

※34 支援ニーズとは、子ども一人ひとりの状況に応じた必要とされる支援内容のこと。

第3節

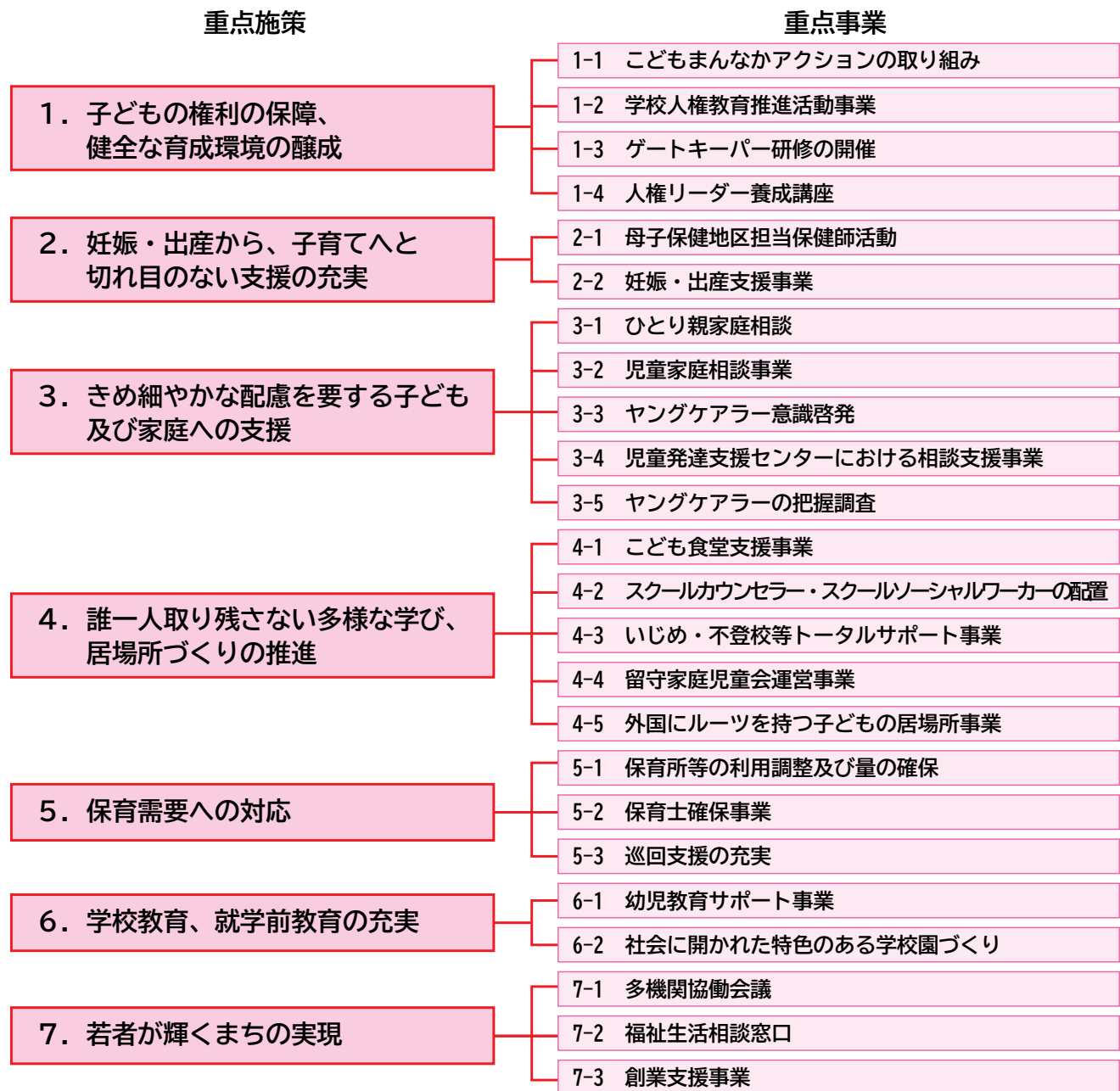
施策の体系



第4節

重点的な取り組み

本計画の基本理念及び基本方向に沿って施策を展開するため、下記の7つの施策（24 事業）について、重点的に取り組むこととします。



第1章

計画の策定にあたって

第2章

池田市における現状と課題

第3章

第2期計画の主な取り組み状況と課題

第4章

計画の基本的な考え方

第5章

基本方向に基づく施策の展開

第6章

子ども・子育て支援事業の展開

第7章

計画の推進に向けて

資料編

1. 子どもの権利の保障、健全な育成環境の醸成

子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、子どもの権利の周知・啓発を推進します。

重点 No. 1-1			
重点事業名	こどもまんなかアクションの取り組み	担当課	子ども・若者政策課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
こどもまんなかアクションの取り組み数		32 (令和 6 年度)	45
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ こどもまんなか応援サポーターとして、こどもまんなか社会の実現に向けた取り組みを推進し、その周知に努めます。		

※表内の「現状値」については、実績値と（ ）内に該当年度を表記しています。以下、同様です。

重点 No. 1-2			
重点事業名	学校人権教育推進活動事業	担当課	学校教育推進課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
研修の参加者アンケート満足度（強い肯定の割合）		47.1%（令和 5 年度）	60%
今後 5 年間の事業内容・方向性	○ 人権教育研修会の実施による教職員の人権意識の向上と、人権教育資料・教材の充実を図ります。 ○ 外部団体と連携し、人権教育に関する実践を共有・発信します。		

重点 No. 1-3			
重点事業名	ゲートキーパー※35研修の開催	担当課	障がい福祉課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
研修参加延べ人数	年 1 回 40 人（令和 5 年度）		年 1 回以上 50 人
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 市民、学生、相談機関など様々な分野の人に対して研修等を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。		

重点 No. 1-4			
重点事業名	人権リーダー養成講座	担当課	人権・文化国際課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
講座参加延べ人数	72 人（令和 6 年度）		80 人
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 地域や各団体における人権リーダーの育成をめざし、人権リーダー養成講座を通じて、子どもの権利に関する意識啓発を推進します。		

※35 ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置づけられる。

2. 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実

安心して妊娠・出産ができるよう、伴走型支援により妊産婦の不安や負担感を軽減し、子育てへの切れ目のない支援の充実を図ります。

重点 No. 2-1			
重点事業名	母子保健地区担当保健師活動	担当課	子ども未来課
	指標名	現状値	令和 11 (2029) 年度目標
	妊娠中に保健師や助産師が面接や訪問をした家庭数	40 件（令和 5 年度）	130 件
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問等により継続的な支援を行います。 ○ 関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。		

重点 No. 2-2			
重点事業名	妊娠・出産支援事業	担当課	子ども未来課
	指標名	現状値	令和 11 (2029) 年度目標
	産後ケア事業申込み件数	30 件（令和 5 年度）	120 件
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消を目的に、相談の多い授乳相談や妊産婦の交流会事業等を行います。 ○ 産後ケアを必要とする産婦に対し、宿泊型、通所型、訪問型のサービスを行います。 ○ 多胎妊産婦や家庭の負担を軽減するため、家事・育児支援ヘルパー利用を助成します。		

3. きめ細やかな配慮を要する子ども及び家庭への支援

配慮を要する子ども・若者や困難な状況にある子育て家庭などに対し、その特性やニーズに応じたきめ細やかな支援を推進します。

重点 No. 3-1			
重点事業名	ひとり親家庭相談	担当課	子育て支援課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
相談件数		360 件（見込み）（令和 6 年度）	440 件
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 母子・父子自立支援員を中心に、関係機関と連携しながら、離婚前後の相談者の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談、助言等の支援を行います。 ○ 支援が必要な方を適切な支援につなぐことができるよう、相談体制の整備に努めます。		

重点 No. 3-2			
重点事業名	児童発達支援センター※36における相談支援事業	担当課	発達支援課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
相談件数		0 件（令和 6 年度）	150 件
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 地域の発達支援に関する入口として、障がい児相談支援を実施し、必要に応じて関係機関と適切に連携しながら総合的な家族支援を行います。		

重点 No. 3-3			
重点事業名	児童家庭相談事業	担当課	子ども未来課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
教育・保育とのスムーズな連携の検討		教育・保育とのスムーズな連携の検討 (令和 6 年度)	教育・保育との ネットワークの構築
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 関係機関と連携を図り、子どもが安全で安心できる生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助を行います。		

重点 No. 3-4	
重点事業名	ヤングケアラー意識啓発
	担当課
	子ども未来課
指標名	現状値
令和 11 (2029) 年度目標	
関係機関向け研修会	1 回（令和 6 年度）
1 ～ 2 回	
啓発回数	1 回（令和 6 年度）
1 ～ 2 回	
今後 5 年間の事業内容・方向性	○ ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、関係機関や専門職、支援者団体等を対象に、教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応等についての研修を実施します。

重点 No. 3-5			
重点事業名	ヤングケアラーの把握調査	担当課	教育センター 子ども未来課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
調査実施回数		1 回（令和 5 年度）	3 回
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるために、学校等の関係機関を通じて、個人が把握できる方法により調査を実施します。		

※36 児童発達支援センターとは、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者のもとから通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障がい児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設のこと。

4. 誰一人取り残さない多様な学び、居場所づくりの推進

子ども・若者が、誰一人取り残されず健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、子ども・若者の視点に立ち、安心して過ごすことのできる多様な居場所づくりを推進します。

重点 No. 4-1			
重点事業名	こども食堂支援事業	担当課	子育て支援課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
参加延べ人数		5,728 人（令和5年度）	6,940 人
今後5年間の 事業内容・方向性	○ こども食堂の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの推進を図ります。		

重点 No. 4-2			
重点事業名	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	担当課	教育センター
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
年間相談回数	スクールカウンセラー（SC）	7,793 回（令和 5 年度）	8,100 回
年間相談回数	スクールソーシャルワーカー（SSW）	1,441 回（令和 5 年度）	1,600 回
今後 5 年間の事業内容・方向性	○ 心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、校内の支援体制に積極的に参加します。		

重点 No. 4-3			
重点事業名	いじめ・不登校等トータルサポート事業	担当課	教育センター
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
活動日数		1, 239 回 (令和 5 年度)	1, 200 日
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ スクールアシストメイトを全市立小中学校・義務教育学校へ配置し、学校教職員との連携のもと児童・生徒の支援活動をします。 ○ 授業に入り込み学習等のサポートをすることで、教室での活動の安心感につなげます。 ○ 校内教育支援ルーム担当として利用する児童・生徒の支援に大きな役割を果たします。		

重点 No. 4-4			
重点事業名	留守家庭児童会運営事業	担当課	地域教育課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
入会児童数（5月1日時点）		1,006 人（令和6年度）	1,410 人
今後5年間の事業内容・方向性	○ 保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭の児童が過ごす場所として、安全で安心な遊びの場・生活の場づくりを行います。 ○ 質の向上のため、指導員への研修を定期的 to 実施します。 ○ 特別な配慮を必要とする児童については、人数に応じた職員の加配や研修の他、巡回支援員による関係機関との連携調整・情報共有、子どもの育成に関する助言などを実施します。 ○ 受け入れ学年拡大に向けて人・場所の確保に努めます。		

重点 No. 4-5			
重点事業名	外国にルーツを持つ子どもの居場所づくり推進事業	担当課	人権・文化国際課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
教室開催回数	46 回（令和 6 年度）	46 回	
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 外国にルーツを持つ子どもたちが安心して集い、学べる環境を提供します。		

5. 保育需要への対応

保育需要に対応し、待機児童を発生させることのないよう定員枠の拡大や保育士確保に努めるとともに、利用者に寄り添った支援と保育の質の向上を図ります。

重点 No. 5-1			
重点事業名	保育所等の利用調整及び量の確保	担当課	子ども・若者政策課 幼児保育課
	指標名	現状値	令和 11 (2029) 年度目標
利用児童数		2,148 人 (令和 6 年度)	2,334 人
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 高まる保育ニーズに対し、利用調整を行うとともに、民間事業者に対する施設整備への支援や補助事業の実施等により量の確保を行い、年度当初における国基準の待機児童を生じさせることのないよう努めます。		

重点 No. 5-2			
重点事業名	保育士確保事業	担当課	幼児保育課
	指標名	現状値	令和 11 (2029) 年度目標
公私立保育士数		496 人 (令和 6 年度)	503 人
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 公私双方の保育士の採用確保・職場定着のための施策を展開します。		

重点 No. 5-3			
重点事業名	巡回支援の充実	担当課	幼児保育課
	指標名	現状値	令和 11 (2029) 年度目標
巡回支援指導員の巡回実施延べ回数		79 回 (令和 6 年度)	122 回
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 各施設に定期的な巡回指導を実施し、保育の指導や職員からの相談対応等を行い、保育の質の向上につなげます。		

6. 学校教育、就学前教育の充実

学びの連続性を踏まえ、幼小接続を意識した取り組みを進めるとともに、地域・社会とも協働しながら一人ひとりの個性や可能性を最大限活かし伸ばす教育の充実を図ります。

重点 No. 6-1			
重点事業名	幼児教育サポート事業	担当課	教育政策課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
研修会の開催		19 回 (令和 5 年度)	28 回
通信の発行		12 回 (令和 5 年度)	12 回
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 保育の質の向上及び幼小の円滑な接続に向けて研修の充実を図ります。 ○ 幼児教育についての情報の発信を行います。		

重点 No. 6-2			
重点事業名	社会に開かれた特色のある学校園づくり	担当課	学校教育推進課 教育政策課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
公開授業研究会の開催校園数		16 校園 (令和 6 年度)	16 校園
コミュニティ・スクール ^{※37} の設置校園数		4 校園 (令和 6 年度)	14 校園
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 学校の実情に応じて設定された教育課題に対する研究を推進し、教育効果の高い魅力ある学校づくりの実現をめざします。		

※37 コミュニティ・スクールとは、学校と地域の連携・協働関係の強化を通じて、より質の高い教育を実現しようとする「学校運営協議会制度」を導入している学校のこと。

7. 若者が輝くまちの実現

若い世代が未来に希望を感じられるよう、生活基盤の安定を図るとともに、特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う包括的な支援体制づくりを進めます。

重点 No. 7-1			
重点事業名	多機関協働会議	担当課	高齢・福祉総務課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
構成機関数		22 (令和 6 年度)	27
今後 5 年間の事業内容・方向性	○ 関係団体・機関など様々な主体間での連携を強化し、複雑化・複合化した課題に対応できるよう多機関協働のもと、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野を超えた包括的な支援体制の構築を推進します。		

重点 No. 7-2			
重点事業名	福祉生活相談窓口	担当課	生活福祉課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
相談件数		116 件 (令和 5 年度)	150 件
今後 5 年間の事業内容・方向性	○ 生活困窮者の抱える複合的な課題を、自立相談支援を行い、家計改善、住居確保給付、就労準備事業などを活用しながら、伴走型の支援を行います。		

重点 No. 7-3			
重点事業名	創業支援事業	担当課	商工振興課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
新規創業件数		70 件 (令和 5 年度)	100 件
今後 5 年間の事業内容・方向性	○ 地域経済の活性化や雇用を生み出すため、新たな事業の創出を支援します。		

The background of the page is decorated with various colorful geometric shapes, including circles and stripes. The colors used are yellow, orange, pink, light blue, teal, and purple. Some shapes have patterns like polka dots or stripes. The shapes are scattered across the page, with some overlapping each other.

第 5 章

基本方向に基づく施策の展開

● 子どもの権利が尊重される環境の整備・充実

- 「池田市人権基本方針」等に基づく人権教育を推進するとともに、「人権」についての市民の理解を深めるための啓発、子どもの声を聴くための機会の創出を行うなど、子どもの人権が尊重される環境の整備・充実を推進します。

● 支援の必要な子ども・若者を支える環境の整備・充実

- 障がいがあるなど発達面において支援が必要な子どもが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいを持って自立した生活を送ることができるように、保健、福祉、医療、教育、労働等の各分野が連携しつつ、支援体制の充実を図ります。
- 支援が必要な子どもやその家庭、ヤングケアラー等の早期発見を行うとともに、関係機関とも連携しながら相談援助体制の充実を推進します。

● こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

- 子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、成長の機会を保障するとともに、就労の支援に取り組めます。
- こどもの貧困は家庭の経済的困窮のほか、様々な要因が複合的に絡み合っている場合があることを踏まえ、経済的な支援や相談機能の充実による生活面での課題解決に取り組めます。

● 子ども・若者が安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実

- 子ども・若者にとって、安全・安心に過ごせる地域環境の整備・充実に向け、警察、関係機関、地域と連携した防犯活動を推進するとともに、地震や風水害などに対する防災対策を推進します。
- 生きづらさを感じている子ども・若者の相談支援体制の整備および支援する人材の養成に努めます。
- 遊びや体験活動は子ども・若者の健やかな成長の原点であり、社会見学や出前講座、イベントの充実に取り組めます。

● 子ども・若者の健やかな成育を切れ目なく支える環境の整備・充実

- 子ども・若者の健やかな成育を図る環境の整備に取り組むとともに、妊娠期からの切れ目のない支援として、妊娠期・出産期の相談支援体制の充実を図ります。
- 乳幼児期から正しい食習慣を身につけることをめざし、成長段階に応じた食育の取り組みを推進します。

● こどもまんなかまちづくり

- 子育て家庭が安心して生活できるよう、快適で安全な住環境づくりに努めるとともに、道路や歩道等のバリアフリー化に加え、子どもや子ども連れの方に配慮した公共施設の整備促進など、ユニバーサルデザイン^{※38}の視点に立ち、子ども・子育てにやさしいまちづくりを推進します。

● DXの推進

- 子ども・子育てに係る各種申請・予約等のオンライン化を進め、保護者の負担軽減及び利便性の向上に努めます。
- 国のGIGAスクール構想^{※39}に基づき、児童生徒一人につき一台配布されているタブレット端末を効果的に活用し、子どもたちが主体的に学習に取り組み、学びを深める授業づくりを推進します。

1-1 子どもの権利が尊重される環境の整備・充実

(1) 人権教育の推進

① 人権教育の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 1-1-01	池田市人権教育基本方針	○ 「池田市人権基本方針」及び「池田市人権教育推進プラン」を踏まえて、学校園の人権教育推進を支援します。	学校教育推進課
1-1-02	学校人権教育推進活動事業	○ 人権教育研修会の実施による教職員の人権意識の向上と、人権教育資料・教材の充実を図ります。 ○ 外部団体と連携し、人権教育に関する実践を共有・発信します。	学校教育推進課
1-1-03	人権ポスター展・人権カレンダー・人権作文集	○ 児童・生徒の作品による人権ポスター展の開催や、人権カレンダー・人権作文集の製作を通して、児童・生徒及び教職員の人権感覚の育成等人権教育に努めます。	人権・文化国際課 学校教育推進課
1-1-04	人権擁護啓発事業	○ 市民一人ひとりが「人権」を自分自身の問題として捉え、人権意識を高める市民の輪を広げるため、人権啓発を推進します。	人権・文化国際課
1-1-05	人権の花事業	○ 花の栽培を通して、生命の大切さや優しさと思いやりの心を体得することをめざします。	人権・文化国際課

※38 ユニバーサルデザインとは、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限りすべての方が人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード及びソフトの両面から継続して整備、改善していくという理念に基づいたデザインのこと。

※39 GIGAスクール構想とは、令和元(2019)年文部科学省が提唱、一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、構成に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する取り組みのこと。

② 子どもの権利に関する意識啓発の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 1-1-06	こどもまんなかアクションの取り組み	○ こどもまんなか応援サポーターとして、こどもまんなか社会の実現に向けた取り組みを推進し、その周知に努めます。	子ども・若者政策課
1-1-07	子ども・子育て会議の運営（「子ども条例」の普及・啓発）	○ 「子ども・子育て会議」において子ども・子育て支援事業計画に基づく、各種子育て支援施策を総合的に推進します。 ○ 「子ども条例」の趣旨の理解促進を図ります。	子ども・若者政策課
重点 1-1-08	人権リーダー養成講座	○ 地域や各団体における人権リーダーの育成をめざし、人権リーダー養成講座を通じて、子どもの権利に関する意識啓発を推進します。	人権・文化国際課

③ 相談事業等の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-1-09	人権等相談事業	○ 人権侵害等の相談に対し、迅速かつ適切な対応を図ります。	人権・文化国際課
1-1-10	女性のための相談	○ 女性のあらゆる悩みに対し相談に応じ、適切な対応を図ります。	人権・文化国際課
1-1-11	DV※40相談	○ 配偶者等から暴力を受けた被害者の相談に応じます。 ○ 各種情報提供などを行います。	人権・文化国際課
1-1-12	ドメスティック・バイオレンス対策事業	○ 緊急一時保護や緊急避難支援を行います。	人権・文化国際課
1-1-13	人権擁護委員※41	○ 人権侵害等の相談に対し、迅速かつ適切な対応を図ります。	人権・文化国際課

(2) 子ども・若者が参画できるまちづくりの推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-1-14	少年の主張の開催	○ 「少年の主張」発表大会を継続して実施します。 ○ 多様な子どもたちの参加を促すため、「少年の主張」のデジタル化を検討します。 ○ 青少年の言葉を社会に届ける取り組みを進めます。	地域教育課
1-1-15	二十歳の集い開催事業	○ 二十歳を迎えたことを祝う式典を自分たちの手で創り上げる機会として、実行委員会形式での「二十歳の集い」の取り組みを進めます。 ○ 取り組みを通して、青少年の自己実現や社会参画の意識を高める機会の提供に努めます。	地域教育課
1-1-16	市長と若者の対談	○ 二十歳になった若者と市長との対談を充実させていくことを通して、「こどもまんなか社会」の実現を見据えた本市の施策についての青少年の考えや意見表明の機会の充実にも努めます。	地域教育課
1-1-17	広報誌等発行	○ 子どもたちにも親しみを持ってもらえる広報誌作成に努めます。	広報広聴課

※40 DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者、恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力のこと。

※41 人権擁護委員とは、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、侵犯された場合の救済のための処置を採り、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする、市町村の各区域ごとに法務大臣が委嘱する委員のこと。

1-2 支援の必要な子ども・若者を支える環境の整備・充実

(1) 障がいのある子ども・若者の自立と社会参加

① 障がいのある児童・生徒等の教育支援体制の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-01	特別支援教育※42推進（巡回指導及び就学相談）	○ 特別支援教育対象幼児・児童・生徒の適正な就学（園）を期して教育相談活動を実施します。 ○ 専門家の研修や助言により、教員の特別支援教育に関しての知識を深めていきます。	教育政策課
1-2-02	特別支援教育の体制の充実	○ 児童・生徒の障がいの状況に応じた学級編成を行います。 ○ 特別支援教育の充実・支援のために教材・教具等の配備、教室環境の整備を行います。	教育政策課
1-2-03	支援教育支援員の配置	○ 支援学級や要配慮児の在籍する幼稚園に状況に応じて支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ります。 ○ 支援教育支援員対象の研修を実施します。	教育政策課
1-2-04	通級による指導の充実	○ 要配慮幼児及び通常の学級に在籍している「支援の必要」のある児童生徒に対して、コミュニケーション上の課題改善のための指導を行います。 ○ 情報共有を密にし、就学前から義務教育終了までのつながりのある教育を実現します。	教育政策課

② 保育体制・療育の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-05	公私立保育所等での特別支援保育の充実	○ 健常児との集団生活を通して、生活の場を広げ、成長発達を援助します。 ○ 研修等を通して障がい児に対する理解と認識を深めます。	幼児保育課
1-2-06	巡回相談の充実	○ 私立保育所、幼稚園等の巡回相談を行います。 ○ 就学前から就学児の所属する集団の場における相談・指導の充実に努めます。	発達支援課
1-2-07	児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業	○ 障がいを持つ児童とその保護者に対して、障がい特性に応じた専門的な療育※43の提供を行います。 ○ 受け入れ体制を整え、重症心身障がい児の療育の実施をめざします。 ○ 相談支援事業を開始し、長期的な視野を持って支援します。 ○ やまばと学園の移転を踏まえ、必要な専門職の人材を整えます。	児童発達支援センター やまばと学園
1-2-08	在宅障がい児への療育の充実	○ 在宅児童の障がいの状況等に応じ、適切な療育の提供を行います。 ○ 専門職の人材を拡充します。	児童発達支援センター やまばと学園
1-2-09	専門職員による在園児への療育指導	○ 理学療法士・作業療法士・看護師・言語聴覚士・保育士・心理相談員等がチームを組み、児童と保護者に質の高い療育の提供を行います。	児童発達支援センター やまばと学園

※42 特別支援教育とは、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握した適切な指導及び必要な支援を行うこと。これまでの特殊教育の対象となる障がいに加えて、知的な遅れのない発達障がいも含む。

※43 療育とは、心身に障がいのある児童が社会的に自立できるように、医療と保育・教育をバランスを保ちながら並行してすすめること。

③ 療育相談体制の充実・関係機関との連携の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 1-2-10	児童発達支援センターにおける相談支援事業	○ 地域の発達支援に関する入口として、障がい児相談支援を実施し、必要に応じて関係機関と適切に連携しながら総合的な家族支援を行います。	発達支援課
1-2-11	発達支援システム推進事業	○ 発達支援に関する関係機関との連携体制を構築します。	発達支援課
1-2-12	わかばクラブ	○ 公私立保育所、私立幼稚園に通う主に年長児を対象に、小集団でのプログラム活動を通じた発達支援を行います。	発達支援課
1-2-13	発達相談	○ 18歳未満の子どもの発達や障がいに関する相談を行います。保護者のニーズに応じた相談支援、情報提供に努めます。	発達支援課
1-2-14	やまばと学園・古江保育所の一体的整備	○ やまばと学園・古江保育所について、できる限り速やかに新築移転できるように努めます。	発達支援課 幼児保育課
1-2-15	ひまわり親子教室	○ 概ね2歳以降の子どもを対象に、親子での遊びと発達相談の場を提供し、療育の見極めや発達支援を行います。(保健師より紹介)	児童発達支援センター やまばと学園
1-2-16	保育所、幼稚園等の所属集団、発達支援課、やまばと学園等との連携	○ 1歳6か月児健診や3歳6か月児健診、約束クリニック等の結果を、保護者の了承を得て情報提供します。	子ども未来課
1-2-17	池田市要保護児童対策地域協議会※44障がい児関係部会実務者会議	○ 定期的な情報交換、要保護児童等の実態把握、支援事例の総合的な把握を行います。 ○ 必要に応じて小会議やケース検討会議を行い、各機関が役割分担しながら、一体的な支援を図ります。	発達支援課 子ども未来課
1-2-18	池田市地域自立支援協議会	○ 関係機関が連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。 ○ 医療的ケア児者支援のための関係機関の協議の場を協議会に置き、保健、医療、教育等の関係機関の連携を図ります。	障がい福祉課
1-2-19	障がい者地域支援センター運営事業	○ 障がい者（児）が身近な地域で相談等が受けられるよう、事業者等の参入を促進し相談支援体制の充実に努めます。	障がい福祉課
1-2-20	聴覚障がい者等支援事業	○ 聴覚・言語障がい者（児）が多くの人々と円滑にコミュニケーションが行えるよう、手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行います。 ○ 意思疎通支援に関わる人材の育成・確保に努めます。	障がい福祉課
1-2-21	障がい者相談員設置事業	○ 障がいを持つ当事者の相談員を設置し、アドバイス等を行うことにより、障がい者の福祉の増進を図ります。	障がい福祉課

※44 要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法に規定されている子どもを守る地域ネットワークで、支援対象児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関。

④ 手当等の支給・在宅福祉サービスの充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-22	障がい児通所支援事業	○ 制度の周知や事業所情報等を市民に分かりやすく提供しながら適切なサービス給付を行います。 ○ 福祉と教育の連携推進や事業所の質の向上に努めます。	発達支援課
1-2-23	特別児童扶養手当	○ 20歳未満で、中程度の障がいがある児童を監護している父母、又は父母に代わって養育している方に特別児童扶養手当を支給します。(市では、申請の受付事務のみ)	発達支援課
1-2-24	障がい児福祉手当・特別障がい者手当	○ 最重度障がい者(児)の経済的負担の軽減を図ります。	発達支援課 障がい福祉課
1-2-25	重度障がい者住宅改造助成事業	○ 住宅改造費を助成し、障がい者(児)の住み良さと生活利便性の向上を図ります。	障がい福祉課
1-2-26	障がい者補装具・日常生活用具給付事業	○ 障がい者(児)の日常生活上の便宜を図るため、補装具・日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課
1-2-27	障がい者歯科診療事業	○ 心身障がい者(児)が歯科診療の受診しやすい健診体制の整備に努めます。	障がい福祉課
1-2-28	自立支援医療費給付事業	○ 身体障がい者(児)に対し、障がいを軽減したり、未然に防ぐための医療費を助成したりすることにより、その経済的負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
1-2-29	施設介護支援給付事業	○ 施設における障がい福祉介護サービス費を給付することにより、障がい者とその家族の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
1-2-30	難聴児補聴器購入等助成事業	○ 障害者総合支援法及び大阪府難聴児補聴器交付事業の支給対象とならない軽度難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
1-2-31	地域生活支援給付事業	○ 障がい者(児)の個々の状況に応じ、外出時等の移動支援、家族等の介護負担軽減のための一時見守り支援の給付、障がい児の通学の支援をすることにより、障がい者(児)とその家族の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
1-2-32	障がい者入浴サービス事業	○ 重度の障がい者に対し、訪問入浴サービスを実施することや、くすのき学園の施設内入浴設備を利用して入浴サービスを実施することにより、障がい者の清潔を保ち、家族等の介護負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
1-2-33	居宅介護支援給付事業	○ 居宅における障がい福祉介護等サービス費を給付することにより、障がい者とその家族の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
1-2-34	障がい者(児)機能訓練	○ 身体に障がいのある0歳から64歳の市民に対し、心身機能の維持回復を図るため理学療法士、作業療法士等による必要な訓練を行います。	障がい福祉課 休日急病診療所 児童発達支援センター やまばと学園
1-2-35	重度障がい者医療費助成	○ 重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者に対し医療費の一部を助成します。 ○ 障がい福祉課との連携により受給者の把握に努め、必要な方が必要な医療を受けられるよう、医療証の発行を行います。 ○ 先天性代謝異常症患者の在宅治療に対し治療食品の購入費の一部を助成します。	保険医療課

(2) 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実

① 問題の早期発見・相談援助体制の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-36	利用者支援事業 (基本型)	○ 地域子育て支援拠点等身近な場所において妊娠から就学前までの子育て家庭を対象に、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等を円滑に利用できるように当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。	子育て支援課
重点 1-2-37	児童家庭相談事業	○ 関係機関と連携を図り、子どもが安全で安心できる生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助を行います。	子ども未来課
1-2-38	児童虐待発生予防事業	○ 関係機関と連携し、子どもとその家庭の状況把握及び早期支援を継続的にを行い、児童虐待の未然防止に取り組みます。 ○ オレンジリボン運動※45を中心とした啓発活動及び支援プログラムを実施します。	子ども未来課
1-2-39	池田市要保護児童対策地域協議会虐待関係部会実務者会議	○ 保健・医療・福祉・教育等関係機関・団体や関係者からなる要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の早期発見・早期支援、再発防止に努めます。 ○ ネットワークでの情報共有や現状把握のため、実務者会議を定期的に行います。	子ども未来課
1-2-40	利用者支援事業（こども家庭センター型）	○ 妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。 ○ 支援が必要な妊産婦のめもなく継続的な支援に努めます。	子ども未来課
1-2-41	乳児家庭全戸訪問事業	○ 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、助産師や保健師が訪問します。 ○ 訪問の連絡や希望のない家庭についても、育児状況などを全数把握し、妊娠からの切れ目ない支援となるように努めます。	子ども未来課

② 要支援家庭への支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-42	養育支援訪問事業	○ 養育支援を特に必要とする妊娠から児童のいる家庭を対象に、保健師等による専門的相談支援を実施します。	子ども未来課
重点 1-2-43	母子保健地区担当保健師活動	○ 産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問等により継続的な支援を行います。 ○ 関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。	子ども未来課
重点 1-2-44	妊娠・出産支援事業	○ 妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消を目的に、相談の多い授乳相談や妊産婦の交流会事業等を行います。 ○ 産後ケアを必要とする産婦に対し、宿泊型、通所型、訪問型のサービスを行います。 ○ 多胎妊産婦や家庭の負担を軽減するため、家事・育児支援ヘルパー利用を助成します。	子ども未来課
1-2-45	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	○ 保護者が疾病、疲労等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において養育・保護を行います。 ○ 利用施設の確保や適切な支援の実施に努めます。	子ども未来課

※45 オレンジリボン運動とは、子どもたちの笑顔を守るために、一人でも多くの方に児童虐待防止に関心を持ってもらう運動。オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められており、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表している。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-46	親子関係形成支援事業	○ 子育てに悩みや不安を抱えた保護者が、親子間における適切な関係性の構築が図れるよう、子どもの関わり方等の知識や方法を身につけるための支援プログラムを実施します。	子ども未来課
1-2-47	子育て世帯訪問支援事業	○ 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等のいる家庭を対象に、訪問支援員による家事・育児支援を実施します。 ○ 要保護児童対策地域協議会のネットワーク等で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。	子ども未来課
1-2-48	児童育成支援拠点事業	○ 養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対し、市内の居場所となる既存施設を活用し、個々の状況に応じた支援の提供と虐待防止や児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業の構築・実施に向けて検討します。	子ども未来課

③ 経済的負担の軽減

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-49	助産施設入所事業	○ 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦に、助産施設（病院）への入所を措置します。	子育て支援課
1-2-50	小・中学校就学援助	○ 経済的に困難な状況にある児童生徒の保護者に対し、小・中学校の諸費用の一部を援助します。	学務課
1-2-51	福祉貸付事業	○ 生活困窮者に対して、生活つなぎ資金、高等学校の入学準備金の貸付を行います。	生活福祉課

(3) ヤングケアラーへの支援

① 問題の早期発見・相談援助体制の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 1-2-52	ひとり親家庭相談	○ 母子・父子自立支援員を中心に、関係機関と連携しながら、離婚前後の相談者の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談、助言等の支援を行います。 ○ 支援が必要な方を適切な支援につなぐことができるよう、相談体制の整備に努めます。	子育て支援課
重点 再掲 (1-2-37)	児童家庭相談事業	○ 関係機関と連携を図り、子どもが安全で安心できる生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助を行います。	子ども未来課
再掲 (1-2-38)	児童虐待発生予防事業	○ 関係機関と連携し、子どもとその家庭の状況把握及び早期支援を継続的に行之、児童虐待の未然防止に取り組みます。 ○ オレンジリボン運動を中心とした啓発活動及び支援プログラムを実施します。	子ども未来課
再掲 (1-2-39)	池田市要保護児童対策地域協議会虐待関係部会実務者会議	○ 保健・医療・福祉・教育等関係機関・団体や関係者からなる要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の早期発見・早期支援、再発防止に努めます。 ○ ネットワークでの情報共有や現状把握のため、実務者会議を定期的に行います。	子ども未来課
1-2-53	ヤングケアラー専門相談窓口の設置	○ 当事者・家族・関係機関等からのヤングケアラー相談を受けるため、専門相談窓口を設置します。	子ども未来課
1-2-54	ヤングケアラー専門相談支援員の配置	○ ヤングケアラー専門相談支援員を配置し、把握したヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関等と連携した相談支援の体制構築を図ります。	子ども未来課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 1-2-55	ヤングケアラー意識啓発	○ ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、関係機関や専門職、支援者団体等を対象に、教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応等についての研修を実施します。	子ども未来課
1-2-56	進路指導・進路選択支援	○ 様々な課題を抱え、就学が困難な支援を要する生徒及びその保護者に対して、家庭の状況や個々の課題等に対応した学校とも連携した相談体制を構築し、積極的に進路を考え将来に対する展望が持てるよう支援します。	学校教育推進課
1-2-57	教育相談	○ 子どもと保護者、学校現場の要望に応えた教育相談とハローダイヤルをはじめとした市民サービスとしての教育相談を行います。 ○ 必要に応じて、保護者了承のもと学校園や関係課・関係機関と連携した子どもへの支援に努めます。 ○ 子どもを適切に見立てる教職員研修を実施し、子ども理解に対する支援を行います。	教育センター
重点 1-2-58	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	○ 心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の支援を行います。	教育センター
重点 1-2-59	ヤングケアラーの把握調査	○ ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるために、学校等の関係機関を通じて、個人が把握できる方法により調査を実施します。	教育センター 子ども未来課
1-2-60	コミュニティソーシャルワーカー※46設置事業	○ 制度の狭間の問題や複合的な課題を抱える要支援者に対して、関係機関と連携しながらサポートを継続して行います。 ○ 民生委員・児童委員※47や地区福祉委員※48の地域ネットワークとも連携して、要支援者を日ごろから地域で見守っていく体制を構築します。	高齢・福祉総務課
1-2-61	民生委員・児童委員	○ 地域での見守り、相談支援等の各種福祉活動について、情報共有や連携体制の構築等を行い、円滑に活動ができるよう支援します。	高齢・福祉総務課
重点 1-2-62	福祉生活相談窓口	○ 生活困窮者の抱える複合的な課題を、自立相談支援を行い、家計改善、住居確保給付、就労準備事業などを活用しながら、伴走型の支援を行います。	生活福祉課

② 要支援家庭への支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-2-47)	子育て世帯訪問支援事業	○ 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等のいる家庭を対象に、訪問支援員による家事・育児支援を実施します。 ○ 要保護児童対策地域協議会のネットワーク等で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。	子ども未来課
1-2-63	障がい福祉サービスの給付	○ 支援を必要とする障がい者に対し、障がい福祉介護等サービス費を給付することにより、障がい者とその家族の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課

※46 コミュニティソーシャルワーカーとは、地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う福祉の専門職。

※47 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において相談援助をはじめとする必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のことであり、地域の子どもの見守りや相談支援等を行う児童委員を兼ねている。

※48 地区福祉委員とは、互いに支え合い、誰もが安心して暮らせるまちをめざして、様々な地域福祉活動に取り組むボランティア。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-64	介護保険サービスの給付・地域包括支援センター※49による支援	○ ヤングケアラーを把握した場合は、関係機関と連携し、介護保険サービス等を活用した支援を行います。	介護保険課 地域支援課
1-2-65	医療費適正化等推進事業	○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において、健康相談や健康状態が不明な高齢者宅への個別訪問等を行います。	保険医療課

(4) 外国につながる子ども・若者と家族への支援

① 外国につながる子ども・若者と家庭への支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-66	フルーツバスケット	○ 外国人の親子同士の交流や情報交換の場を提供し、孤立感の軽減に努めます。	子育て支援課
1-2-67	在日外国人日本語指導支援事業	○ 日本語指導が必要な子どもの実態や学校園のニーズを踏まえ、個々の子どもが充実した学校園生活を送れるよう、支援の充実を図ります。	学校教育推進課
重点 1-2-68	外国にルーツを持つ子どもの居場所づくり推進事業	○ 外国にルーツを持つ子どもたちが安心して集い、学べる環境を提供します。	人権・文化国際課
1-2-69	外国人相談窓口	○ 外国人からの相談に多言語で対応します。	人権・文化国際課

② 国内外交流活動の促進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-70	青少年国際交流	○ 姉妹・友好都市と事業の継続について協議を進めます。	人権・文化国際課

1-3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困の解消に向けた対策計画

こどもの貧困について社会的な関心が高まる中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、相対的に貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や教育の機会均等、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26(2014)年に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元(2019)年6月には同法が改正され、市町村にこどもの貧困対策を推進する計画の策定が努力義務化され、同年11月には新たな大綱が策定されました。

令和5(2023)年4月には、「こども基本法」に基づく「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6(2024)年6月には、法の名称に「貧困の解消」を盛り込んだ「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと改められ、「こどもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐ」、また、「妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまでの過程において切れ目なく支援が行われる」よう、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進することとされました。

本項は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく計画として位置づけ、国の大綱や大阪府の計画を踏まえ、今後もこれまでの子ども・子育て支援関連施策をベースに、子どもの

※49 地域包括支援センターとは、高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、設置されている拠点。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が中心となって、「介護予防ケアマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談支援」「ケアマネジャーへの支援」などを行う。

生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援の必要度の高い子どもに必要な支援が届くよう子どもの貧困の解消に向けた対策の取り組みを推進します。

■ こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な考え方

こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子どもが夢や希望を持ち、将来を担う人材育成策として取り組んでいく必要があります。

対策を進めるにあたっては、子どものことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく必要があり、親の妊娠・出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、適切に支援につないでいくため、母子保健サービスや保育施設、学校における地域での子育て支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携し、切れ目なく必要な支援につなげていくことが求められています。

(1) 教育の支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-3-01	幼児教育・保育の無償化	○ 国の制度である幼児教育・保育の無償化により、認可保育施設の保育料無償化及び認可外保育施設、新制度未移行園の利用料の給付を行います。	幼児保育課
再掲 (1-2-50)	小・中学校就学援助	○ 経済的に困難な状況にある児童生徒の保護者に対し、小・中学校の諸費用の一部を援助します。	学務課
1-3-02	就学就園助成	○ 奨学金や補助金を支給することで、高校・大学へ進学する若者や子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	学務課
1-3-03	指導者派遣事業	○ 学校の実情や特色に応じて、専門性のある外部人材を派遣し、学校教育活動を支援します。	学校教育推進課
再掲 (1-2-56)	進路指導・進路選択支援	○ 様々な課題を抱え、就学が困難な支援を要する生徒及びその保護者に対して、家庭の状況や個々の課題等に対応した学校とも連携した相談体制を構築し、積極的に進路を考え将来に対する展望が持てるよう支援します。	学校教育推進課
再掲 (1-2-57)	教育相談	○ 子どもと保護者、学校現場の要望に応えた教育相談とハローダイヤルをはじめとした市民サービスとしての教育相談を行います。 ○ 必要に応じて、保護者了承のもと学校園や関係課・関係機関と連携した子どもへの支援に努めます。 ○ 子どもを適切に見立てる教職員研修を実施し、子ども理解に対する支援を行います。	教育センター
1-3-04	NPO※50連携教育相談	○ NPOの独自性、機動性、柔軟性を発揮し、学校に適応困難な児童生徒や多様化する保護者、児童・生徒のニーズにあった場を設定することにより、よりきめ細やかな対応を図ります。	教育センター
重点 再掲 (1-2-58)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	○ 心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の支援を行います。	教育センター

(2) 生活の安定に資するための支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-3-05	母子生活支援施設入所事業	○ 特別な事情により居宅生活が困難な母子を入所させて保護し、施設と連携して自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課

※50 NPOとは、「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体のこと。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 1-3-06	こども食堂支援事業	○ こども食堂の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの推進を図ります。	子育て支援課
再掲 (1-2-36)	利用者支援事業 (基本型)	○ 地域子育て支援拠点等身近な場所において妊娠から就学前までの子育て家庭を対象に、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等を円滑に利用できるよう当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。	子育て支援課
重点 再掲 (1-2-52)	ひとり親家庭相談	○ 母子・父子自立支援員を中心に、関係機関と連携しながら、離婚前後の相談者の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談、助言等の支援を行います。 ○ 支援が必要な方を適切な支援につなぐことができるよう、相談体制の整備に努めます。	子育て支援課
1-3-07	母子・父子住宅	○ ひとり親家庭に対し低廉な家賃の市営住宅を提供し、福祉の増進に寄与します。	子育て支援課 (都市政策課)
再掲 (1-2-40)	利用者支援事業（こども家庭センター型）	○ 妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。 ○ 支援が必要な妊産婦のめもれなく継続的な支援に努めます。	子ども未来課
重点 再掲 (1-2-43)	母子保健地区担当保健師活動	○ 産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問等により継続的な支援を行います。 ○ 関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。	子ども未来課
重点 再掲 (1-2-44)	妊娠・出産支援事業	○ 妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消を目的に、相談の多い授乳相談や妊産婦の交流会事業等を行います。 ○ 産後ケアを必要とする産婦に対し、宿泊型、通所型、訪問型のサービスを行います。 ○ 多胎妊産婦や家庭の負担を軽減するため、家事・育児支援ヘルパー利用を助成します。	子ども未来課
重点 再掲 (1-2-37)	児童家庭相談事業	○ 関係機関と連携を図り、子どもが安全で安心できる生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助を行います。	子ども未来課
再掲 (1-2-42)	養育支援訪問事業	○ 養育支援を特に必要とする妊娠から児童のいる家庭を対象に、保健師等による専門的相談支援を実施します。	子ども未来課
1-3-08	食育推進事業	○ 妊娠期の食育講座や離乳食講習会（ごっくん期・かみかみ期）を実施し、食育を推進します。	子ども未来課
1-3-09	乳幼児健康診査等での食育	○ 乳幼児健康診査時に、望ましい食習慣の啓発を行います。 ○ 希望者には個別相談を行います。	子ども未来課
1-3-10	フードドライブ・フードバンクの推進	○ ご家庭で余っている食品の寄付を募り、こども食堂やおとな食堂、社会福祉協議会等に提供します。 ○ 緊急的かつ一時的に生活にお困りの方に対して、安定した社会生活が送れるよう食糧等の生活に必要な現物等を支給します。	環境政策課 生活福祉課

(3) 保護者の就労の支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-3-11	自立支援教育訓練給付金事業	○ ひとり親の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立を促進するため、指定する教育訓練講座を受講する場合に、受講料の一部を支給します。	子育て支援課
1-3-12	高等職業訓練促進給付金事業	○ ひとり親が就職を容易にする資格取得を促進するため、養成機関等で修学し、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付を行います。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-3-13	高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	○ ひとり親家庭の親またはその子を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし講座を受講する場合、受講料の一部を支給します。	子育て支援課
1-3-14	母子・父子自立支援 プログラム策定	○ ひとり親家庭の状況・ニーズに基づき、ハローワーク ^{※51} と連携しながら、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。	子育て支援課
1-3-15	就労準備支援事業	○ 就労する上で必要なコミュニケーションや意欲向上のための、就労準備講座の開催を行います。 ○ 職場体験や就労訓練の受け入れ先の開拓を行います。	生活福祉課
1-3-16	地域就労支援事業	○ しごと相談・支援センター ^{※52} で就労相談を実施し、様々な専門機関と相互に連携しながら、就労に向けた支援を行います。	商工振興課
1-3-17	雇用安定事業	○ 雇用情勢の動向に合わせ、雇用の安定・促進につながる事業の実施や情報発信などを行います。	商工振興課

(4) 経済的支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-3-18	児童手当	○ 児童手当について、0歳から18歳までの児童を養育している方に支給します。 ○ 制度の広報・普及に努めます。	子育て支援課
1-3-19	児童扶養手当	○ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため適正に児童扶養手当の支給を行います。 ○ ひとり親家庭等の実情を配慮し、各種手続きの負担軽減に努めます。	子育て支援課
1-3-20	ひとり親家庭養育費確保 等支援事業	○ 離婚前や離婚後のひとり親家庭の方が抱える、養育費の確保や、親子交流の設定などの悩みに対し、弁護士・専門員による相談支援の実施や、養育費の確保に関する公正証書等作成費用の補助を行います。	子育て支援課
1-3-21	大阪府母子・父子・寡婦 福祉資金貸付の相談・申 請受付	○ 大阪府が実施しているひとり親家庭の経済的自立を図るために必要な資金（大学の入学金や授業料等）の貸付の相談や申請受付を行います。	子育て支援課
再掲 (1-2-51)	福祉貸付事業	○ 生活困窮者に対して、生活つなぎ資金、高等学校の入学準備金の貸付を行います。	生活福祉課
1-3-22	ひとり親家庭医療費助成	○ 18歳の年度末までの子ども及びその養育者・監護者に対し、医療費の一部を助成します。 ○ 子育て支援課との連携により受給者の把握に努め、必要な方が必要な医療を受けられるよう、医療証の発行を行います。	保険医療課

※51 ハローワークとは、職業安定所のこと。民間の職業紹介事業などでは就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援するセーフティネットとしての役割を担う、厚生労働省の機関。

※52 しごと相談・支援センターとは、就労のための研修や講座の紹介、行政や各種団体が実施する事業に関する情報提供、相談員（社会保険労務士・地域就労支援コーディネーター）による就労・労働相談とアドバイスを行う拠点。

1-4 子ども・若者が安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実

(1) 子ども・若者にとって安全な交通対策の推進

① 交通安全教育の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-01	交通安全啓発事業	○ 全国交通安全運動期間を中心とした広報・啓発活動や自転車安全教室の実施をはじめとした、自転車マナーアップ運動等の交通安全教育を展開します。	交通道路課
1-4-02	交通安全教室	○ 市内の保育所・園や幼稚園、市立学校において、関係機関と連携し、講話やビデオ、実技指導などによる交通安全教室を開催し、子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を推進します。 ○ 「交通安全は家庭から」のスローガンのもと保護者に対する啓発活動を推進します。	交通道路課 幼児保育課 学校教育推進課

② 安全な交通環境の整備

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-03	違法駐車等防止事業	○ 違法駐車・迷惑駐車防止のための啓発を行います。 ○ 自動車等に係る駐車施設の確保に関する指導基準に基づき指導を行います。	交通道路課
1-4-04	放置自転車等対策事業 (池田・石橋阪大前駅周辺)	○ 池田・石橋阪大前駅周辺における自転車等の放置防止指導及び移動・保管・返還等を継続的にを行い、駅周辺の良好な生活環境を保持します。 ○ 移動保管業務における業務形態の見直しや、駐輪施設の利用促進や新規設置等、適切な駐輪施設のあり方を検討します。	交通道路課

(2) 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための対策の推進

① 防犯・防災意識の醸成

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-05	防犯教室	○ 大阪府警の協力により、劇などにより具体的な場面を通して、幼児に痴漢や誘拐などの悪質な犯罪から身を守るための方法を学ばせ、防犯教室や避難訓練の機会を利用しながら、防犯意識の向上を図ります。	幼児保育課
1-4-06	防火防災意識啓発	○ 市内の幼稚園・保育所・こども園及び幼年消防クラブに出向き、玩具煙火の体験及び視聴覚教材による防火安全指導を実施し、防火防災意識の向上を図ります。	消防本部予防課
1-4-07	歳末防火意識啓発	○ 地域活動の一環として、こども会やボーイスカウトに、夜警並びに夜回り警戒を行ってもらうことで、少年期の火災予防思想を高めるとともに、地域への歳末における防火意識の啓発を図ります。	消防本部総務課
1-4-08	防災教育の推進	○ 近年増加する自然災害に対し、防災教育を継続実施します。 ○ 防災に対する意識の向上、自助、共助 ^{※53} の啓発に努めます。	消防署

※53 自助、共助とは、「自助」は、自分（家族を含む）の身を自分の努力によって守ること。「共助」は、地域や近隣の人々が互いに協力し合うこと。いずれも、災害時の被害を抑えるための考え方。

② 防犯・防災体制の強化

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-09	地域住民による子育て支援の推進	○ 地域のボランティア隊員が、地域の諸活動を通じて子どもや子育て家庭の見守りや応援活動を行い、地域社会全体で子育て家庭を支えることができる社会的風土の醸成と、子どもの健全な育成に努めます。	子育て支援課
1-4-10	子ども 110 番の旗の配布	○ 「子ども110番の家」の旗の配布を行い、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、学校、地域など関係機関と連携して安全なまちづくりを推進します。	教育センター
1-4-11	子ども安全対策事業	○ 新1年生に防犯ブザーを無償配付します。 ○ 学校と地域、関係機関が一体となって学校安全を確保するとともに、見守り隊の方との連携を図り、状況把握に努めます。 ○ 学校安全見守りシステムの更新を行い、ＩＣタグを無償配布し、校門だけでなく通学路全体にもポイントを広げ、通過時の時刻を確認し、保護者への安心感につなげます。	教育センター
1-4-12	市民安全のつどいの開催	○ 「市民安全のつどい」を開催し、地域の防犯安全意識の高揚につなげます。	危機管理課
1-4-13	防犯委員会補助事業	○ 警察、関係機関、関係団体と協力し、地域住民と一体となって防犯活動を推進し、池田市防犯委員会への活動助成を行います。	危機管理課
1-4-14	セーフティー・キーパー対策事業	○ 学校・地域・警察等との連携強化を図り、地域の安全を見守ります。 ○ 安全パトロール隊が巡回する市域の児童施設や公園等の見直しを図り、より一層安全監視を行うことで犯罪抑止や非常事態への対応につなげます。	危機管理課
1-4-15	防災訓練の実施	○ 豊能地区3市2町防災推進協議会を開催し、防災力の向上及び更なる近隣市町村との連携強化を図ります。 ○ 各地域の自主防災会の訓練や市の防災訓練等を通して、近隣住民や防災関係機関との連携をより一層構築し、防災意識の高揚と災害対策につなげます。	危機管理課
1-4-16	防災対策の推進	○ 防災備蓄倉庫を拠点とし、物資の備蓄と受援施設として機能を果たすとともに、各小学校（避難所）における備蓄と併せて、きたる災害に備えます。	危機管理課
1-4-17	災害情報提供体制の充実	○ SNS等を含む様々な方法を活用して、市民等への素早い情報伝達に努めます。	危機管理課
1-4-18	消防訓練指導	○ 市内の小学校に出向き、災害が発生した際の避難行動の重要性を学んでもらいます。 ○ 災害時、自らの生命身体を守り、共に助け合う能力を身に付けてもらいます。	消防署

(3) 子どもを取り巻く有害環境への対策の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-19	中学校指導支援事業	○ 児童・生徒の健全育成を図るために「学園生活指導協力委員会※ ⁵⁴ 」を組織し、学校以外で関わる地域と学校が連携し、継続した児童・生徒の見守り体制の強化を図ります。	教育センター

※⁵⁴ 生活指導協力委員会とは、中学校区（学園）ごとに、学校と地域が児童生徒の状況等について共有し、共に見守っていくための意見交流を行う場。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-20	安心安全な携帯やネットの使い方の推進	○ 情報リテラシー※55教育や情報モラル※56教育を充実させ、情報や情報技術を、持続可能な社会づくりに生かそうとする資質・能力を育みます。	教育センター
1-4-21	「社会を明るくする運動」ポスター・標語作文の募集	○ 社会を明るくする部会の関係団体等と連携しながら、“社会を明るくする運動”について、ポスター・標語・作文コンテスト及び街頭啓発運動等を通じて、市民への周知や啓発を行います。	高齢・福祉総務課

(4) 子ども・若者の自殺対策の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-22	教育相談事業	○ 子どもの発達や発育に関すること、学校に関する悩みに対応するため、相談員で連携を深め、多様な悩みに対応し、効果的な支援をします。	教育センター
重点再掲 (1-2-58)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	○ 心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の支援を行います。	教育センター
1-4-23	気分調べアプリ※57	○ 市立学校に通う児童・生徒全員に配布されているタブレットを用いて、長期休暇明けに「気分調べ」を年3回行い、子どもたちが抱えるしんどさに早期対応します。	教育センター
1-4-24	専用電話による相談	○ 自殺予防専用の携帯電話相談窓口を設置することにより、相談できる環境や体制づくりに努めます。	障がい福祉課
1-4-25	自殺予防普及啓発	○ 市民の誰もが自殺対策の重要性や正しい知識を理解し、自殺防止に向けた適切な対応ができるよう、講演会や街頭啓発を通して情報発信を行います。	障がい福祉課
重点 1-4-26	ゲートキーパー研修の開催	○ 市民、学生、相談機関など様々な分野の人に対して研修等を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。	障がい福祉課
再掲 (1-1-09)	人権等相談事業	○ 人権侵害等の相談に対し、迅速かつ適切な対応を図ります。	人権・文化国際課
再掲 (1-1-13)	人権擁護委員	○ 人権侵害等の相談に対し、迅速かつ適切な対応を図ります。	人権・文化国際課

(5) 多様な体験活動の充実

① 学校や地域における体験活動の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-27	職場体験	○ 職場体験等を通じて、勤労観・職業観を育み、夢と希望を持って、進路を切り拓いていくことができるキャリア教育※58を推進します。	学校教育推進課
1-4-28	こども会育成事業	○ こども会リーダーなど活動の担い手を支援・育成や、事務手続の効率化など、育成者の負担軽減を推進することにより、子どもたちの活躍の場となる単位こども会の育成、校区こども会の支援に努めます。	地域教育課

※55 情報リテラシーとは、情報を十分に使いこなせる能力のことであり、大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。

※56 情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことであり、情報発信による他者への影響を考え、人権、知的財産権などの自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことなど。

※57 アプリとは、「application software」の略称であり、特定の用途、目的のために設計されたソフトウェアのこと。

※58 キャリア教育とは、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア（人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割と価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ね）発達を促す教育のこと。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-29	少年団体育成事業	○ ボーイスカウトの団体の育成を図るとともに、活動やその意義を団体と共に啓発します。	地域教育課
1-4-30	図書館施設見学	○ 市内の小学3年生を中心に幼児から中学生までを対象とした図書館見学会を実施します。	図書館 石橋図書館
1-4-31	歴史民俗資料館の展示見学、出前授業	○ 市域の歴史、文化への理解を深めるきっかけづくりとして、学校教育と連携した見学受け入れや出前授業を実施します。	歴史民俗資料館
1-4-32	消防施設見学	○ 市内の保育所・幼稚園・小学校等、社会科学習の一環として消防施設を見学・体験し、業務内容を知ることにより一層の防火意識を向上させる創意工夫を行い、啓発活動に努めます。	消防署
1-4-33	浄水場施設見学	○ 市内の小学4年生を対象に社会見学の受け入れを行います。 ○ 水道週間（6月1日～7日）の期間中に「古江浄水場一般開放」を実施します。 ○ 希望者を対象に随時見学会を開催するなど、内容の充実を図ります。	上下水道部 経営企画課
1-4-34	下水処理場施設見学	○ 市内の小学4年生を対象に社会見学の受け入れを行います。 ○ 夏休みに小学4～6年生を対象に「体験見学会」を実施します。 ○ 希望者を対象に随時見学会を開催するなど、内容の充実を図ります。	上下水道部 経営企画課
1-4-35	出前講座	○ 小学校等に出張して出前講座を実施し、水道・下水道全般についての理解を深めます。	上下水道部 経営企画課

② 自然や文化に親しむ機会、スポーツ・レクリエーション活動の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-36	自然体験推進事業	○ 自然と触れ合い、児童・生徒の感性や知的好奇心を育むことができるよう、自然の中で学ぶ機会の拡充と安全対策を講じます。	学校教育推進課
1-4-37	市民レクリエーション※ ⁵⁹ 大会	○ スポーツを通じて住民同士のふれあいや健康づくりの促進を図ります。	社会教育課
1-4-38	親と子の体操	○ 指定管理者と協力しながら、親子でスポーツを楽しむことができる環境づくりをめざします。	社会教育課
1-4-39	障がい児（者）スポーツ教室	○ 実施団体と協力しながら、障がいのある子どもたちがスポーツを楽しめる機会確保をめざします。	社会教育課
1-4-40	ジュニアスポーツクラブ	○ 社会教育関係団体と協力しながら、ジュニア世代がスポーツを楽しめる機会拡充をめざします。	社会教育課
1-4-41	障がい者社会参加促進事業	○ 障がい者団体へ事業を委託し、障がい者（児）のニーズに応じた事業を開催し、自立と社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
1-4-42	ウォンバットを通じた池田市のPRに関連する取り組み	○ ウォンバットを通じて池田市のPRを行う中で、子どもたちにも貴重な地域の魅力の一つであるウォンバットの魅力を伝える取り組みを進めます。	シティプロモーション課
1-4-43	池田市民カーニバル※ ⁶⁰ をはじめとするまつりの実施を通じた自然・文化・地域社会に触れる機会の提供	○ 子どもから大人まで楽しめる催しを実施し、自然や文化に親しむ機会の充実に寄与します。	シティプロモーション課

※⁵⁹ レクリエーションとは、仕事、勉学などの肉体的、精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。

※⁶⁰ 池田市民カーニバルとは、「いけだ・いらっしやいフェスティバル」をはじめとする、市民交流イベントのこと。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-44	官民連携によるまちづくりの取り組み	○ 駅周辺の回遊性の向上と活性化・にぎわいの創出及び豊かな市民生活の実現のため引き続き官民連携によるまちづくりを行います。 ○ 社会実験イベントも継続して開催することを検討します。	都市政策課

1-5 子ども・若者の健やかな成育を切れ目なく支える環境の整備・充実

(1) 母子の健康保持・増進

① 安全で安心な妊娠・出産の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-01	母子健康手帳交付	○ 母子健康手帳を交付します。 ○ 交付の際に、妊娠・出産・育児についての情報提供を行うとともに、妊娠期の保健指導や産後うつ、育児の相談窓口の情報を提供します。	子ども未来課
再掲 (1-2-40)	利用者支援事業（こども家庭センター型）	○ 妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。 ○ 支援が必要な妊産婦のもれなく継続的な支援に努めます。	子ども未来課
1-5-02	両親教室	○ より良い育児を支援するために、講義や実技を取り入れたウェルカムベビークラスを開催します。 ○ 教室の内容や運営については、参加者ニーズの対応に努めます。	子ども未来課
1-5-03	妊産婦健康診査	○ 妊産婦の健康管理のため行われる妊産婦健康診査について、経済的負担の軽減を図り、国が示す望ましい基準の妊産婦健康診査が受けられるよう、費用を助成します。 ○ 支援が必要な妊産婦を把握し、医療機関と連携して支援に努めます。	子ども未来課
重点 再掲 (1-2-44)	妊娠・出産支援事業	○ 妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消を目的に、相談の多い授乳相談や妊産婦の交流会事業等を行います。 ○ 産後ケアを必要とする産婦に対し、宿泊型、通所型、訪問型のサービスを行います。 ○ 多胎妊産婦や家庭の負担を軽減するため、家事・育児支援ヘルパー利用を助成します。	子ども未来課
1-5-04	不育症治療費助成事業	○ 不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。	子ども未来課
1-5-05	産科医療機関等との連携	○ 支援が必要な妊産婦と乳児について、大阪府が保健機関と医療機関の情報連携ツールとして作成した要養育支援者情報提供票等を活用し、産科医療機関等と連携を取り、支援します。	子ども未来課
1-5-06	卵子凍結費用助成事業	○ 女性の自己選択を支援するために、卵子凍結にかかる費用の一部を助成します。	子ども未来課
1-5-07	分娩プロジェクト（はぐくみはばたけいけだBaby）	○ 市内唯一の出産可能な総合病院として、出生数減少の状況や分娩の保険適用化などの国の動向をふまえ、出産時に市立池田病院を選んでいただけるよう適宜設備の更新を行いながら、持続可能な分娩体制の構築に努めます。	市立池田病院医事課

② 乳幼児の健やかな成育及び育児不安の軽減

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-2-36)	利用者支援事業 (基本型)	○ 地域子育て支援拠点等身近な場所において妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等を円滑に利用できるよう当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。	子育て支援課
1-5-08	予防接種	○ 予防接種法に基づく定期予防接種を実施し、予防接種で防ぐことのできる疾病の予防、まん延の防止に努めます。	健康増進課
1-5-09	新生児聴覚検査事業	○ 先天性難聴の早期発見のために、生後間もない時期に行う新生児聴覚検査の費用を助成し、受検を促進します。 ○ 保護者への必要な相談支援を行います。	子ども未来課
再掲 (1-2-41)	乳児家庭全戸訪問事業	○ 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、助産師や保健師が訪問します。 ○ 訪問の連絡や希望のない家庭についても、育児状況などを全数把握し、妊娠期からの切れ目ない支援となるように努めます。	子ども未来課
1-5-10	乳児後期健康診査	○ 9か月から1歳未満の乳児を対象に、健康診査を行います。 ○ 個別健診（かかりつけ医での健診）で、身体計測、小児科診察等の内容で行います。 ○ 健診結果やかかりつけ医からの指示により、保健師が後日、保健指導や育児相談会、約束クリニックへの案内を行います。	子ども未来課
1-5-11	乳幼児健康診査	○ 4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査として、集団健診で、身体計測、小児科診察、保健指導等を行います。また、年齢に応じて、歯科診察、心理発達相談、視力スクリーニングを行います。	子ども未来課
1-5-12	約束クリニック (経過観察健診)	○ 乳幼児健康診査や育児相談、関係機関からの紹介などで、経過観察が必要な児を対象に、経過観察健診を行います。 ○ 小児科診察と心理発達相談があり、心理発達相談では個別相談の他、親子遊び等も行う小集団の相談会も行います。	子ども未来課
1-5-13	電話育児相談	○ 育児や妊産婦の健康について、電話やメールで相談を行い、保健師等が対応します。	子ども未来課
1-5-14	育児相談会（うさちゃん 育児相談会）	○ 1歳前後の育児相談の場として相談会を実施し、保護者の育児不安の軽減に努めます。	子ども未来課
1-5-15	乳幼児歯科事業	○ う蝕の急増期である1歳から7歳までの子どもに、歯科検診・歯科相談・ブラッシング指導・フッ化物塗布を実施し、歯科疾患の予防に努めます。 ○ 乳歯列の完成期である2歳6か月児に、歯科検診・歯科相談・ブラッシング指導・フッ化物塗布を実施し、う蝕予防に努めることや噛むことの大切さなど、歯や口腔の健康の基礎を築くことを推進します。	子ども未来課
1-5-16	幼稚園保健	○ 市立幼稚園型認定こども園の健康診断及び環境衛生検査の実施により、健康の保持増進及び適切な環境の維持を図ります。	学務課

(2) 思春期健康教育・保健対策の推進

① 学校における健康教育の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-17	学校保健	○ 市立小中学校の健康診断及び環境衛生検査の実施により、健康の保持増進及び適切な環境の維持を図ります。	学務課
1-5-18	保健体育や保健指導の充実	○ 家庭・地域・関係機関と連携しながら健康教育に取り組むとともに、発達段階を踏まえた保健分野の指導の充実を図ります。	学校教育推進課
1-5-19	飲酒・喫煙・薬物防止教育	○ 喫煙・飲酒や薬物乱用など心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育の充実を図ります。 ○ 関係機関との連携を深めます。	教育センター

② 相談体制の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-20	相談体制の充実	○ 友達関係、学習面のストレスから、児童・生徒が不登校や触法行為に陥らないように、児童・生徒が相談しやすい体制づくりを推進します。 ○ ハローダイヤルの周知を広報を通じて行います。	教育センター

(3) 食育の推進

① 食育に関する啓発の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-21	食育推進計画	○ 食育推進計画に基づき、母子保健事業や保育所、学校保健事業など、関係機関が連携しライフステージごとの取り組みを推進します。	学校教育推進課 健康増進課 幼児保育課 子ども未来課

② 食育に関する学習機会の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-22	保育所（等）食育推進事業	○ 食育推進計画に基づき、食育を推進します。	幼児保育課
再掲 (1-3-09)	乳幼児健康診査等での食育	○ 乳幼児健康診査時に、望ましい食習慣の啓発を行います。 ○ 希望者には個別相談を行います。	子ども未来課
再掲 (1-3-08)	食育推進事業	○ 妊娠期の食育講座や離乳食講習会（ごっくん期・かみかみ期）を実施し、食育を推進します。	子ども未来課
1-5-23	食育に関する教育課程	○ 食生活の基礎知識と望ましい食習慣を身につけるために、食生活の健康に及ぼす影響や調理を含めた食育の学習を市立学校で推進します。	学校教育推進課

(4) 小児保健医療体制の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-24	広域医療対策事業 豊能広域こども急病センター	○ 夜間・休日の小児保健医療体制の確保を目的に、豊能地域二次医療圏 ^{※61} の広域緊急医療対策として、豊能広域こども急病センター（箕面市）を運営するため、費用の一部を負担します。	健康増進課
1-5-25	かかりつけ医の推進	○ 予防接種や乳児後期健康診査等を機会に、かかりつけ医を持つことを勧めます。	子ども未来課

※61 二次医療圏とは、医療法の規定により、都道府県において地域的単位として設定される、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域のこと。大阪府内は8つの医療圏があり、豊能二次医療圏は豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町の4市2町で構成される。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-26	池田市立休日急病診療所の運営	○ 診療の空白時間が生じないよう日曜・祝日・年末年始に診療を実施します。 ○ 医師の確保や迅速な二次転送ができるよう、医師会や近隣医療機関との連携の強化を図り、休日急病診療所の市民への認知度向上に努めます。	休日急病診療所

1-6 こどもまんなかまちづくり

(1) 居住環境の整備・充実

① 快適で安全な住環境づくり

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-6-01	狭隘道路整備促進補助事業	○ 狭あい道路の解消を進めるにあたり、助成制度の見直しを検討するとともに、事業の周知を図り、私有地の後退整備を促すことで、市民の安全で良好な住環境の推進を図ります。	土木管理課

② 住宅対策の促進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-07)	母子・父子住宅	○ ひとり親家庭に対し低廉な家賃の市営住宅を提供し、福祉の増進に寄与します。	子育て支援課 (都市政策課)
再掲 (1-2-25)	重度障がい者住宅改造助成事業	○ 住宅改造費を助成し、障がい者（児）の住み良さと生活利便性の向上を図ります。	障がい福祉課

(2) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

① 福祉のまちづくりの総合的な推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-6-02	交通安全施設整備事業	○ 高齢者や障がい者、車いすやベビーカー利用者の安全な通行を確保するため、関係機関と危険箇所の把握に努め、道路照明、防護柵、カーブミラー、交差点カラーなどの交通安全対策を進めます。	交通道路課
1-6-03	バリアフリー化推進事業	○ 市・事業者・市民が互いに協力し高齢者・障がい者等にとって、より使いやすい施設・道路等になるような整備と円滑な事業の推進に努め、誰もが安全・安心な移動ができるまちづくりに取り組みます。	交通道路課

② 子どもや子ども連れなどに配慮した公共施設の整備の促進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-6-04	子育て応援駐車場の設置	○ 妊産婦の方やお子さんを連れている方が優先して駐車できるスペースの普及・促進に努めます。	子ども・若者政策課
1-6-05	「赤ちゃんステーション」の設置	○ オムツ替えや授乳ができる機能を備えた市内の公共施設や児童福祉施設、医療機関、商業施設等を「赤ちゃんステーション」として登録します。 ○ ステッカー等により周知します。	子育て支援課
1-6-06	安全な遊び場の提供	○ 長寿命化を図り、安心して利用できる公園の補修・改修を進めます。 ○ 老朽化に伴い、維持管理費用の増大が見込まれるため、必要な公園施設を検討し、機能の再編と配置の再編を検討します。	みどり農政課

1-7 DXの推進

(1) DXの推進

① 申請、予約のDX

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-7-01	電子施設予約の推進 (地域子育て支援拠点)	○ 地域子育て支援拠点について、ネット予約システムの運用により、職員の受付に係る負担軽減と、利用者の利便性の向上を図ります。	子育て支援課
1-7-02	電子申請の推進 (保育)	○ 保育に関する申請について、オンライン申請を導入します。	幼児保育課
1-7-03	電子申請の推進 (妊娠・出産・子育て教室)	○ 教室の申込み等で電子申請を取り入れ、利用者の利便性を高めます。	子ども未来課
1-7-04	電子申請の推進 (就学就園・就学援助)	○ 就学就園に関する各種手続きや、就学援助等の申請について、電子申請の推進により保護者の利便性の向上を図ります。	学務課
1-7-05	電子申請の推進 (留守家庭児童会)	○ 留守家庭児童会の一斉入会受付期間中の申請手続きについて、オンライン申請を導入します。	地域教育課

② 連絡、情報発信のDX

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-7-06	情報通信技術 (IT) を活用した情報の提供	○ インターネットやSNS等を活用し効果的な情報発信に努めます。	子ども・若者政策課
1-7-07	AIチャットボット	○ 保育に関する問い合わせに24時間365日対応できるようにAI保育コンシェルジュの活用を推進します。	幼児保育課
1-7-08	デジタル保護者連絡ツール (やまばと学園)	○ やまばと学園において、デジタル保護者連絡ツールの検討と導入を図ります。	発達支援課
1-7-09	デジタル保護者連絡ツール (学校)	○ 学校と保護者のコミュニケーションをより円滑にし、迅速かつ正確な情報共有をします。 ○ 配布文書のペーパーレス化によりコストの削減、業務量の軽減につなげます。	教育センター
1-7-10	デジタル保護者連絡ツール (留守家庭児童会)	○ 留守家庭児童会において、児童の出欠管理や保護者との連絡手段にデジタルツールを用いることで、児童、保護者、指導員全ての利便性の向上をめざします。	地域教育課

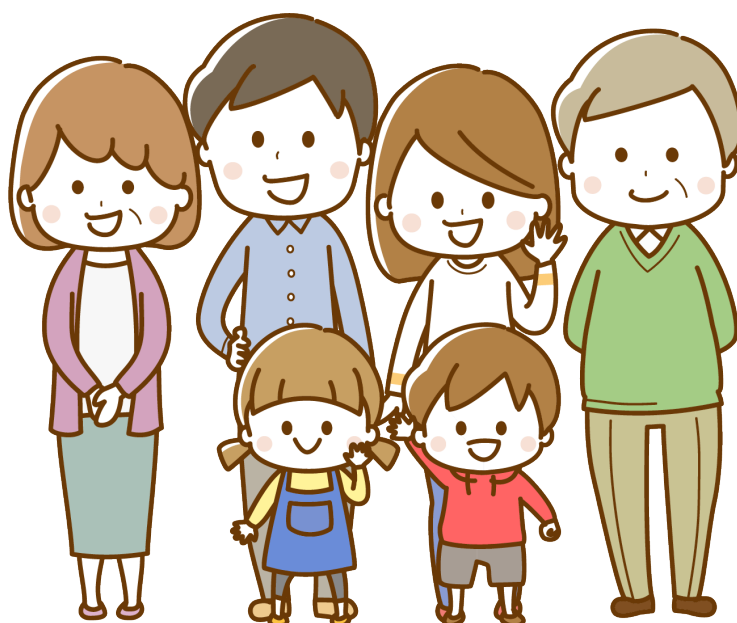
③ 学校、子育て施設等のDX

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-7-11	キャッシュレス化の推進 (保育)	○ 一部の園で保育料や一時預かり利用料をキャッシュレスで決済できるように推進します。	幼児保育課
1-7-12	窓口へのタブレット設置 (保育)	○ 保育所等への入所申請における申請書への記入の省略可等を行うため、窓口にタブレット端末を配備し、利便性の向上に努めます。	幼児保育課
1-7-13	GIGAスクール構想推進事業	○ ICT ^{※62} に係る環境整備の更新と学びの変革を一体的に進めることで、自らに合った最適な学び方を選択できるようにします。 ○ AIなどの先端技術を授業に活用し、情報活用能力の形成を図ります。	教育センター
1-7-14	教諭1人1台端末の配付	○ 校務のDXを目的とし、魅力的な教材の作成や綿密な児童・生徒情報の共有、事務作業の効率化につなげます。	教育センター

※62 ICTとは、「Information and Communication Technology」の略称で、通信技術の総称。インターネットやアプリケーション、SNSなど、情報通信機器を用いて行うコミュニケーションを実現する技術。

(2) 情報教育の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-7-15	情報教育推進	○ 一人一台端末を活用した学びが孤立したものにならないよう、ＩＣＴ環境の整備と授業デザインの研究、効果的な教職員研修を一体的に進めます。	教育センター



● 子どもの誕生前から幼児期まで

- 核家族化や地域のつながりの希薄化による妊娠期から子育て期の不安や孤立感を解消できるよう、身近な場所での相談や情報提供に努めるとともに、子育て中の親子が気軽に交流できる機会の充実に努めます。
- 就学前の教育・保育施設がそれぞれの特色を生かして保育サービスの充実及び就学前教育の質の向上に努めるとともに、小学校との連携・交流を図りながら学校教育への円滑な接続を図ります。

● 学童期・思春期

- 子どもの個性や創造性を伸ばす学校教育の充実を図るとともに、地域・家庭とも連携・協力しながら、子どもの健やかな成長を促す環境づくりを推進します。
- 登校が難しい等の課題を抱える児童・家庭に対し、民間団体等とも連携しながら支援を行うとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

● 青年期

- 若者が社会の一員として安定した生活を送ることができるよう、就労に向けた支援や高等教育のための支援に努めます。
- 晩婚化や未婚化による出生数の減少が進んでいることから、少子化対策として結婚の希望を叶える環境整備に取り組みます。
- 悩みや不安を抱える若者に対し、関係団体・機関などが連携しながら、包括的な支援体制の整備を進めます。

2-1 子どもの誕生前から幼児期まで

(1) 地域における子育て支援の推進

① 地域における子育て相談支援機能の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-1-01	地域子育て支援拠点事業	○ 子育て親子が交流できる場を提供します。 ○ 子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行います。 ○ 利便性の向上に努め、利用促進を図ります。	子育て支援課
再掲 (1-2-36)	利用者支援事業 (基本型)	○ 地域子育て支援拠点等身近な場所において妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等を円滑に利用できるよう当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。	子育て支援課
2-1-02	利用者支援事業（特定型）〔保育コンシェルジュの拡充〕	○ 保護者の様々な不安や悩みに寄り添い、解消に努めます。 ○ 保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応することに加え、A I 保育コンシェルジュの周知やコンシェルジュ通信の発行など、情報発信に努めます。	幼児保育課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-2-40)	利用者支援事業（こども家庭センター型）	○ 妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。 ○ 支援が必要な妊産婦のもれなく継続的な支援に努めます。	子ども未来課

② 子育てに関する情報提供の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-1-03	子育て支援パンフレットの作成	○ 地域の遊び場や子育てに関するサービス等の情報を、わかりやすくとりまとめ提供します。	子ども・若者政策課
2-1-04	休日の育児活動促進	○ 平日に就労している保護者も参加できるようなつどいの広場やイベントを企画し、育児不安の解消や仲間づくりの場を提供します。	子育て支援課
2-1-05	ふたご・みつごのびのび	○ 多胎児をもつ保護者ならではの悩みや不安等を共有できる場を提供します。	子育て支援課
再掲 (1-2-66)	フルーツバスケット	○ 外国人の親子同士の交流や情報交換の場を提供し、孤立感の軽減に努めます。	子育て支援課

③ 地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-1-06	ファミリーサポートセンター運営事業	○ 概ね生後2か月から小学4年生までの児童の預かりや送迎について、「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークを運営します。 ○ 制度の周知や援助希望者への講習の充実を図ります。	子育て支援課
重点 再掲 (1-3-06)	こども食堂支援事業	○ こども食堂の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの推進を図ります。	子育て支援課
2-1-07	地域開放、所（園）庭開放	○ 地域の親子の交流や相談等の場として、地域開放やプレ保育の充実に取り組みます。	幼児保育課
2-1-08	病児・病後児保育	○ 市内に在住している生後57日から小学6年生までの病気又は病気回復期にある乳幼児で、仕事や冠婚葬祭等やむを得ない事情により家庭での保育が困難な児童を病児・病後児保育室において、一時的に保育し、子育てと児童の養護に努めます。	幼児保育課
2-1-09	一時預かり事業	○ 傷病や事故・介護等の緊急時、育児からのリフレッシュ、買い物・就労等、保護者の様々なニーズに幅広い対応を図るため、保育所等における一時預かりの受け入れ定員の充実を図ります。	幼児保育課
再掲 (1-2-45)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	○ 保護者が疾病、疲労等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において養育・保護を行います。 ○ 利用施設の確保や適切な支援の実施に努めます。	子ども未来課
2-1-10	地域交流・園開放（あそびの広場）	○ 幼稚園で未就園の子ども同士が互いに遊び交流できる場を提供します。 ○ 幼稚園を地域の教育センターとして機能の充実に努めます。	教育政策課（幼稚園）

(2) 多様なニーズに応える保育サービスの推進

① 保育内容の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-1-11	保育所等保育内容の充実	○ 年齢や発達に応じたきめ細かな保育内容の提供を図ります。 ○ 各所（園）が特色のある保育を推進し、保育の質の向上に努めます。	幼児保育課
重点 2-1-12	巡回支援の充実	○ 各施設に定期的な巡回指導を実施し、保育の指導や職員からの相談対応等を行い、保育の質の向上につなげます。	幼児保育課
重点 2-1-13	保育士確保事業	○ 公私双方の保育士の採用確保・職場定着のための施策を展開します。	幼児保育課
再掲 (1-2-14)	やまばと学園・古江保育所の一体的整備	○ やまばと学園・古江保育所について、できる限り速やかに新築移転できるように努めます。	発達支援課 幼児保育課

② 多様な保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 2-1-14	保育所等の利用調整及び量の確保	○ 高まる保育ニーズに対し、利用調整を行うとともに、民間事業者に対する施設整備への支援や補助事業の実施等により量の確保を行い、年度当初における国基準の待機児童を生じさせることのないよう努めます。	子ども・若者政策課 幼児保育課
2-1-15	乳児保育	○ 公・私立保育所等において、生後57日目からの産休明け保育を実施します。	幼児保育課
2-1-16	休日（日曜日・祝日）保育	○ 市内認可保育所等を利用する児童であって、保護者の勤務等により日曜日・祝日にも保育を必要とする児童に対し、保育ステーション「カルガモ」で保育を実施することで保育サービスの充実を図ります。	幼児保育課
2-1-17	送迎保育ステーション事業	○ 2箇所の送迎保育ステーション「カルガモ」、「もりもりKIDS」を設置し、池田駅周辺から、遠方の園に入所している児童の朝・夕の送迎を行うことで、保護者の保育所までの送迎の負担軽減と、利便性の向上を図ります。	幼児保育課
2-1-18	待機児童解消保育事業	○ 認可保育所等に入所できなかった児童を受け入れるため、池田市待機児童解消保育ルーム「ふくまるキッズ園」及び「ぴよぴよ」で、民間事業者による運営のもと保育を行います。	幼児保育課
再掲 (2-1-02)	利用者支援事業（特定型）〔保育コンシェルジュの拡充〕	○ 保護者の様々な不安や悩みに寄り添い、解消に努めます。 ○ 保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応することに加え、A I 保育コンシェルジュの周知やコンシェルジュ通信の発行など、情報発信に努めます。	幼児保育課
2-1-19	時間外保育事業（延長保育事業）	○ 就労形態の多様化に対応した保育サービスを提供するため、公・私立保育所等で12時間保育を実施することで、サービスの充実を図ります。	幼児保育課 学務課
2-1-20	幼稚園等の預かり保育	○ 教育時間外の時間帯で保育を実施する預かり保育等の充実を図ります。	幼児保育課 学務課

(3) 就学前の教育機能・連携の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-1-21	認定こども園の充実	○ 公立認定こども園で、0歳児から小学校入学までの乳幼児に対し、一貫した質の高い保育及び教育を実施します。 ○ 小学生やお年寄りとの異世代交流や、保護者同士の交流の場を設けるなど、地域に開かれた子育て世代支援の充実を図ります。 ○ 保育スキルを高める研修の強化を図ります。	幼児保育課 各こども園
重点 2-1-22	幼児教育サポート事業	○ 保育の質の向上及び幼小の円滑な接続に向けて研修の充実を図ります。 ○ 幼児教育についての情報の発信を行います。	教育政策課
2-1-23	幼保交流	○ 近隣の保育所と幼稚園が、様々な活動を通して同じ地域に育つ子ども同士の交流を図ります。 ○ 職員間の交流、学びの場の質的向上を推進するため、研修機会の一層の充実を図ります。	教育政策課 各幼稚園 幼児保育課
2-1-24	保幼小交流	○ 幼児教育と小学校教育について、就学前施設と市立学校の教職員が互いに知り、学び合えるよう、研修等を充実させます。 ○ 公立・私立、また幼稚園・保育所・こども園を問わず、市立学校と連携・接続が進むよう、教職員・保育者同士のコミュニケーションを図ります。	学校教育推進課 幼児保育課 教育政策課
2-1-25	就学前教育の充実	○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい『10の姿』※63」を共通の観点とした教育・保育の充実に向けて、質的向上を図ります。	学校教育推進課 教育政策課 各幼稚園

2-2 学童期・思春期

(1) 学校教育の充実

① 個性や創造性を伸ばす学校教育の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-2-01	小中一貫教育推進事業	○ 各学園の特色ある教育活動の展開及び授業における子どもの学びの姿を基に、「学びの連続性」を重視した一貫教育を推進します。	教育政策課
2-2-02	「教育のまち池田」総合企画推進事業	○ 第2次池田市教育振興基本計画のもと、「学ぶ喜び」を柱とした教育の創造をめざすとともに、取り組みの周知・発信に努めます。	教育政策課
2-2-03	交流教育及び共同学習	○ 教育活動全体を通じて、交流教育及び共同学習を計画的、組織的にを行います。 ○ 地域の人々等と活動をとにもする機会を積極的に設けます。	教育政策課
2-2-04	障がい児（者）施設との交流	○ 児童・生徒の障がい児（者）に対する理解を深めるため、福祉施設との交流を図ります。	教育政策課
2-2-05	ふくまる教志塾	○ 池田市の教員をめざす優れた人材を発掘・養成・確保するための研修や現場実習の充実を図ります。 ○ 応募者確保のための情報の発信を行います。	教育政策課
2-2-06	豊かな心の教育	○ 各校の実態に即した道徳教育に学校全体で取り組めるよう、推進体制づくりを支援し、心に響く道徳教育の深化を図ります。	学校教育推進課
再掲 (1-3-03)	指導者派遣事業	○ 学校の実情や特色に応じて、専門性のある外部人材を派遣し、学校教育活動を支援します。	学校教育推進課

※63 幼児期の終わりまでに育ってほしい『10の姿』とは、平成29(2017)年改定の3法令（幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）において新しく示されたもので、「健康な心と体」「自立心」など10項目からなり、幼児期の終わり（小学校入学まで）までに育ってほしい姿や能力のめやすを具体的な視点から捉えて明確化したもの。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-2-07	英語教育推進事業	○ 市立学校園への外国人英語講師の配置を行い、英語学習への興味関心を高めるとともに、授業改善の実施をめざします。 ○ 外部英語検定試験について頻度や対象を再考しながら実施を継続し、結果を指導改善に活かします。	学校教育推進課
2-2-08	ボランティア教育の推進	○ 総合的な学習の時間におけるボランティア活動の体験など、ボランティア精神を培う教育の推進を図ります。	学校教育推進課
2-2-09	環境学習 ^{※64} 推進事業	○ 池田市環境学習基本方針に基づき、学校園へ出前授業や教材の情報提供及び授業の実施支援を行います。 ○ 小学生を対象とした環境講座・セミナーなどを実施します。	環境政策課

② 学校教育と地域の連携の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 2-2-10	社会に開かれた特色のある学校園づくり	○ 学校の実情に応じて設定された教育課題に対する研究を推進し、教育効果の高い魅力ある学校づくりの実現をめざします。	学校教育推進課 教育政策課
2-2-11	部活動の地域移行	○ 中学生が文化・スポーツに親しめる環境の構築・維持をめざします。	社会教育課 学校教育推進課
2-2-12	教育コミュニティづくり推進事業	○ 学校・家庭・地域による協働の取り組みを通じて、子どもたちに豊かな学びの機会を提供します。 ○ 地域人材等を活用した学校支援活動の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。 ○ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動^{※65}を一体的に推進するため、地域と学校の連携協力体制を整備します。	地域教育課

(2) 子どもの居場所づくりの推進

① 子どもの居場所づくりの推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 再掲 (1-3-06)	こども食堂支援事業	○ こども食堂の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの推進を図ります。	子育て支援課
再掲 (1-2-45)	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	○ 保護者が疾病、疲労等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において養育・保護を行います。 ○ 利用施設の確保や適切な支援の実施に努めます。	子ども未来課
再掲 (1-2-48)	児童育成支援拠点事業	○ 養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対し、市内の居場所となる既存施設を活用し、個々の状況に応じた支援の提供と虐待防止や児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業の構築・実施に向けて検討します。	子ども未来課
再掲 (1-3-04)	NPO連携教育相談	○ NPOの独自性、機動性、柔軟性を発揮し、学校に適応困難な児童生徒や多様化する保護者、児童・生徒のニーズにあった場を設定することにより、よりきめ細やかな対応を図ります。	教育センター

※64 環境学習とは、これから社会が直面する課題に対応していくため、人間を取り巻く広い意味での環境について学び、考えを深め、行動力を養う学習のこと。

※65 地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-2-13	校内教育支援ルーム	○ 登校できない状況の児童・生徒を支援するために、校内教育支援ルームの環境を整備し、教室復帰への手掛かりとするとともに、児童・生徒の心身の安定を図るべく支援を行います。	教育センター
2-2-14	教育支援センター	○ 教育支援センター（ビーンズ）では学校への登校が難しい児童・生徒を支援し、所属学校と連携しながら社会的自立へ向けたサポートを継続的にを行います。	教育センター
2-2-15	児童館活動促進事業	○ 教室活動をはじめ、長期休業中に実施している特別活動教室、土曜学習（サタスタ）をさらに充実させます。 ○ 校区にある学校や教育関連施設、保護者や地域の関係団体と緊密な連携を深め、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境づくりに努めます。 ○ 子育て世代の保護者に対して、教育相談の充実、子育て支援セミナーの実施など、保護者同士の情報交換の場としての役割を果たせるよう機能整備を図ります。	地域教育課
2-2-16	青少年の健全育成（五月山児童文化センター）	○ 科学室や図工室を活用した実験教室やクラフト教室、五月山の自然を親子で楽しむことのできる観察会などのさらなる充実を図ります。 ○ 「よちよちプラネタリウム」、「親子山歩き」などの行事を通して、気軽に集い、出会い、相談できる環境づくりに努めます。 ○ 児童の放課後の居場所として多目的室を開放し、地域の大人たちとともに子どもの成長を見守ることができ施設をめざします。	地域教育課
2-2-17	青少年の健全育成（水月児童文化センター）	○ 利用者が「出会い・気づき・つながり・表現し・行動する」環境づくりに努めます。 ○ 定期クラブ、月例サークル、季節単発行事、特別事業（親子教室、劇団、子ども会議、夜間開館、こども食堂）に加え、施設運営への市民参画や社会課題を考える場としての役割を果たせるよう機能整備を図ります。	地域教育課
2-2-18	子どもの居場所づくり推進事業	○ 放課後等における子どもたちの学びや体験の機会を確保するため、活動の担い手となる新たな地域人材の獲得や、企業・NPO等との連携を図ります。 ○ 青少年教育施設の指定管理者と連携し、学校以外で全ての子どもが安心して自由に過ごせる遊びや学びの場の確保に努めます。	地域教育課
2-2-19	児童サービスの充実	○ 各年代に応じた選書や展示、行事開催に取り組みます。 ○ 特に読書離れが著しい10代の青少年への利用促進に努めます。	図書館 石橋図書館
重点再掲 (1-2-68)	外国にルーツを持つ子どもの居場所づくり推進事業	○ 外国にルーツを持つ子どもたちが安心して集い、学べる環境を提供します。	人権・文化国際課
2-2-20	ダイバーシティセンター	○ 外国にルーツを持つ子どもたちが安心して集い、学べる環境を提供します。	人権・文化国際課
2-2-21	人権文化交流センター	○ 児童・生徒等が、放課後気楽に来館できる場所を提供します。	人権・文化国際課

② 放課後等の居場所づくり

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-2-22	放課後等デイサービス※66 事業	○ 放課後等デイサービス及び障がい児通所支援事業について、子どもが安全・安心して通える事業所が増加するよう、大阪府と連携し、質の向上に努めます。	発達支援課
重点 2-2-23	留守家庭児童会運営事業	○ 保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭の児童が過ごす場所として、安全で安心な遊びの場・生活の場づくりを行います。 ○ 質の向上のため、指導員への研修を定期的実施します。 ○ 特別な配慮を必要とする児童については、人数に応じた職員の加配や研修の他、巡回支援員による関係機関との連携調整・情報共有、子どもの育成に関する助言などを実施します。 ○ 受け入れ学年拡大に向けて人・場所の確保に努めます。	地域教育課

(3) 不登校児童・生徒等の自立支援・相談体制の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-2-56)	進路指導・進路選択支援	○ 様々な課題を抱え、就学が困難な支援を要する生徒及びその保護者に対して、家庭の状況や個々の課題等に対応した学校とも連携した相談体制を構築し、積極的に進路を考え将来に対する展望が持てるよう支援します。	学校教育推進課
重点 2-2-24	いじめ・不登校等 トータルサポート事業	○ スクールアシストメイトを全市立小中学校・義務教育学校へ配置し、学校教職員との連携のもと児童・生徒の支援活動をします。 ○ 授業に入り込み学習等のサポートをすることで、教室での活動の安心感につなげます。 ○ 校内教育支援ルーム担当として利用する児童・生徒の支援に大きな役割を果たします。	教育センター
再掲 (1-2-57)	教育相談	○ 子どもと保護者、学校現場の要望に応えた教育相談とハローダイヤルをはじめとした市民サービスとしての教育相談を行います。 ○ 必要に応じて、保護者了承のもと学校園や関係課・関係機関と連携した子どもへの支援に努めます。 ○ 子どもを適切に見立てる教職員研修を実施し、子ども理解に対する支援を行います。	教育センター
再掲 (1-3-04)	NPO連携教育相談	○ NPOの独自性、機動性、柔軟性を発揮し、学校に適応困難な児童生徒や多様化する保護者、児童・生徒のニーズにあった場を設定することにより、よりきめ細やかな対応を図ります。	教育センター
重点 再掲 (1-2-58)	スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカーの配置	○ 心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の支援を行います。	教育センター
2-2-25	適応指導	○ 教育支援センター（ビーンズ）では、自主的自発的に活動する意欲を育て、学校生活や社会生活への意欲の向上を支援します。 ○ 学校園への出張教育相談や子育て講座等を実施し、保護者ならびに教職員対象の相談と啓発活動を充実させます。	教育センター
再掲 (1-4-19)	中学校指導支援事業	○ 児童・生徒の健全育成を図るために「学園生活指導協力委員会」を組織し、学校以外に関わる地域と学校が連携し、継続した児童・生徒の見守り体制の強化を図ります。	教育センター

※66 放課後等デイサービスとは、就学している障がい児を対象に、学校終了後または休校日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行う福祉サービス（児童福祉法に基づく児童通所支援事業）。

2-3 青年期

(1) 若者の就職支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-15)	就労準備支援事業	○ 就労する上で必要なコミュニケーションや意欲向上のための、就労準備講座の開催を行います。 ○ 職場体験や就労訓練の受け入れ先の開拓を行います。	生活福祉課
2-3-01	就労支援事業	○ 就労に関する相談や、履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方指導など、就労に向けた支援を行います。	生活福祉課
2-3-02	障がい者の就労支援	○ 関係機関と連携して就労に関する情報の提供や相談等を行うことにより、障がいのある人の就労支援に努めます。	障がい福祉課
再掲 (1-3-16)	地域就労支援事業	○ しごと相談・支援センターで就労相談を実施し、様々な専門機関と相互に連携しながら、就労に向けた支援を行います。	商工振興課
再掲 (1-3-17)	雇用安定事業	○ 雇用情勢の動向に合わせ、雇用の安定・促進につながる事業の実施や情報発信などを行います。	商工振興課
重点 2-3-03	創業支援事業	○ 地域経済の活性化や雇用を生み出すため、新たな事業の創出を支援します。	商工振興課
2-3-04	労働相談	○ しごと相談・支援センターで労働相談を実施し、労働トラブルの解決に向けた助言を行います。	商工振興課

(2) 結婚の希望をかなえる環境整備

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-3-05	結婚の希望を叶える環境整備	○ 結婚相手紹介サービス提供企業との連携により、結婚の希望を叶える環境づくりに努めます。 ○ 「おおさか結婚応援ネットワーク」に参加し、大阪府・各種団体と連携した結婚支援に努めます。	子ども・若者政策課
2-3-06	結婚祝品利用券の贈呈	○ 市民が婚姻届を出された場合、市内商工業者の協力により、結婚のお祝いとして結婚祝品利用券を贈呈します。 ○ 事業が継続されるよう周知を行います。	商工振興課

(3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-3-07	青少年指導員活動事業	○ 市内9小学校区・1義務教育学校区から60名の青少年指導員を委嘱し、青少年の健全育成活動を行います。 ○ 地域での啓発活動や巡回活動などを行い、安全・安心に青少年が活動できる環境を整備します。	地域教育課
再掲 (1-2-60)	コミュニティソーシャルワーカー設置事業	○ 制度の狭間の問題や複合的な問題を抱える要支援者に対して、関係機関と連携しながらサポートを継続して行います。 ○ 民生委員・児童委員や地区福祉委員の地域ネットワークとも連携して、要支援者を日ごろから地域で見守っていく体制を構築します。	高齢・福祉総務課
再掲 (1-2-61)	民生委員・児童委員	○ 地域での見守り、相談支援等の各種福祉活動について、情報共有や連携体制の構築等を行い、円滑に活動ができるよう支援します。	高齢・福祉総務課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 2-3-08	多機関協働会議	○ 関係団体・機関など様々な主体間での連携を強化し、複雑化・複合化した課題に対応できるよう多機関協働のもと、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野を超えた包括的な支援体制の構築を推進します。	高齢・福祉総務課
重点再掲 (1-2-62)	福祉生活相談窓口	○ 生活困窮者の抱える複合的な課題を、自立相談支援を行い、家計改善、住居確保給付、就労準備事業などを活用しながら、伴走型の支援を行います。	生活福祉課

(4) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-02)	就学就園助成	○ 奨学金や補助金を支給することで、高校・大学へ進学する若者や子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	学務課

(5) 生涯学習の取り組みの推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-3-09	生涯スポーツの推進	○ 老若男女・障がいの有無関係なくスポーツに親しめる環境づくりをめざします。	社会教育課
2-3-10	文化教養講座事業	○ 親子で参加する講座や、子育てについて学ぶ講座、一般向けの講座を継続して実施し、講座の定着を図ります。 ○ 関連機関と連携を取りながら、ニーズに合った講座を実施し、子育て情報の発信・情報の拠点となるよう事業に取り組みます。	中央公民館
2-3-11	アゼリアカルチャーカレンダー	○ 趣味・教養や音楽などの講座を継続的に開催します。	人権・文化国際課

(6) 若者にとって魅力ある地域づくり

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-1-15)	二十歳の集い開催事業	○ 二十歳を迎えたことを祝う式典を自分たちの手で創り上げる機会として、実行委員会形式での「二十歳の集い」の取り組みを進めます。 ○ 取り組みを通して、青少年の自己実現や社会参画の意識を高める機会の提供に努めます。	地域教育課
再掲 (1-1-16)	市長と若者の対談	○ 二十歳になった若者と市長との対談を充実させていくことを通して、「こどもまんなか社会」の実現を見据えた本市の施策についての青少年の考えや意見表明の機会の充実に努めます。	地域教育課



● 子育ての経済的負担の軽減

- 妊娠・出産や子育てに必要な経済的負担の軽減に向けて、医療費や教育費など各種助成・手当等の支給及び制度の周知に努めます。

● 地域の子育て環境の整備・充実

- ひとり親が抱える課題やニーズに対応し、社会から孤立することがないように、相談支援や就労支援など当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当の活用や養育費の確保を促し、経済的負担の軽減及び生活の自立・安定を図ります。
- ボランティアの育成や子育てサークルの活動支援等により、地域における子育て支援のネットワークの充実に努めます。

● 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実

- 国・府等と連携し、企業・事業所に対して、子育てと仕事を両立しながら働くことができる職場環境づくりや多様な就業形態の導入などについての啓発を推進します。

● 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発

- ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画の実現に向けて、理念の周知や性別役割分担意識の解消等の意識啓発に努めます。

● 次代の親を育む環境の整備・充実

- 子育てについて第一義的責任を持つ保護者が親意識を高め、親子の絆を深める機会の充実を図るとともに、保護者が抱く子育ての不安や負担感、孤立感の軽減につながるよう、地域社会全体で子育てを支援する風土の醸成に努めます。

3-1 子育ての経済的負担の軽減

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-18)	児童手当	○ 児童手当について、0歳から18歳までの児童を養育している方に支給します。 ○ 制度の広報・普及に努めます。	子育て支援課
3-1-01	妊娠・出産・子育て応援事業	○ 池田泉州銀行の「妊活・育活ローン」の借入者に対し、ローン返済開始月から1年間に返済した年利2%相当額を補助します。	子育て支援課
3-1-02	保育所・幼稚園等児童エンゼル補助金交付事業	○ 0～2歳児については、保育所、幼稚園等に通う第3子以上の一部児童を対象に補助金を支給することで、家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 3～5歳児については、第4子以降の補助適用世帯に対し、給食費のうち副食材料費を補助します。	幼児保育課
3-1-03	実費徴収補足給付事業	○ 生活保護世帯を対象に実費徴収額の一部及び新制度未移行園における副食材料費減免対象制度に対する補助を行います。	幼児保育課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-1-04	多様な集団活動利用支援 給付事業	○ 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付を行います。	幼児保育課
再掲 (1-3-01)	幼児教育・保育の無償化	○ 国の制度である幼児教育・保育の無償化により、認可保育施設の保育料無償化及び認可外保育施設、新制度未移行園の利用料の給付を行います。	幼児保育課
3-1-05	妊婦のための支援給付	○ 妊婦に対して給付金を2回に分けて支給し、妊婦等包括相談支援事業等と組み合わせて経済的支援等を実施します。	子ども未来課
再掲 (1-3-02)	就学就園助成	○ 奨学金や補助金を支給することで、高校・大学へ進学する若者や子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	学務課
3-1-06	保険給付事業（国民健康保険・出産育児一時金の支給）	○ 被保険者の出産に関し、条例により出産育児一時金を支給します。 ○ 差額支給のある被保険者に関しては申請を勧奨する通知を送付し、周知を行います。	国保・年金課
3-1-07	子ども医療費助成	○ 18歳の年度末までの子どもに対し医療費の一部を助成します。 ○ 受給者が必要な医療を受けられるよう、医療証の発行を行います。	保険医療課
3-1-08	未熟児養育医療給付事業	○ 種々な未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院治療を必要とする未熟児に対して、医療費の給付を行います。	保険医療課
3-1-09	エンゼル祝品交付事業	○ 新生児を出産された方に、エンゼル祝品（第1子・2子は額面1万円、第3子以上は額面5万円の池田泉州銀行の通帳）を支給します。	総合窓口課
3-1-10	エンゼル車提供制度	○ 第3子以上を出産された方を対象に、ダイハツ工業㈱から乗用車を3年間希望者に無償貸与します。	総合窓口課

3-2 子育て家庭を支える環境の整備・充実

(1) ひとり親家庭の自立促進

自立促進計画

ひとり親家庭に対する支援は、平成 15(2003)年4月に「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、母子自立支援員が総合的な相談窓口として支援を図りながら、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いて総合的に施策が推進されてきました。平成 26(2014)年4月には、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が公布され、父子家庭が支援の対象に位置づけられるとともに、ひとり親家庭への支援体制の充実、支援施策・周知の強化などが行われました。また、改正に合わせて、法律の名称が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へと改められました。

令和5(2023)年12月には、「こども基本法」に基づく「こども大綱」において、子ども施策に関する重要事項としてひとり親家庭への支援が示されました。また、令和6年5月には改正民法が成立し、今後、共同親権の導入や養育費及び親子交流の規律の変更など、離婚後の子どもの養育環境が大きく変わっていくことが予想されます。

本項は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく計画として位置づけ、同法第11条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえながら、ひとり親家庭の自立を促進する施策を総合的かつ計画的に推進します。

① 生活の自立支援の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-05)	母子生活支援施設入所事業	○ 特別な事情により居宅生活が困難な母子を入所させて保護し、施設と連携して自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課
重点 再掲 (1-2-52)	ひとり親家庭相談	○ 母子・父子自立支援員を中心に、関係機関と連携しながら、離婚前後の相談者の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談、助言等の支援を行います。 ○ 支援が必要な方を適切な支援につなぐことができるよう、相談体制の整備に努めます。	子育て支援課
再掲 (1-3-07)	母子・父子住宅	○ ひとり親家庭に対し低廉な家賃の市営住宅を提供し、福祉の増進に寄与します。	子育て支援課 (都市政策課)

② 就業支援の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-11)	自立支援教育訓練給付金事業	○ ひとり親の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立を促進するため、指定する教育訓練講座を受講する場合に、受講料の一部を支給します。	子育て支援課
再掲 (1-3-12)	高等職業訓練促進給付金事業	○ ひとり親が就職を容易にする資格取得を促進するため、養成機関等で修学し、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付を行います。	子育て支援課
再掲 (1-3-13)	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	○ ひとり親家庭の親またはその子を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし講座を受講する場合、受講料の一部を支給します。	子育て支援課
再掲 (1-3-14)	母子・父子自立支援プログラム策定	○ ひとり親家庭の状況・ニーズに基づき、ハローワークと連携しながら、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。	子育て支援課
再掲 (1-3-16)	地域就労支援事業	○ しごと相談・支援センターで就労相談を実施し、様々な専門機関と相互に連携しながら、就労に向けた支援を行います。	商工振興課

③ 養育費確保・親子交流の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-20)	ひとり親家庭養育費確保等支援事業	○ 離婚前や離婚後のひとり親家庭の方が抱える、養育費の確保や、親子交流の設定などの悩みに対し、弁護士・専門員による相談支援の実施や、養育費の確保に関する公正証書等作成費用の補助を行います。	子育て支援課
3-2-01	離婚後の共同養育の啓発	○ 子どもの最善の利益を考慮しながら、離婚後も父母が共同して子どもの養育に関与することができるように、養育費や親子交流に関する啓発に取り組みます。	子育て支援課

④ 経済的支援の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-19)	児童扶養手当	○ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため適正に児童扶養手当の支給を行います。 ○ ひとり親家庭等の実情を配慮し、各種手続きの負担軽減に努めます。	子育て支援課
再掲 (1-3-21)	大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付の相談・申請受付	○ 大阪府が実施しているひとり親家庭の経済的自立を図るために必要な資金（大学の入学金や授業料等）の貸付の相談や申請受付を行います。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-22)	ひとり親家庭医療費助成	○ 18歳の年度末までの子ども及びその養育者・監護者に対し、医療費の一部を助成します。 ○ 子育て支援課との連携により受給者の把握に努め、必要な方が必要な医療を受けられるよう、医療証の発行を行います。	保険医療課

(2) 子育て支援ネットワークの充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-2-02	子育てサークルの支援	○ 子育て中の保護者同士が情報交換や地域の仲間づくりを行うことができるよう、子育てサークルの活動を支援します。	子育て支援課
再掲 (1-2-60)	コミュニティソーシャルワーカー設置事業	○ 制度の狭間の問題や複合的な問題を抱える要支援者に対して、関係機関と連携しながらサポートを継続して行います。 ○ 民生委員・児童委員や地区福祉委員の地域ネットワークとも連携して、要支援者を日ごろから地域で見守っていく体制を構築します。	高齢・福祉総務課

3-3 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実

(1) 家庭と子育ての両立支援がしやすい職場環境の整備への働きかけ

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-3-01	事業所内保育所設置への働きかけ	○ 設置を希望する企業等への必要な案内等を行います。 ○ 施設に対して定期的に監査を実施し、保育の質の確保を徹底します。	幼児保育課
3-3-02	事業主に対する啓発活動の強化	○ 事業所を対象に、就労者が家庭生活と仕事を両立しながら十分に能力を発揮して働くことができる就労環境の必要性を啓発します。 ○ 関係機関と連携しながら事業主に対する啓発活動を強化します。 ○ 国、関係機関からのパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる啓発を実施します。	商工振興課

(2) 多様な就労形態への働きかけ

① 労働時間の短縮と勤務の弾力化の促進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-3-03	パートタイム労働者などの労働条件の整備	○ 事業所及び労働者を対象に、国・府等のパンフレットや資料の配布、ポスターの提示などにより労働環境に関する啓発・広報活動に努めます。	商工振興課
3-3-04	多様な就労形態導入への意識啓発	○ 事業所を対象に、フレックスタイム制や子育て期の短時間勤務、在宅就労など多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。 ○ 国、関係機関からのパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる啓発を実施します。	商工振興課

② 就労への支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-16)	地域就労支援事業	○ しごと相談・支援センターで就労相談を実施し、様々な専門機関と相互に連携しながら、就労に向けた支援を行います。	商工振興課

3-4 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発

(1) ワーク・ライフ・バランスの理解啓発の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-4-01	就業と家庭責任の両立支援	○ 女性・男性が共に、働くこと、家事・育児を行うことについて平等に選択できる社会の実現に向けて、啓発を推進します。	人権・文化国際課

(2) 男女共同参画に関する啓発の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-4-02	学校・園における男女平等教育	○ 全ての教育活動の中で意識啓発を充実し、市立学校園における男女平等教育の推進を図ります。	学校教育推進課
3-4-03	男女共同参画啓発事業	○ ダイバーシティセンターを拠点とし、男女共同参画の意識醸成に向けた啓発を推進します。	人権・文化国際課

3-5 次代の親を育む環境の整備・充実

(1) 市民の子育てに対する関心の醸成

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-1-07)	子ども・子育て会議の運営（「子ども条例」の普及・啓発）	○ 「子ども・子育て会議」において子ども・子育て支援事業計画に基づく、各種子育て支援施策を総合的に推進します。 ○ 「子ども条例」の趣旨の理解促進を図ります。	子ども・若者政策課
3-5-01	子育てに関する情報の提供	○ 子育てに関する情報提供の充実を図ります。	子ども・若者政策課
再掲 (1-4-09)	地域住民による子育て支援の推進	○ 地域のボランティア隊員が、地域の諸活動を通じて子どもや子育て家庭の見守りや応援活動を行い、地域社会全体で子育て家庭を支えることができる社会的風土の醸成と、子どもの健全な育成に努めます。	子育て支援課
再掲 (1-4-10)	子ども110番の旗の配布	○ 「子ども110番の家」の旗の配布を行い、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、学校、地域など関係機関と連携して安全なまちづくりを推進します。	教育センター
再掲 (2-3-07)	青少年指導員活動事業	○ 市内9小学校区・1義務教育学校区から60名の青少年指導員を委嘱し、青少年の健全育成活動を行います。 ○ 地域での啓発活動や巡回活動などを行い、安全・安心に青少年が活動できる環境を整備します。	地域教育課

(2) 子育て意識・親意識の育成

① 親意識を高めるための学習機会の充実

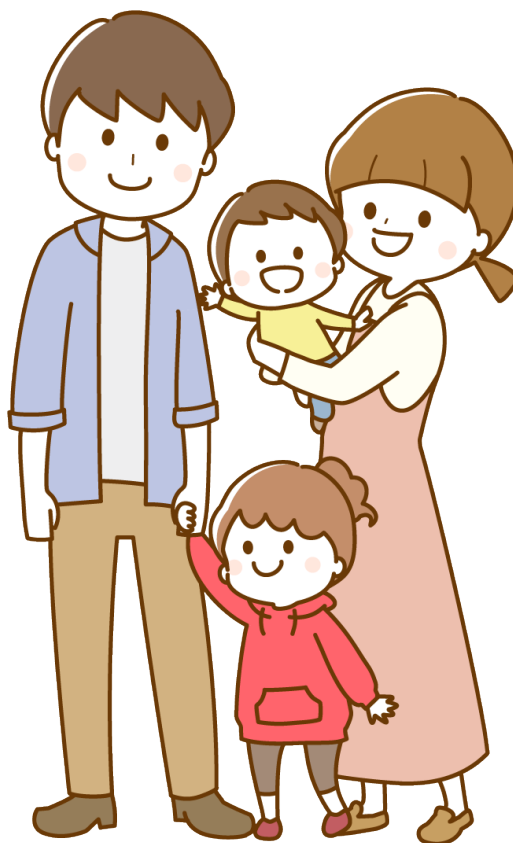
No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-5-02)	両親教室	○ より良い育児を支援するために、講義や実技を取り入れたウェルカムベビークラスを開催します。 ○ 教室の内容や運営については、参加者ニーズの対応に努めます。	子ども未来課

② 家族・親子のきずなを深める機会の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-5-02	「家庭の日」 「家族の日」啓発	○ 国が推進する「家庭の日」や「家族の日」のPRに努めます。	子ども・若者政策課
3-5-03	親子ふれあいDAY助成事業	○ 毎週土曜日に本市在住者が小学生以下の子どもと同伴で入浴する場合、入浴料金の補助を実施します。	子育て支援課
3-5-04	親子無料開放	○ 指定管理者と協力しながら、親子でスポーツを楽しむことができる環境づくりをめざします。	社会教育課
再掲 (2-3-10)	文化教養講座事業	○ 親子で参加する講座や、子育てについて学ぶ講座、一般向けの講座を継続して実施し、講座の定着を図ります。 ○ 関連機関と連携を取りながら、ニーズに合った講座を実施し、子育て情報の発信・情報の拠点となるよう事業に取り組みます。	中央公民館
3-5-05	おはなし推進事業	○ 絵本の読み聞かせの実施により、子どもが絵本に親しめる機会を提供するとともに、子育て支援の一環として、親子がふれあえる場の環境づくりに取り組みます。	図書館 石橋図書館

③ 世代間交流

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-5-06	世代間交流等	○ 保育所等において敬老の集い、もちつきや正月遊びなどの行事に、在園児の祖父母を招いて参加してもらい、交流を図ります。	幼児保育課



The background of the page is decorated with various colorful geometric shapes, primarily circles and vertical stripes. The colors include shades of teal, orange, pink, blue, yellow, and red. Some circles have patterns like polka dots or stripes. The shapes are scattered across the page, creating a vibrant and playful aesthetic.

第 6 章

子ども・子育て支援事業の展開

第1節 教育・保育提供区域の設定

子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」ならびに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。また、提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

上記の考え方を踏まえ、本市は地理的・距離的に東西の区域が狭い（市域東西距離 3.8 km、主要駅間距離 2.4 km）ことから、市内全体の広域的な観点で、需要の増減に対し、効果的かつ柔軟に対応できるよう、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）を除く各事業で市全域を提供区域とします。

なお、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）については、現状、各小学校で開設しており、主な利用者である低学年の児童が一人で移動可能な範囲を区域設定とする必要があるため、小学校区単位を設定します。

事業		提供区域
子どもための教育・保育給付		市全域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業（基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）	市全域
	時間外保育事業（延長保育事業）	市全域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域
	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	10 小学校区
	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	市全域
	一時預かり事業	市全域
	病児・病後児保育事業	市全域
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
	妊婦健康診査	市全域
	産後ケア事業	市全域
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域

- ※ 児童福祉法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）により、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」については、令和 6（2024）年 4 月 1 日に創設されました。
- ※ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により、母子保健法に規定する「産後ケア事業」については、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。
- ※ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等が規定されるとともに、子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号を改正し、「妊婦等包括相談支援事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

第2節

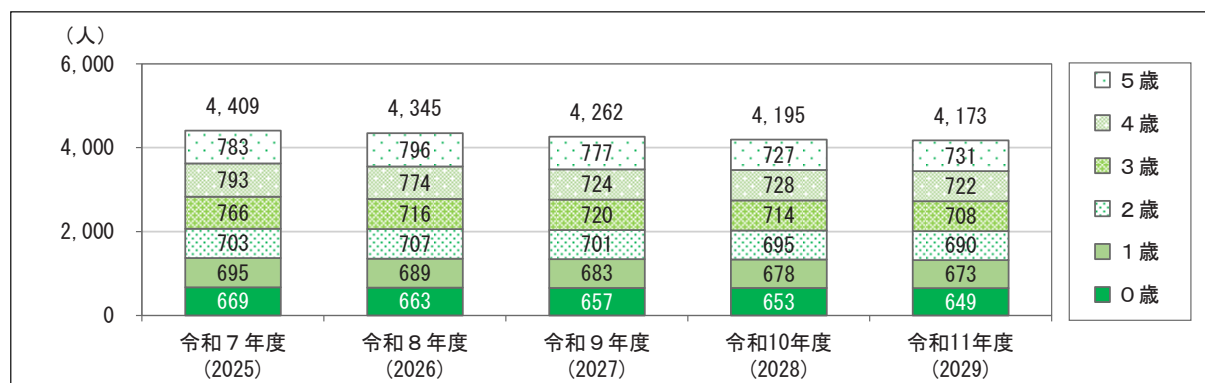
児童人口の推計

本計画期間（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）の児童人口の推計については、令和2（2020）年～令和6（2024）年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基にコーホート変化率法により、児童人口を推計しました。

なお、コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動性から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。推計目標が比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

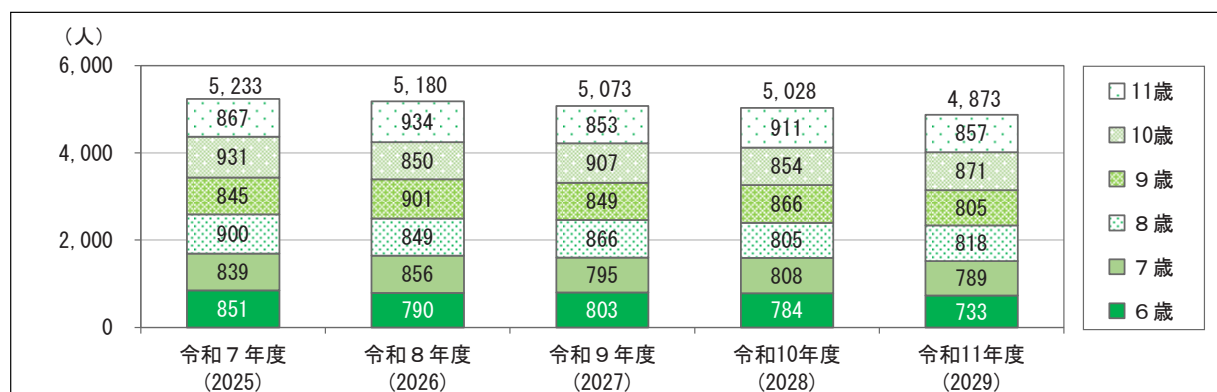
1. 就学前児童の人口推計

本市の就学前児童の将来人口については、減少傾向が見込まれており、年齢が下がるにつれて、人口が減少する傾向となっています。



2. 就学児童の人口推計

本市の就学児童の将来人口については、減少傾向が見込まれており、就学前児童の人口推計と併せてみると、令和7（2025）年度時点の5歳児人口については783人が、令和8（2026）年度の6歳児人口では790人となり、年々増えていくというように（令和7（2025）年度783人→令和8（2026）年度790人→令和9（2027）年度795人→令和10（2028）年度805人）、学齢によって増加傾向が予測しています。



第3節

教育・保育の量の見込み及び確保の方策

1. 子どものための教育・保育給付

平成 27(2015)年度に開始した子ども・子育て支援新制度では幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育については、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業の施設等を利用した場合に給付対象となります。

また、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなっています。

給付区分	給付内容	給付事業
施設型給付	市が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、「私立幼稚園」においては、施設型給付を受けずに、従来の私学助成を受けて、現行どおり運営するケース（確認を受けない幼稚園）もあります。	・ 幼稚園 ・ 認可保育所 ・ 認定こども園
地域型保育給付	定員が 19 人以下の保育事業は市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。	・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業※⁶⁷ ・ 居宅訪問型保育事業※⁶⁸ ・ 事業所内保育事業

2. 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっており、認定は次の 1～3 号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満 3 歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	・ 幼稚園 ・ 認定こども園
2号認定	満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	・ 保育所 ・ 認定こども園
3号認定	満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 地域型保育事業

※⁶⁷ 家庭的保育事業とは、比較的小規模（定員規模 1 人以上 5 人以下）で家庭的な雰囲気の下、保育を行う。

※⁶⁸ 居宅訪問型保育事業とは、障がいや疾患などで個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅で 1 対 1 を基本とする保育を行う。

3. 量の見込みの設定についての考え方

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象としたニーズ調査（池田市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査）の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」及び本市の利用実績等を踏まえて算出しました。

第1章

計画の策定にあたって

第2章

池田市における現状と課題

第3章

第2期計画の主な取り組み状況と課題

第4章

計画の基本的な考え方

第5章

基本方向に基づく施策の展開

第6章

子ども・子育て支援事業の展開

第7章

計画の推進に向けて

資料編

4. 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

次のとおり、国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）は、過去の実績の伸び等を踏まえて算出しています。
また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定します。

（１）幼稚園、認定こども園（１号認定及び２号認定で学校教育の利用希望が高い利用者）

事業内容	保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分 （通常の就園時間を超えて、利用希望がある児童を含む）
対象年齢	３～５歳児
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

		実績値	計画値				
		令和５年度 （2023）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）	令和９年度 （2027）	令和１０年度 （2028）	令和１１年度 （2029）
①量の見込み （必要利用定員総数）	１号認定	1,075	782	735	662	597	551
	２号認定（教育ニーズが高い）		214	218	222	226	230
	計	1,075	996	953	884	823	781
②確保の内容 （定員）	幼稚園（特定教育・保育施設）	180	370	370	370	370	370
	確認を受けない幼稚園	380	170	170	170	170	170
	認定こども園（特定教育・保育施設）	978	891	891	891	891	891
	計	1,538	1,431	1,431	1,431	1,431	1,431
差②－①		463	435	478	547	608	650

量の確保方策

- ニーズ量に対して受け入れ体制は確保されています。
- ２号認定のうち、教育ニーズの高い方のニーズに対して、幼稚園・認定こども園の預かり保育により、受け入れ体制は確保されています。

(2) 保育所、認定こども園（前記以外の2号認定）

事業内容	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分
対象年齢	3～5歳児
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

		実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,318	1,346	1,333	1,337	1,346	1,380
②確保の内容 （定員）	認定こども園（特定教育・保育施設）	865	949	949	949	949	979
	保育所（特定教育・保育施設）	352	382	382	382	382	401
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	計	1,217	1,331	1,331	1,331	1,331	1,380
差②－①		▲ 101	▲ 15	▲ 2	▲ 6	▲ 15	0

量の確保方策

- 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受け入れ体制を確保します。
- 公立保育施設の再整備を行います。【令和11(2029)年度】

(3) 保育所、認定こども園、地域型保育事業等（3号認定）

事業内容	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分
対象年齢	0～2歳児
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

		実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児	①量の見込み（必要利用定員総数）	143	127	126	125	124	124
	②確保の内容 (定員)	認定こども園（特定教育・保育施設）	93	102	102	102	74
		保育所（特定教育・保育施設）	72	75	75	75	56
		地域型保育事業	13	13	13	13	13
		認可外保育施設	2	2	2	2	2
		計	180	192	192	192	145
	差②－①	37	65	66	67	68	21
1・2歳児	①量の見込み（必要利用定員総数）	828	799	811	817	824	831
	②確保の内容 (定員)	認定こども園（特定教育・保育施設）	307	343	343	343	383
		保育所（特定教育・保育施設）	263	276	276	276	298
		地域型保育事業	61	68	68	68	68
		認可外保育施設	82	82	82	82	82
		計	713	769	769	769	831
	差②－①	▲ 115	▲ 30	▲ 42	▲ 48	▲ 55	0
計	①量の見込み（必要利用定員総数）	971	926	937	942	948	955
	②確保の内容 (定員)	認定こども園（特定教育・保育施設）	400	445	445	445	457
		保育所（特定教育・保育施設）	335	351	351	351	354
		地域型保育事業	74	81	81	81	81
		認可外保育施設	84	84	84	84	84
		計	893	961	961	961	976
	差②－①	▲ 78	35	24	19	13	21

量の確保方策

- 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受け入れ体制を確保します。
- 公立保育施設の再整備を行います。【令和11(2029)年度】

第4節

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

1. 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

本事業は、支援法で下記に示す15事業が定められ、各市町村でニーズに応じた事業を実施することとされています。

なお、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7（2025）年度は子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として位置づけられていますが、令和8（2026）年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、子どものための教育・保育給付とは別に、乳児等のための支援給付が創設されます。

- （1）利用者支援事業（基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）
- （2）時間外保育事業（延長保育事業）
- （3）実費徴収に係る補足給付を行う事業
- （4）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- （5）放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）
- （6）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- （7）乳児家庭全戸訪問事業
- （8）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業
- （9）地域子育て支援拠点事業
- （10）一時預かり事業
- （11）病児・病後児保育事業
- （12）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- （13）妊婦健康診査
- （14）産後ケア事業
- （15）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

第1章
計画の策定にあたって

第2章
池田市における現状と課題

第3章
第2期計画の主な取り組み状況と課題

第4章
計画の基本的な考え方

第5章
基本方向に基づく施策の展開

第6章
子ども・子育て支援事業の展開

第7章
計画の推進に向けて

資料編

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

次のとおり、国の基本方針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 利用者支援事業

① 基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型

事業内容	子どもやその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。	
	基本型	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの
	地域子育て相談機関	地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うもの
	特定型	待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援するもの
	こども家庭センター型	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うもの
提供区域	市全域	

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	箇所	3*	6	7	9	9	9
基本型	箇所	1	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	箇所		2	3	5	5	5
特定型	箇所	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	箇所		1	1	1	1	1
②確保の内容	箇所	3*	6	7	9	9	9
基本型	箇所	1	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	箇所		2	3	5	5	5
特定型	箇所	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	箇所		1	1	1	1	1

*母子保健型（令和6年度よりこども家庭センター型へ統合）1箇所を含む。

量の確保方策

- 質の向上、連携の強化を図り、子育て家庭の様々な相談に対応できるよう必要な人員の確保・専門職員の配置等、体制の整備に努めます。

② 妊婦等包括相談支援事業型（妊婦等包括相談支援事業）

事業内容	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）	人		2,007	1,989	1,971	1,959	1,947
②確保の内容（利用延人員）	人		2,007	1,989	1,971	1,959	1,947
差②－①	人		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問時に面談を行うとともに、妊娠8か月時にアンケートを実施することで伴走型相談支援に努めます。

（2）時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容	0～5歳を対象に、保育所等の開所時間を超えて保育を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用実人員）	人	1,240	1,168	1,151	1,129	1,111	1,106
②確保の内容	受け入れ可能人員	人	1,240	1,168	1,151	1,129	1,111
	実施箇所数	箇所	27	28	28	28	28
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 保育所等の利用児童のみが利用する事業であるため、量の確保については利用実人員と同数とします。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等への補助、また私立幼稚園等において副食材料費の補助を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（支援対象児童数）	人	41	29	29	29	29	29
②確保の内容（予定）	人	41	29	29	29	29	29
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 保育所等に入所し、補助対象の児童に対して補助を行うため、量の見込みと同数とします。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。
提供区域	市全域

確保方策

- 巡回が必要な施設については全て対応します。

(5) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

事業内容	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活できる場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業。
提供区域	10 小学校区

① 池田小学校

量の見込みと確保の内容

			単位	実績値	計画値				
				令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み		人	138	163	163	163	163	159
	1年生		人	48	64	64	64	64	62
	2年生		人	56	56	56	56	56	55
	3年生		人	34	43	43	43	43	42
	②確保の内容（定員）		人	138	163	163	163	163	159
	差②－①		人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み		人	1	59	59	59	59	57
	4年生		人	1	31	31	31	31	30
	5年生		人	0	18	18	18	18	17
	6年生		人	0	10	10	10	10	10
	②確保の内容（定員）		人	1	31	31	59	59	57
	差②－①		人	0	▲ 28	▲ 28	0	0	0
計	①量の見込み		人	139	222	222	222	222	216
	②確保の内容（定員）		人	139	194	194	222	222	216
	差②－①		人	0	▲ 28	▲ 28	0	0	0

② 秦野小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	128	145	145	145	145	142
	1年生	人	56	57	57	57	57	55
	2年生	人	42	50	50	50	50	49
	3年生	人	30	38	38	38	38	38
	②確保の内容（定員）	人	128	145	145	145	145	142
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	52	52	52	52	52
	4年生	人	0	27	27	27	27	27
	5年生	人	0	16	16	16	16	16
	6年生	人	0	9	9	9	9	9
	②確保の内容（定員）	人	0	27	27	52	52	52
	差②－①	人	0	▲ 25	▲ 25	0	0	0
計	①量の見込み	人	128	197	197	197	197	194
	②確保の内容（定員）	人	128	172	172	197	197	194
	差②－①	人	0	▲ 25	▲ 25	0	0	0

③ 北豊島小学校

量の見込みと確保の内容

			単位	実績値	計画値				
				令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み		人	119	157	154	154	157	151
	1年生		人	49	61	60	60	61	59
	2年生		人	44	54	53	53	54	52
	3年生		人	26	42	41	41	42	40
	②確保の内容（定員）		人	119	157	154	154	157	151
	差②－①		人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み		人	1	57	56	56	57	53
	4年生		人	0	30	29	29	30	28
	5年生		人	0	17	17	17	17	16
	6年生		人	1	10	10	10	10	9
	②確保の内容（定員）		人	1	30	29	56	57	53
	差②－①		人	0	▲ 27	▲ 27	0	0	0
計	①量の見込み		人	120	214	210	210	214	204
	②確保の内容（定員）		人	120	187	183	210	214	204
	差②－①		人	0	▲ 27	▲ 27	0	0	0

④ 呉服小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	93	116	116	116	119	113
	1年生	人	43	45	45	45	46	44
	2年生	人	31	40	40	40	41	39
	3年生	人	19	31	31	31	32	30
	②確保の内容（定員）	人	93	116	116	116	119	113
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	1	42	42	42	43	40
	4年生	人	0	22	22	22	23	21
	5年生	人	1	13	13	13	13	12
	6年生	人	0	7	7	7	7	7
	②確保の内容（定員）	人	1	22	22	42	43	40
	差②－①	人	0	▲ 20	▲ 20	0	0	0
計	①量の見込み	人	94	158	158	158	162	153
	②確保の内容（定員）	人	94	138	138	158	162	153
	差②－①	人	0	▲ 20	▲ 20	0	0	0

⑤ 石橋小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	96	113	113	113	113	108
	1年生	人	31	44	44	44	44	42
	2年生	人	43	39	39	39	39	37
	3年生	人	22	30	30	30	30	29
	②確保の内容（定員）	人	96	113	113	113	113	108
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	1	40	40	40	40	40
	4年生	人	1	21	21	21	21	21
	5年生	人	0	12	12	12	12	12
	6年生	人	0	7	7	7	7	7
	②確保の内容（定員）	人	1	21	21	40	40	40
	差②－①	人	0	▲ 19	▲ 19	0	0	0
計	①量の見込み	人	97	153	153	153	153	148
	②確保の内容（定員）	人	97	134	134	153	153	148
	差②－①	人	0	▲ 19	▲ 19	0	0	0

⑥ 五月丘小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	63	70	70	70	70	67
	1年生	人	26	27	27	27	27	26
	2年生	人	26	24	24	24	24	23
	3年生	人	11	19	19	19	19	18
	②確保の内容（定員）	人	63	70	70	70	70	67
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	27	27	27	27	26
	4年生	人	0	14	14	14	14	13
	5年生	人	0	8	8	8	8	8
	6年生	人	0	5	5	5	5	5
	②確保の内容（定員）	人	0	14	14	27	27	26
	差②－①	人	0	▲ 13	▲ 13	0	0	0
計	①量の見込み	人	63	97	97	97	97	93
	②確保の内容（定員）	人	63	84	84	97	97	93
	差②－①	人	0	▲ 13	▲ 13	0	0	0

⑦ 石橋南小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	55	70	70	70	70	67
	1年生	人	29	27	27	27	27	26
	2年生	人	18	24	24	24	24	23
	3年生	人	8	19	19	19	19	18
	②確保の内容（定員）	人	55	70	70	70	70	67
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	27	27	27	27	26
	4年生	人	0	14	14	14	14	13
	5年生	人	0	8	8	8	8	8
	6年生	人	0	5	5	5	5	5
	②確保の内容（定員）	人	0	14	14	27	27	26
	差②－①	人	0	▲ 13	▲ 13	0	0	0
計	①量の見込み	人	55	97	97	97	97	93
	②確保の内容（定員）	人	55	84	84	97	97	93
	差②－①	人	0	▲ 13	▲ 13	0	0	0

⑧ 緑丘小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	71	78	78	78	78	75
	1年生	人	33	30	30	30	30	29
	2年生	人	19	27	27	27	27	26
	3年生	人	19	21	21	21	21	20
	②確保の内容（定員）	人	71	78	78	78	78	75
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	29	29	29	29	27
	4年生	人	0	15	15	15	15	14
	5年生	人	0	9	9	9	9	8
	6年生	人	0	5	5	5	5	5
	②確保の内容（定員）	人	0	15	15	29	29	27
	差②－①	人	0	▲ 14	▲ 14	0	0	0
計	①量の見込み	人	71	107	107	107	107	102
	②確保の内容（定員）	人	71	93	93	107	107	102
	差②－①	人	0	▲ 14	▲ 14	0	0	0

⑨ 神田小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	102	113	113	113	113	110
	1年生	人	43	44	44	44	44	43
	2年生	人	42	39	39	39	39	38
	3年生	人	17	30	30	30	30	29
	②確保の内容（定員）	人	102	113	113	113	113	110
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	40	40	40	40	40
	4年生	人	0	21	21	21	21	21
	5年生	人	0	12	12	12	12	12
	6年生	人	0	7	7	7	7	7
	②確保の内容（定員）	人	0	21	21	40	40	40
	差②－①	人	0	▲ 19	▲ 19	0	0	0
計	①量の見込み	人	102	153	153	153	153	150
	②確保の内容（定員）	人	102	134	134	153	153	150
	差②－①	人	0	▲ 19	▲ 19	0	0	0

⑩ ほそごう学園

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	40	41	41	41	41	41
	1年生	人	18	16	16	16	16	16
	2年生	人	13	14	14	14	14	14
	3年生	人	9	11	11	11	11	11
	②確保の内容（定員）	人	40	41	41	41	41	41
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	16	16	16	16	16
	4年生	人	0	8	8	8	8	8
	5年生	人	0	5	5	5	5	5
	6年生	人	0	3	3	3	3	3
	②確保の内容（定員）	人	0	8	8	16	16	16
	差②－①	人	0	▲ 8	▲ 8	0	0	0
計	①量の見込み	人	40	57	57	57	57	57
	②確保の内容（定員）	人	40	49	49	57	57	57
	差②－①	人	0	▲ 8	▲ 8	0	0	0

○ 市全体

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	905	1,066	1,063	1,063	1,069	1,033
	1年生	人	376	415	414	414	416	402
	2年生	人	334	367	366	366	368	356
	3年生	人	195	284	283	283	285	275
	②確保の内容（定員）	人	905	1,066	1,063	1,063	1,069	1,033
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	4	389	388	388	390	377
	4年生	人	2	203	202	202	204	196
	5年生	人	1	118	118	118	118	114
	6年生	人	1	68	68	68	68	67
	②確保の内容（定員）	人	4	203	202	388	390	377
	差②－①	人	0	▲ 186	▲ 186	0	0	0
計	①量の見込み	人	909	1,455	1,451	1,451	1,459	1,410
	②確保の内容（定員）	人	909	1,269	1,265	1,451	1,459	1,410
	差②－①	人	0	▲ 186	▲ 186	0	0	0

量の確保方策

- 4年生までの受け入れにあたっては、量の見込みに対応できるよう、余裕教室の活用等の調整を進めます。
- 5年生、6年生の受け入れについては、「放課後児童対策パッケージ※⁶⁹」に基づき、学校施設の活用について教育委員会内で協議を進めます。
- 5年生、6年生のうち、要配慮児童については、従来どおり受け入れを継続します。

※⁶⁹ 放課後児童対策パッケージとは、こども家庭庁（令和4年度以前は厚生労働省）と文部科学省が連携して、放課後児童対策の一層の強化を図るため、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として策定した施策のこと。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用児童数×泊）	人	7	60	60	60	60	60
②確保の内容（利用児童数×泊）	人	7	60	60	60	60	60
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 近隣の乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設と契約を締結し、受け入れ体制の確保に努めます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師や保健師が訪問し、保健指導を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（訪問対象児童数）	人	662	669	663	657	653	649
②確保の内容（訪問対象児童数）	人	662	669	663	657	653	649
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 出生連絡票（こんにちは赤ちゃん訪問依頼票）の提出について周知するとともに、出生届出時に総合窓口課と連携し、出生連絡票の回収に努めます。
- 出生連絡票の提出がない場合は、保健師が電話や直接訪問等を行い、出生児のいる全ての家庭への訪問に努めます。

(8) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業

① 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師や保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（支援対象児童数）	人	27	50	50	50	50	50
②確保の内容（支援対象児童数）	人	27	50	50	50	50	50
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 要保護児童対策地域協議会のネットワークの中で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化とネットワーク機関間の強化を図る取り組みを実施する事業。
提供区域	市全域

整備の方策

- 要保護児童対策地域協議会の代表者・実務者会議やタイムリーなケース会議の実施により、関係機関の連携強化を図ります。

③ 子育て世帯訪問支援事業

事業内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を支援する事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）	人		230	227	224	221	218
②確保の内容（利用延人員）	人		230	227	224	221	218
差②－①	人		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 新規の委託事業所との契約締結や予算の確保に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会のネットワーク等で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。

④ 児童育成支援拠点事業

事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	人		117	115	115	113	111
②確保の内容	人		117	115	115	113	111
差②－①	人		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 地域の社会福祉機能を持つ施設や教育委員会と連携し、受け入れ体制の確保に努めます。

⑤ 親子関係形成支援事業

事業内容	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	人		20	20	20	20	20
②確保の内容	人		20	20	20	20	20
差②－①	人		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 本事業の活用が必要な家庭に提供できるよう、支援プログラムの検討・整備に努めます。

(9) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	概ね3歳までの子どもと保護者が交流できる場を提供し、子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）	人	33,495	53,244	53,040	52,596	52,200	51,840
②確保の内容	受け入れ可能延人員	人	33,495	53,244	52,596	52,200	51,840
	実施箇所数	箇所	5	5	5	5	5
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 現在の事業を継続することで、見込み量を確保します。

(10) 一時預かり事業

事業内容	幼稚園在園児を対象にしたもの（幼稚園型）は3～5歳、それ以外は0～5歳を対象に、保育所等で理由を問わず一時的に子どもを預けることができる事業。
提供区域	市全域

① 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (利用延人員)	1号認定による利用	人	10,075	8,556	8,351	8,114	7,924	7,895
	2号認定による利用	人	27,659	21,455	20,942	20,346	19,870	19,797
	計	人	37,734	30,011	29,293	28,460	27,794	27,692
②確保の内容	受け入れ可能延人員	人	37,734	30,011	29,293	28,460	27,794	27,692
	実施箇所数（1号）	箇所	8	8	8	8	8	8
	実施箇所数（2号）	箇所	15	15	15	15	15	15
差②－①		人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 幼稚園型は在籍園児が対象であり、ニーズ量（見込み量）を上回る提供が可能のため、量の見込みと同数とします。

② 幼稚園型以外の一時預かり（保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等での預かり）

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）		人	2,073	1,338	1,315	1,289	1,264	1,240
②確保の内容	受け入れ可能延人員	人	2,073	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372
	実施箇所数	箇所	9	10	10	10	10	10
差②－①		人	0	2,034	2,057	2,083	2,108	2,132

量の確保方策

- 受け入れ定員に現状の1か月当たり開所日数を12で乗じた数を受け入れ可能延人数とします。

(11) 病児・病後児保育事業

事業内容	0歳児から小学6年生までを対象に、病気の回復期に至っていない、あるいは、病気回復期にある児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業。保育所等の利用児童が保育中に体調不良となった場合にも、保育所等において保健的な対応を実施。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

			単位	実績値	計画値				
				令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）			人	4,019	4,320	4,257	4,176	4,110	4,089
②確保の 内容	病児 対応型	受け入れ可能延人員	人	960	960	960	960	960	960
		定員	人	4	4	4	4	4	4
		実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	病後児 対応型	受け入れ可能延人員	人	0	0	0	0	0	0
		定員	人	0	0	0	0	0	0
		実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
	体調不良 児対応型	受け入れ可能延人員	人	3,660	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640
		実施箇所数	箇所	17	18	18	18	18	18
	訪問型	受け入れ可能延人員	人	0	0	0	0	0	0
		実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
	計	受け入れ可能延人員	人	4,620	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
		定員	人	4	4	4	4	4	4
		実施箇所数	箇所	18	19	19	19	19	19
差②－①			人	601	5,280	5,343	5,424	5,490	5,511

量の確保方策

- 病児・病後児対応型は一体で実施しているため、確保内容については病児対応型に含みます。
【病児対応型受け入れ可能延人数】
4人×240日＝960人（月～金の年間日数240日と想定）
- 体調不良児対応型は、実施要項により看護師1名につき看護児童は2名程度とされていることから下記のとおりの受け入れ可能延人員とします。令和5年度の数値は実際の受け入れ実績を記載しています。
【体調不良児対応型受け入れ可能延人員】
2人×箇所数×240日（月～金の年間日数240日と想定）

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容	概ね生後2か月から小学4年生までの児童の預かりや送迎について「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークを運営する事業。
提供区域	市全域

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
就学前児童	①量の見込み（利用延人員）	人	455	414	414	414	414	414
	②確保の内容（利用延人員）	人	455	414	414	414	414	414
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
就学児童	①量の見込み（利用延人員）	人	291	273	273	273	273	273
	②確保の内容（利用延人員）	人	291	273	273	273	273	273
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
計	①量の見込み（利用延人員）	人	746	687	687	687	687	687
	②確保の内容（利用延人員）	人	746	687	687	687	687	687
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 円滑な活動調整ができるよう援助会員の確保に努めるとともに、預かり中の子どもの安全確保のため、講習会の実施により援助会員の質の向上を図ります。

(13) 妊婦健康診査

事業内容	妊婦の健康管理の充実、経済的負担の軽減を図る事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（健診受診延人員）	人	8,219	9,366	9,282	9,198	9,142	9,086
②確保の内容（健診受診延人員）	人	8,219	9,366	9,282	9,198	9,142	9,086
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 経済的負担の軽減を図り、国が示す「望ましい基準」の妊婦健康診査が受けられるよう、助成を継続します。

(14) 産後ケア事業

事業内容	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）	人	126	667	661	655	651	647
②確保の内容（利用延人員）	人	126	667	661	655	651	647
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 直営での支援のほか、事業所委託による支援を実施することで受け入れ体制の確保に努めます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容	現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業。（令和8（2026）年度より給付制度へ移行）
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み （利用延人員）	0歳児	人		3	3	3	3	3
	1歳児	人		4	4	4	4	4
	2歳児	人		4	3	3	3	3
	計	人		11	10	10	10	10
②確保の内容 （利用延人員）	0歳児	人		1	2	3	3	3
	1歳児	人		1	2	4	4	4
	2歳児	人		1	3	3	3	3
	計	人		3	7	10	10	10
差②－①		人	0	▲8	▲3	0	0	0

量の確保方策

- 既存の教育・保育施設等の活用により、ニーズ量に対する受け入れ体制を確保します。

第5節

教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

乳幼児期の発達には、連続性を有し、この時期の成長が生涯にわたる人間形成の土台となります。この乳幼児期の教育・保育における育ちと学びが基盤となり、義務教育へつながるよう、質の高い教育・保育をめざします。

1. 幼稚園の認定こども園への移行支援及び認定こども園普及の基本的な考え方

保護者の就労状況等に関わらず、就学前の子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能をもつ認定こども園への移行・設置については、利用者のニーズ等を考慮し、進めていきます。

2. 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の合同研修等に対する支援

専門性を高め、質の高い教育・保育を提供するために、公立・私立の全ての教育・保育施設の保育者、また、全ての職員を対象に研修を行い、人材の育成に努めます（研修内容：人権教育・保育、教育・保育・保育課程、子ども理解、特別支援教育・保育、子育て支援、虐待、コミュニケーションスキルやマナー等、本市の課題に沿ったもの）。管理職・施設長に向けた研修も行い、マネジメント能力、コーチング能力等、求められる資質の向上をめざします。

3. 保育者の確保における支援

質の高い教育・保育の担い手が確保できるよう、既存制度を活用する、市独自の制度をつくるなど、保育者の処遇改善に努めます。

4. 教育・保育施設相互の連携及び教育・保育施設と小・義務教育学校との連携の推進方策

子どもの育ちと学びをつなげるため、乳幼児教育・保育と小学校教育との連携・接続を進めます。

- ☆ 教育・保育施設の保育の公開、小・義務教育学校等との合同研修会を実施します。
- ☆ 幼児教育における幼小接続の担当者を中心に、乳幼児期の教育・保育から小・中学校教育への円滑な連携・接続を行うための取り組みを推進します。
- ☆ 幼児教育と小学校教育との接続期のカリキュラムづくりを進め、子どもの育ちや連続性を意識した教育・保育を行います。

5. 市内全教育・保育施設における配慮を要する家庭や地域社会の今日的課題や問題への方策

様々な今日的課題や問題等への早期対応・予防のために、他機関と連携しながら、対応します。

また、「子ども・子育て支援法」や教育・保育施設における子育て支援の役割により、地域を含めた家庭の教育力や子育て力を向上させるための支援を行います。

- ☆ 教育・保育施設の保育ソーシャルワーク力の向上、他機関連携の体制づくりを進めます。
- ☆ 児童虐待の防止やこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に努めます。
- ☆ 他機関連携による情報の共有、ワンストップ※⁷⁰体制の構築をめざします。
- ☆ 市内全教育・保育施設に保育カウンセリングや保育ソーシャルワークの考え方を導入し、子ども・保護者（家庭）・地域・職員支援を推進します。

※⁷⁰ ワンストップとは、英語の「One-Stop」のカタカナ表記で、1か所で様々な用事が足りる、何でも揃うという意味の言葉。一般的には、各種手続における窓口を一本化し、1つの窓口で手続が完結する取り組みのことを指す。

第6節

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料が無償化されたほか、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業となるには、市町村の確認が必要です。本市においても、確認後における施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、関係法令に基づく立入調査や是正指導等について、府から権限移譲を受けた広域福祉課と密に連携を図り、事業の円滑な実施に取り組めます。

第1章

計画の策定にあたって

第2章

池田市における現状と課題

第3章

第2期計画の主な取り組み状況と課題

第4章

計画の基本的な考え方

第5章

基本方向に基づく施策の展開

第6章

子ども・子育て支援事業の展開

第7章

計画の推進に向けて

資料編

The background is a light gray with various colorful geometric shapes and patterns. There are large circles in shades of teal, orange, pink, blue, and yellow. Some circles have patterns like vertical stripes or polka dots. The patterns use colors like yellow, teal, pink, and orange. The shapes are scattered across the page, creating a playful and modern aesthetic.

第7章

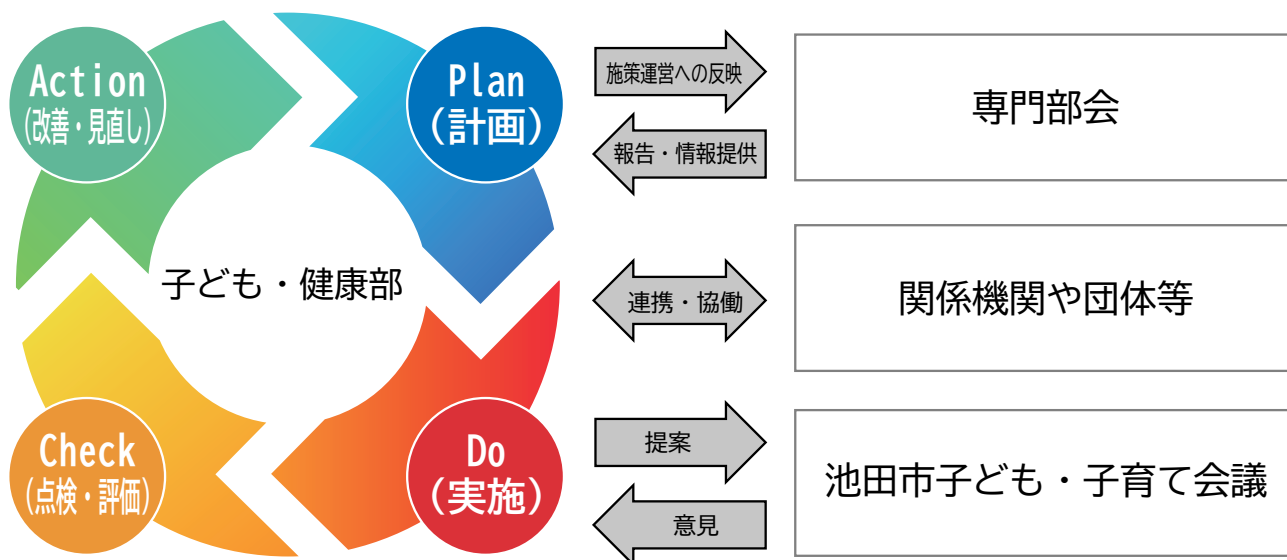
計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

- 子ども施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・就労等、様々な分野にわたるため、子ども・健康部局が主管となり、様々な部局と連携・調整を図りつつ、本計画の施策、事業、取り組みを推進します。また、児童手当や児童扶養手当等、国や大阪府の制度に基づくものも多いことから、国や大阪府に対し、積極的に各種施策の充実や要望を行っていきます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体等の機関と、適切な役割分担のもと連携を強化し、こども基本法の理念に基づいて施策の推進を図ります。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との相互交流を通じて、職員間の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、職員の交流を通じて、幼保小の連携を推進します。

2. 計画の進捗管理等

- 計画策定後の各種の施策の推進においては、PDCAサイクル※71によるマネジメントのもと、子ども・健康部が事務局となり、毎年度の進行状況を把握し、評価・検証についての報告を行います。
- 関係機関や団体等と連携・協働しながら、計画の基本目標の達成をめざします。
- 池田市子ども・子育て会議において、意見を聴取し、必要に応じて点検・見直しを行うとともに、各専門部会において、検討を進めていきます。
- こども基本法及び国のガイドライン等に従い、子ども・若者からの意見の聴取や反映の手法について検討を進めていきます。



※71 PDCAサイクルとは、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の仮説、検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという考え方のこと。

The background of the page is decorated with various colorful circles and patterns. In the top left, there are yellow vertical stripes. In the top right, there are teal polka dots. In the middle left, there are overlapping circles in shades of orange, pink, and light blue. In the bottom left, there are yellow and pink circles, some with polka dots. In the bottom right, there are blue and yellow circles, some with vertical stripes. The overall style is playful and modern.

資料編

1. 池田市子ども条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 6 号

改正 平成 23 年 9 月 28 日条例第 22 号

平成 30 年 3 月 27 日条例第 6 号

令和 6 年 6 月 24 日条例第 23 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 責務（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 市の施策（第 9 条—第 15 条）

第 4 章 推進体制（第 16 条・第 17 条）

第 5 章 雑則（第 18 条）

附則

前文

わが国はかつて世界のどの国も経験したことのない超高齢社会に直面している。政府はこの超高齢社会に対応するため、これまで数々の高齢者施策を構築、制度化しており、それは一定の評価を得ている。

しかしながら、高齢化の進展は今後なお拍車がかかることが予測されている。その要因は、高齢者の増加だけにあるのではなく、生産年齢人口の減少にもある。特に近年は出生率の低下が顕著であり、わが国の総人口が今後数年のうちに減少に向かうことは確実であると言われている。

また、子どもを取り巻く社会環境に目を転じれば、子どもが子どもであることを理由に暴力や犯罪の対象となる事件が増加するなど、昨今、その状況はますます悪化している。

我々は、超高齢社会の到来を前にしてともすれば高齢者施策に目を奪われがちであるが、すべての世代が幸福に暮らせる社会が維持されるためには、次代を担う子どもたちの存在と健やかな成長が不可欠であり、そのための施策を充実させることもまた急務である。このことは、わが国全体の問題として取り組まれるべき課題であるが、高齢者施策に比して次世代育成施策には未だ立ち遅れの感があるのが現実である。

このような状況において、住民に身近な行政を担う先端自治体として、政府に先駆けて具体的な次世代育成施策の在り方を示すことには極めて大きな意義がある。

よってここに、本市における次世代育成の基本理念を明らかにするとともに、未来に夢や希望が持てるまちとなることをめざし、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの育成に関し、保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策の基本的事項を一体的かつ総合的に定め、もって出産、子育てに対する市民の不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において「地域住民等」とは、地域に居住する者並びに地域で働く者、学ぶ者及び活動するものをいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校、幼稚園、保育所、認定こども園その他これらに類する施設をいう。

(一部改正〔平成30年条例6号〕)

(基本理念)

第3条 子どもの育成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 子どもの権利として、大人と同様にひとりの人間としての権利及び成長過程において保護され、かつ、配慮される権利を子どもが有し、子どもがその権利の主体であることを認識した上で、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、次に掲げる事項を大切にして取り組むこと。

ア すべての子どもは、人種や国籍、性別などの理由にかかわらず、基本的人権が保障されるとともに、いかなる差別的取扱いも受けることがないこと。

イ すべての子どもは、その命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。

ウ すべての子どもは、自分に関係のあるすべての事項に関して自由に意見を表すことができ、これらの意見は子どもの年齢や発達に応じて十分に考慮されること。

エ すべての子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が優先して考慮されること。

(2) 保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。

(3) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

(一部改正〔令和6年条例23号〕)

第2章 責務

(保護者の責務)

第4条 保護者は、自らが子どもを育てる第一義的責任を有することを自覚し、子どもにとって家庭が、健全な生活習慣及び社会的きまりを守る意識を身に付けるための最も身近で、かつ、大切な場であるとともに、心身ともに安らぎ、くつろげる場であることを認識し、子どもが健やかで豊かな人間性を育む基礎となる家庭づくりに努めなければならない。

2 保護者は、子どもに教育を受けさせる義務を負っていることを自覚し、かつ、集団生活を通して子どもの社会性が育まれることを認識し、地域社会及び学校等と、子育てに関し適切な連携を図るよう努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第5条 地域住民等は、地域社会が、家庭ではできない体験を通して、子どもの豊かな人間性を育む貴重な場であるとともに、社会的きまりを守り、社会の一員としての役割を自覚するための実践の場でもあることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成及びそれにふさわしい環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 地域住民等は、地域社会が有する子育てに関する知識若しくは経験の提供又は地域社会による見守

りなど、子育てを行う保護者に対する支援及び子育ての補完の機能を積極的に発揮するよう努めなければならない。

（学校等の責務）

第6条 学校等は、集団生活を通して、将来への可能性を開いていくために必要な社会性、基礎学力、自ら学び、考える力など、生きる力を子どもが心身の発達に応じて身に付ける場としての本来の機能を十分に発揮するとともに、保護者及び地域住民等による子育てを支援するための地域におけるつながりの拠点のひとつとして、積極的に場を提供するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その活動が子どもの育成及び社会に与える影響の大きさを自覚し、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境の創出及び維持に常に配慮しなければならない。

2 事業者は、事業所で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域住民等や学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第8条 市は、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子どもを委ねることができる安全で良好な環境の創出及び維持に努めるとともに、子どもの育成に関して保護者、地域住民等及び学校等がそれぞれに有する責務が全うされるよう、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を積極的に行うものとする。

第3章 市の施策

（基本目標）

第9条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、前条に定める責務を全うするため、次に掲げる事項を子どもの育成に係る市の施策の基本目標として定めるものとする。

- （1）子どもの権利を守る環境づくり
- （2）子育て・親育ちを応援する環境づくり
- （3）子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり
- （4）ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり
- （5）子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

2 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、保護者が生み育てる子どもの数やその発育段階及び子育てをする家庭を取り巻く社会経済情勢等に応じ、最もふさわしい支援を行うよう努めるものとする。

3 市は、子どもの育成に係る市の施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（一部改正〔令和6年条例23号〕）

（子ども・子育て家庭への支援）

第10条 市は、前条第1項に定める基本目標に沿って子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を支援するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- （1）幼保一体化を進め、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的提供
- （2）家庭における養育支援の充実
- （3）延長保育、預かり保育、一時預かりなど、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実

- (4) 子育てに関する地域のネットワークづくり
- (5) 子育てに関するNPO、地域ボランティア等による子どもの健全育成の支援
- (6) 世代間交流の推進やひとり親家庭に対する自立支援、障害児施策の充実など、関係機関等との連携
(一部改正〔平成23年条例22号・令和6年23号〕)

(健康の確保及び増進)

第11条 市は、子どもや母親の健康の確保のための母子保健施策等の充実、乳幼児期からの望ましい食習慣に関する情報提供、小児医療の充実、思春期保健対策など、子どもや母親の健康の確保及び増進に努めるものとする。

(教育環境の整備)

第12条 市は、次代の親を育むため、家庭や子育ての意義についての啓発等にも努めるとともに、学校等の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進など、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に努めるものとする。

(生活環境の整備)

第13条 市は、子育てを担う世代に良質な住宅確保の情報提供等を行うとともに、安全な道路交通環境の整備及び公共施設等のバリアフリー化など、子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

(子育てと仕事の両立の推進)

第14条 市は、家庭生活との均衡のとれた働き方等の啓発や支援を行うとともに、放課後児童健全育成事業やファミリーサポートセンター事業の充実など、子育てと仕事の両立の推進に努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第15条 市は、子どもを交通事故、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害から未然に守る活動を推進するとともに、被害に遭った子どもを支援するためのカウンセリング及び保護者に対する助言を行うなど、関係機関と連携し、子どもの安全確保に努めるものとする。

第4章 推進体制

(計画)

第16条 市は、子どもの育成に係る施策その他子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画その他法令の規定により策定する子どもに関する計画を一体として策定するものとする。

(一部改正〔平成23年条例22号・令和6年23号〕)

(子ども・子育て会議)

第17条 次に掲げる事項を調査審議するため、池田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

- (1) 幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援、放課後児童クラブ等子育て支援に関する事項
- (2) 幼保一体化の推進に関する事項
- (3) 前条の規定による計画の策定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの育成その他子ども・子育て支援に関する事項

2 市長は、前項に掲げる事項について、子育て会議に諮問することができる。

3 子育て会議は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、市長及び関係行政機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 子育て会議は、調査審議の結果必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べ、又は必要な措

置を講じるよう勧告することができる。

5 市長は、前項による勧告に基づき講じた措置について、子育て会議に報告しなければならない。

6 子育て会議は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

7 前各項に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定める。

(一部改正〔平成 23 年条例 22 号・令和 6 年 23 号〕)

第 5 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 28 日条例第 22 号)

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 27 日条例第 6 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 6 月 24 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 池田市子ども・子育て会議規則

平成 17 年 5 月 23 日規則第 39 号
改正

平成 21 年 3 月 31 日規則第 18 号
平成 23 年 9 月 28 日規則第 23 号
平成 24 年 3 月 30 日規則第 17 号
平成 28 年 3 月 30 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、池田市子ども条例(平成 17 年池田市条例第 6 号)第 17 条の規定に基づき、池田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係市民団体の代表者
- (3) 事業者
- (4) 子育て当事者
- (5) 市民を代表する者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第 3 条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 5 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 子育て会議に、専門的事項に関して調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、子育て会議の委員をもって組織し、それぞれの部会に属する委員は委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の会議は、部会長が招集する。

4 部会長は、調査審議を行った事項について、子育て会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども・健康部子ども・若者政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第18号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月28日規則第23号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第17号)

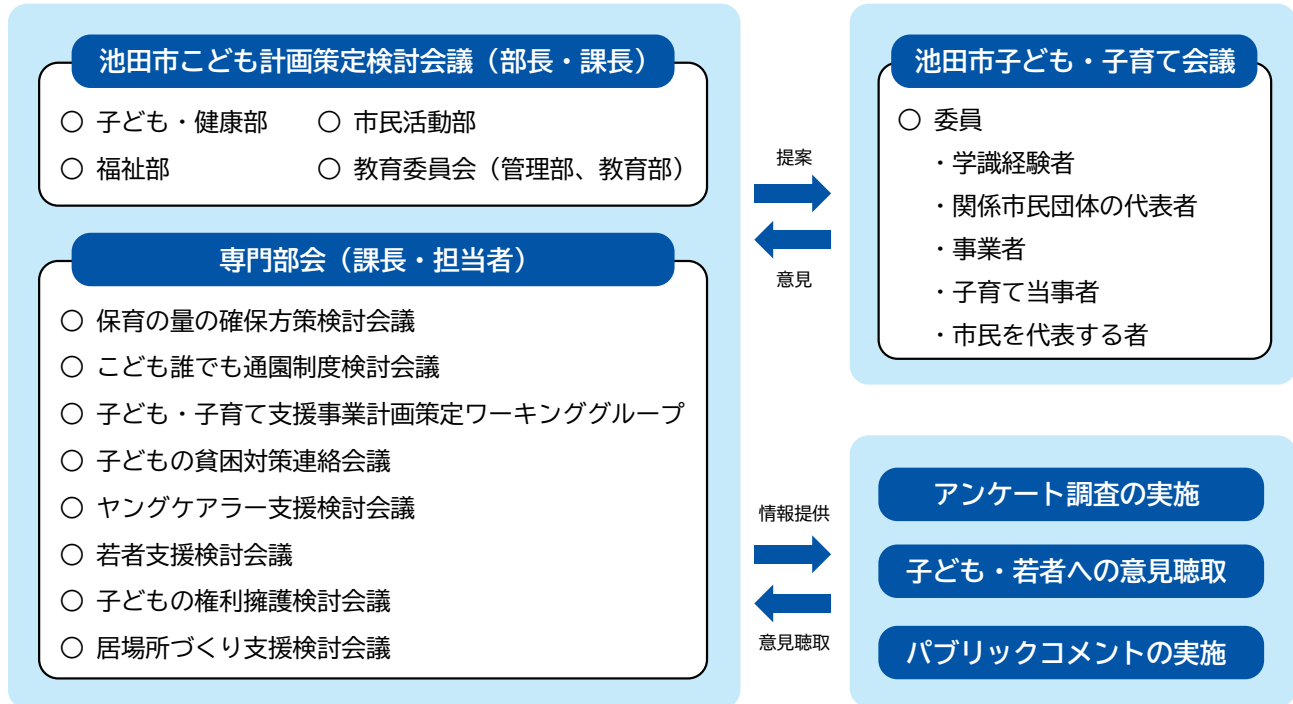
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

3. 池田市こども計画策定の経過



実施年月日	策定経過
令和5(2023)年 10月13日(金)	令和5年度第1回池田市子ども・子育て会議 ○ (仮称) 第3期池田市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査について ○ 池田市子どもの生活に関する実態調査について
令和5(2023)年 7月5日(水)～ 7月19日(水)	子どもの生活に関する実態調査の実施 対象) 池田市内の公立小学校に在籍する小学5年生とその保護者 池田市内の公立中学校に在籍する中学2年生とその保護者
令和5(2023)年 12月6日(水)～ 12月22日(金)	子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の実施 対象) 小学校就学前児童の保護者 小学校就学児童の保護者
令和6(2024)年 2月19日(月)	令和5年度第2回池田市子ども・子育て会議 ○ こども大綱及び市町村こども計画の策定について ○ 次期計画策定に向けたニーズ調査及び子どもの生活に関する実態調査結果についてほか
令和6(2024)年 7月8日(月)	子ども・子育て支援事業計画策定ワーキンググループ(第1回) ○ 池田市こども計画及び子ども・子育て支援事業計画策定について ○ 教育・保育給付事業、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保方策の設定について
令和6(2024)年 7月16日(火)	保育の量の確保方策検討会議(第1回) ○ 第3期池田市子ども・子育て支援事業計画策定に係る教育・保育の量の見込み及び確保の方策について ・ 申込者、利用者及び保留者の推移について ・ 保育施設の入所率について ・ 教育・保育の量の見込み(案)について ・ こども誰でも通園制度の量の見込み及び確保の方策について

実施年月日	策定経過
令和6(2024)年 7月26日(金)	池田市こども計画策定検討会議(第1回・書面開催) ○ 池田市こども計画の策定について ○ 池田市こども計画策定検討会議及び専門部会について ○ 構成案について ○ 今後のスケジュールについて ○ 子どもの意見聴取等
令和6(2024)年 8月22日(木)	ヤングケアラー支援検討会議・若者支援検討会議・居場所づくり支援検討会議 (第1回・合同開催) ○ 池田市こども計画の策定について ○ 専門部会について ○ 構成案について ○ 協議・検討内容について
令和6(2024)年 9月19日(木)	若者支援検討会議(第2回) ○ 各課の取り組み状況について ○ 各項目に関する意見交換について ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 ○ 池田市こども計画への記載内容について
令和6(2024)年 9月25日(水)～ 10月20日(日)	子ども・若者への意見聴取(ワークショップ及び個別対面ヒアリング)の実施 対象)小学生、中学生及び高校生
令和6(2024)年 9月26日(木)	居場所づくり支援検討会議(第2回) ○ 各課の取り組み状況について ○ 各項目に関する意見交換について ・ 居場所づくり ○ 池田市こども計画への記載内容について
令和6(2024)年 9月27日(金)	ヤングケアラー支援検討会議(第2回) ○ 各課の取り組み状況について ○ 各項目に関する意見交換について ・ ヤングケアラーへの支援 ○ 池田市こども計画への記載内容について
令和6(2024)年 9月30日(月)	子どもの権利擁護検討会議(第1回) ○ 池田市こども計画の策定について ○ こどもの権利について ○ 池田市子ども条例の一部改正について ○ 池田市こども計画への記載内容について
	子どもの貧困対策連絡会議(第1回) ○ 池田市こども計画の策定について ○ 池田市子どもの生活に関する実態調査の調査結果について ○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正について ○ こども大綱、こどもまんなか実行計画2024、大阪府子ども計画骨子案(大阪府第三次子どもの貧困対策計画検討案含む)について ○ 自立促進計画の策定について ○ 池田市こども計画への記載内容について
令和6(2024)年 10月3日(木)	こども誰でも通園制度検討会議(第1回) ○ こども誰でも通園制度(概要)について ○ 今後のスケジュールについて ○ 課題及び検討事項について
令和6(2024)年 10月15日(火)	子どもの権利擁護検討会議(第2回) ○ 各課の取り組み状況について ○ 各項目に関する意見交換について ・ 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ○ 課題の整理と課題を踏まえた今後の方向性について

実施年月日	策定経過
令和6(2024)年 10月15日(火)～ 10月28日(月)	子ども・若者への意見聴取(WEBアンケート調査)の実施 対象)市内に在住している、または通勤・通学している小学生から39歳までの子ども・若者
令和6(2024)年 10月16日(水)	若者支援検討会議(第3回) ○ 課題の整理と課題を踏まえた今後の方向性について
令和6(2024)年 10月17日(木)	ヤングケアラー支援検討会議(第3回) ○ 課題の整理と課題を踏まえた今後の方向性について
令和6(2024)年 10月31日(木)	居場所づくり支援検討会議(第3回) ○ 課題の整理と課題を踏まえた今後の方向性について
令和6(2024)年 11月15日(金)	保育の量の確保方策検討会議(第2回) ○ 法的根拠 ○ これまでの動き ○ 池田市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査結果について ○ 保育の量の見込と確保方策について ○ 検討課題
令和6(2024)年 12月4日(水)	こども誰でも通園制度検討会議(第2回) ○ 今後のスケジュールについて ○ 課題及び検討事項について
令和7(2025)年 1月15日(水)	池田市こども計画策定検討会議(第2回) ○ 池田市こども計画策定にかかる各専門部会の開催報告について ○ 池田市こども計画素案について
令和7(2025)年 1月23日(木)	令和6年度第1回池田市子ども・子育て会議 ○ 池田市こども計画素案について ほか
令和7(2025)年 2月7日(金)～ 2月28日(金)	「池田市こども計画(素案)」のパブリックコメントの実施
令和7(2025)年 3月24日(月)	令和6年度第2回池田市子ども・子育て会議 ○ パブリックコメント実施結果及び池田市こども計画(案)について ○ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について ほか
令和7(2025)年 3月25日(火)	パブリックコメント結果の公表(市ホームページ)

4. 池田市子ども・子育て会議 委員名簿

令和6(2024)年6月(順不同・敬称略)

選出区分		区分内所属役職	氏名	備考
1号委員	学識経験者 (3名)	大阪総合保育大学 学長	大方 美香	委員長
		大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授	中川 千恵美	副委員長
		武庫川女子大学 教育学部 教育学科 准教授	西村 真実	
2号委員	関係市民団体代表 (5名)	池田市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会 部長	渡邊 美恵子	
		池田市社会福祉協議会 副会長	西田 明紀	
		池田市立学校園PTA協議会代表	岩岡 さおり	
		池田市私立保育園保護者代表	伊藤 夏実	令和6年6月14日～
			澁川 優希	～令和6年6月13日
		池田市私立幼稚園連盟PTA連絡協議会代表	甲賀 みさ	
3号委員	事業者 (2名)	ダイハツ工業株式会社 人事部 労政室 労政グループ	山脇 和子	令和6年6月14日～
			遠藤 佑佳	～令和6年6月13日
		連合大阪豊能地区協議会代表	真崎 義隆	
4号委員	子育て当事者 (3名)	池田市立幼稚園園長会代表 池田市立幼稚園型認定こども園 さくら幼稚園 園長	坂本 理恵	
		池田市私立保育園代表 中央保育園 学校法人森上学園 理事長	森上 雅也	
		池田市私立幼稚園連盟代表 幼保連携型認定こども園 亀之森幼稚園・ かめのもり乳児園 園長	名村 啓史	
5号委員	市民を代表する者 (2名)		鈴木 千紗子	
			高橋 智子	
計		15名		

※委員任期(令和6(2024)年1月30日～令和8(2026)年1月29日)

5. 計画策定に係る庁内検討体制

(1) 池田市こども計画策定検討会議 参加者名簿

【市長部局】

所属
子ども・健康部長
子ども・若者政策課
子育て支援課
幼児保育課
発達支援課
健康増進課
子ども未来課
市民活動部長
商工振興課
人権・文化国際課
福祉部長
介護保険課
高齢・福祉総務課
生活福祉課
地域支援課

【教育委員会】

所属
管理部長
学務課
教育部長
教育政策課
学校教育推進課
教育センター
生涯学習推進室
地域教育課

(2) 保育の量の確保方策検討会議 参加者名簿

【市長部局】

所属
子ども・健康部長
子ども・若者政策課
幼児保育課

【教育委員会】

所属
管理部長
学務課
教育部長
教育政策課

(3) こども誰でも通園制度検討会議 参加者名簿

【市長部局】

所属
子ども・若者政策課
子育て支援課
幼児保育課
発達支援課

【教育委員会】

所属
学務課
教育政策課

（４）子ども・子育て支援事業計画策定ワーキンググループ 参加者名簿

【市長部局】

所属
子ども・若者政策課
子育て支援課
幼児保育課
子ども未来課

【教育委員会】

所属
学務課
地域教育課

（５）子どもの貧困対策連絡会議 参加者名簿

【市長部局】

所属
子ども・若者政策課
子育て支援課
子ども未来課
商工振興課
生活福祉課

【教育委員会】

所属
教育センター

（６）ヤングケアラー支援検討会議 参加者名簿

【市長部局】

所属
子ども・若者政策課
子育て支援課
子ども未来課
高齢・福祉総務課
生活福祉課
障がい福祉課
介護保険課
地域支援課

【教育委員会】

所属
教育センター

(7) 若者支援検討会議 参加者名簿

【市長部局】

所属
子ども・若者政策課
発達支援課
商工振興課
高齢・福祉総務課
生活福祉課
障がい福祉課

【教育委員会】

所属
教育センター
地域教育課

(8) 子どもの権利擁護検討会議 参加者名簿

【市長部局】

所属
子ども・若者政策課
子育て支援課
発達支援課
子ども未来課
人権・文化国際課

【教育委員会】

所属
教育政策課
学校教育推進課
地域教育課

(9) 居場所づくり支援検討会議 参加者名簿

【市長部局】

所属
子ども・若者政策課
子育て支援課
発達支援課
子ども未来課
人権・文化国際課

【教育委員会】

所属
教育センター
地域教育課

6. 掲載事業一覧（五十音順）

あ行

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
「赤ちゃんステーション」の設置	1-6-05	104	子育て支援課
アゼリアカルチャーカレッジ	2-3-11	115	人権・文化国際課
安心安全な携帯やネットの使い方の推進	1-4-20	99	教育センター
安全な遊び場の提供	1-6-06	104	みどり農政課
育児相談会（うさちゃん育児相談会）	1-5-14	102	子ども未来課
池田市人権教育基本方針	1-1-01	85	学校教育推進課
池田市地域自立支援協議会	1-2-18	88	障がい福祉課
池田市民カーニバルをはじめとするまつりの実施を通じた自然・文化・地域社会に触れる機会の提供	1-4-43	100	シティプロモーション課
池田市要保護児童対策地域協議会虐待関係部会実務者会議	1-2-39	90 91	子ども未来課
池田市要保護児童対策地域協議会障がい児関係部会実務者会議	1-2-17	88	発達支援課 子ども未来課
池田市立休日急病診療所の運営	1-5-26	104	休日急病診療所
いじめ・不登校等トータルサポート事業	2-2-24	113	教育センター
一時預かり事業	2-1-09	108	幼児保育課
違法駐車等防止事業	1-4-03	97	交通道路課
医療費適正化等推進事業	1-2-65	93	保険医療課
飲酒・喫煙・薬物防止教育	1-5-19	103	教育センター
ウォンバットを通じた池田市のPRに関連する取り組み	1-4-42	100	シティプロモーション課
A I チャットボット	1-7-07	105	幼児保育課
英語教育推進事業	2-2-07	111	学校教育推進課
NPO連携教育相談	1-3-04	94 111 113	教育センター
エンゼル祝品交付事業	3-1-09	117	総合窓口課
エンゼル車提供制度	3-1-10	117	総合窓口課
大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付の相談・申請受付	1-3-21	96 118	子育て支援課
おはなし推進事業	3-5-05	121	図書館 石橋図書館
親子関係形成支援事業	1-2-46	91	子ども未来課
親子ふれあいDAY助成事業	3-5-03	121	子育て支援課

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
親子無料開放	3-5-04	121	社会教育課

か行

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
介護保険サービスの給付・地域包括支援センターによる支援	1-2-64	93	介護保険課 地域支援課
かかりつけ医の推進	1-5-25	103	子ども未来課
学校・園における男女平等教育	3-4-02	120	学校教育推進課
学校人権教育推進活動事業	1-1-02	85	学校教育推進課
学校保健	1-5-17	103	学務課
「家庭の日」「家族の日」啓発	3-5-02	121	子ども・若者政策課
外国人相談窓口	1-2-69	93	人権・文化国際課
外国にルーツを持つ子どもの居場所づくり推進事業	1-2-68	93 112	人権・文化国際課
環境学習推進事業	2-2-09	111	環境政策課
官民連携によるまちづくりの取り組み	1-4-44	101	都市政策課
G I G A スクール構想推進事業	1-7-13	105	教育センター
気分調べアプリ	1-4-23	99	教育センター
キャッシュレス化の推進（保育）	1-7-11	105	幼児保育課
休日の育児活動促進	2-1-04	108	子育て支援課
休日（日曜日・祝日）保育	2-1-16	109	幼児保育課
狭隘道路整備促進補助事業	1-6-01	104	土木管理課
教育コミュニティづくり推進事業	2-2-12	111	地域教育課
教育支援センター	2-2-14	112	教育センター
教育相談	1-2-57	92 94 113	教育センター
教育相談事業	1-4-22	99	教育センター
「教育のまち池田」総合企画推進事業	2-2-02	110	教育政策課
教諭1人1台端末の配付	1-7-14	105	教育センター
居宅介護支援給付事業	1-2-33	89	障がい福祉課
下水処理場施設見学	1-4-34	100	上下水道部経営企画課
結婚祝品利用券の贈呈	2-3-06	114	商工振興課
結婚の希望を叶える環境整備	2-3-05	114	子ども・若者政策課

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
ゲートキーパー研修の開催	1-4-26	99	障がい福祉課
広域医療対策事業 豊能広域こども急病センター	1-5-24	103	健康増進課
公私立保育所等での特別支援保育の充実	1-2-05	87	幼児保育課
交通安全啓発事業	1-4-01	97	交通道路課
交通安全教室	1-4-02	97	交通道路課 幼児保育課 学校教育推進課
交通安全施設整備事業	1-6-02	104	交通道路課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	1-3-13	96 118	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金事業	1-3-12	95 118	子育て支援課
校内教育支援ルーム	2-2-13	112	教育センター
広報誌等発行	1-1-17	86	広報広聴課
交流教育及び共同学習	2-2-03	110	教育政策課
子育て応援駐車場の設置	1-6-04	104	子ども・若者政策課
子育てサークルの支援	3-2-02	119	子育て支援課
子育て支援パンフレットの作成	2-1-03	108	子ども・若者政策課
子育て世帯訪問支援事業	1-2-47	91 92	子ども未来課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	1-2-45	90 108 111	子ども未来課
子育てに関する情報の提供	3-5-01	120	子ども・若者政策課
子ども安全対策事業	1-4-11	98	教育センター
子ども医療費助成	3-1-07	117	保険医療課
こども会育成事業	1-4-28	99	地域教育課
子ども・子育て会議の運営（「子ども条例」の普及・啓発）	1-1-07	86 120	子ども・若者政策課
こども食堂支援事業	1-3-06	95 108 111	子育て支援課
子どもの居場所づくり推進事業	2-2-18	112	地域教育課
子ども 110 番の旗の配布	1-4-10	98 120	教育センター
こどもまんなかアクションの取り組み	1-1-06	86	子ども・若者政策課
コミュニティソーシャルワーカー設置事業	1-2-60	92 114 119	高齢・福祉総務課
雇用安定事業	1-3-17	96 114	商工振興課

さ行

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
災害情報提供体制の充実	1-4-17	98	危機管理課
在宅障がい児への療育の充実	1-2-08	87	児童発達支援センターやまばと学園
在日外国人日本語指導支援事業	1-2-67	93	学校教育推進課
歳末防火意識啓発	1-4-07	97	消防本部総務課
産科医療機関等との連携	1-5-05	101	子ども未来課
支援教育支援員の配置	1-2-03	87	教育政策課
時間外保育事業（延長保育事業）	2-1-19	109	幼児保育課 学務課
事業所内保育所設置への働きかけ	3-3-01	119	幼児保育課
事業主に対する啓発活動の強化	3-3-02	119	商工振興課
自殺予防普及啓発	1-4-25	99	障がい福祉課
施設介護支援給付事業	1-2-29	89	障がい福祉課
自然体験推進事業	1-4-36	100	学校教育推進課
市長と若者の対談	1-1-16	86 115	地域教育課
実費徴収補足給付事業	3-1-03	116	幼児保育課
児童育成支援拠点事業	1-2-48	91 111	子ども未来課
児童家庭相談事業	1-2-37	90 91 95	子ども未来課
児童館活動促進事業	2-2-15	112	地域教育課
児童虐待発生予防事業	1-2-38	90 91	子ども未来課
児童サービスの充実	2-2-19	112	図書館 石橋図書館
指導者派遣事業	1-3-03	94 110	学校教育推進課
児童手当	1-3-18	96 116	子育て支援課
児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業	1-2-07	87	児童発達支援センターやまばと学園
児童発達支援センターにおける相談支援事業	1-2-10	88	発達支援課
児童扶養手当	1-3-19	96 118	子育て支援課
市民安全のつどいの開催	1-4-12	98	危機管理課
市民レクリエーション大会	1-4-37	100	社会教育課
社会に開かれた特色のある学校園づくり	2-2-10	111	学校教育推進課 教育政策課
「社会を明るくする運動」ポスター・標語作文の募集	1-4-21	99	高齢・福祉総務課
就学就園助成	1-3-02	94 115 117	学務課

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
就学前教育の充実	2-1-25	110	学校教育推進課 教育政策課 各幼稚園
就業と家庭責任の両立支援	3-4-01	120	人権・文化国際課
重度障がい者医療費助成	1-2-35	89	保険医療課
重度障がい者住宅改造助成事業	1-2-25	89 104	障がい福祉課
ジュニアスポーツクラブ	1-4-40	100	社会教育課
就労支援事業	2-3-01	114	生活福祉課
就労準備支援事業	1-3-15	96 114	生活福祉課
巡回支援の充実	2-1-12	109	幼児保育課
巡回相談の充実	1-2-06	87	発達支援課
障がい者（児）機能訓練	1-2-34	89	障がい福祉課 休日急病診療所 児童発達支援センターやまばと学園
障がい者歯科診療事業	1-2-27	89	障がい福祉課
障がい者社会参加促進事業	1-4-41	100	障がい福祉課
障がい者相談員設置事業	1-2-21	88	障がい福祉課
障がい者地域支援センター運営事業	1-2-19	88	障がい福祉課
障がい者入浴サービス事業	1-2-32	89	障がい福祉課
障がい者の就労支援	2-3-02	114	障がい福祉課
障がい者補装具・日常生活用具給付事業	1-2-26	89	障がい福祉課
障がい児（者）施設との交流	2-2-04	110	教育政策課
障がい児（者）スポーツ教室	1-4-39	100	社会教育課
障がい児通所支援事業	1-2-22	89	発達支援課
障がい児福祉手当・特別障がい者手当	1-2-24	89	発達支援課 障がい福祉課
生涯スポーツの推進	2-3-09	115	社会教育課
障がい福祉サービスの給付	1-2-63	92	障がい福祉課
浄水場施設見学	1-4-33	100	上下水道部経営企画課
小中一貫教育推進事業	2-2-01	110	教育政策課
小・中学校就学援助	1-2-50	91 94	学務課
少年団体育成事業	1-4-29	100	地域教育課
少年の主張の開催	1-1-14	86	地域教育課
情報教育推進	1-7-15	106	教育センター
消防訓練指導	1-4-18	98	消防署

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
消防施設見学	1-4-32	100	消防署
情報通信技術（ＩＴ）を活用した情報の提供	1-7-06	105	子ども・若者政策課
食育推進計画	1-5-21	103	学校教育推進課 健康増進課 幼児保育課 子ども未来課
食育推進事業	1-3-08	95 103	子ども未来課
食育に関する教育課程	1-5-23	103	学校教育推進課
職場体験	1-4-27	99	学校教育推進課
助産施設入所事業	1-2-49	91	子育て支援課
女性のための相談	1-1-10	86	人権・文化国際課
自立支援医療費給付事業	1-2-28	89	障がい福祉課
自立支援教育訓練給付金事業	1-3-11	95 118	子育て支援課
人権等相談事業	1-1-09	86 99	人権・文化国際課
人権の花事業	1-1-05	85	人権・文化国際課
人権文化交流センター	2-2-21	112	人権・文化国際課
人権ポスター展・人権カレンダー・人権作文集	1-1-03	85	人権・文化国際課 学校教育推進課
人権擁護委員	1-1-13	86 99	人権・文化国際課
人権擁護啓発事業	1-1-04	85	人権・文化国際課
人権リーダー養成講座	1-1-08	86	人権・文化国際課
新生児聴覚検査事業	1-5-09	102	子ども未来課
進路指導・進路選択支援	1-2-56	92 94 113	学校教育推進課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	1-2-58	92 94 99 113	教育センター
青少年国際交流	1-2-70	93	人権・文化国際課
青少年指導員活動事業	2-3-07	114 120	地域教育課
青少年の健全育成（五月山児童文化センター）	2-2-16	112	地域教育課
青少年の健全育成（水月児童文化センター）	2-2-17	112	地域教育課
セーフティー・キーパー対策事業	1-4-14	98	危機管理課
世代間交流等	3-5-06	121	幼児保育課
専門職員による在園児への療育指導	1-2-09	87	児童発達支援センターやまばと学園
専用電話による相談	1-4-24	99	障がい福祉課
創業支援事業	2-3-03	114	商工振興課
送迎保育ステーション事業	2-1-17	109	幼児保育課

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
相談体制の充実	1-5-20	103	教育センター

た行

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
待機児童解消保育事業	2-1-18	109	幼児保育課
ダイバーシティセンター	2-2-20	112	人権・文化国際課
多機関協働会議	2-3-08	115	高齢・福祉総務課
多様な集団活動利用支援給付事業	3-1-04	117	幼児保育課
多様な就労形態導入への意識啓発	3-3-04	119	商工振興課
男女共同参画啓発事業	3-4-03	120	人権・文化国際課
地域開放、所（園）庭開放	2-1-07	108	幼児保育課
地域交流・園開放（あそびの広場）	2-1-10	108	教育政策課（幼稚園）
地域子育て支援拠点事業	2-1-01	107	子育て支援課
地域就労支援事業	1-3-16	96 114 118 119	商工振興課
地域住民による子育て支援の推進	1-4-09	98 120	子育て支援課
地域生活支援給付事業	1-2-31	89	障がい福祉課
中学校指導支援事業	1-4-19	98 113	教育センター
聴覚障がい者等支援事業	1-2-20	88	障がい福祉課
通級による指導の充実	1-2-04	87	教育政策課
D V相談	1-1-11	86	人権・文化国際課
適応指導	2-2-25	113	教育センター
デジタル保護者連絡ツール（学校）	1-7-09	105	教育センター
デジタル保護者連絡ツール（やまばと学園）	1-7-08	105	発達支援課
デジタル保護者連絡ツール（留守家庭児童会）	1-7-10	105	地域教育課
出前講座	1-4-35	100	上下水道部経営企画課
電子施設予約の推進（地域子育て支援拠点）	1-7-01	105	子育て支援課
電子申請の推進（就学就園・就学援助）	1-7-04	105	学務課
電子申請の推進（妊娠・出産・子育て教室）	1-7-03	105	子ども未来課
電子申請の推進（保育）	1-7-02	105	幼児保育課
電子申請の推進（留守家庭児童会）	1-7-05	105	地域教育課

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
電話育児相談	1-5-13	102	子ども未来課
特別支援教育推進（巡回指導及び就学相談）	1-2-01	87	教育政策課
特別支援教育の体制の充実	1-2-02	87	教育政策課
特別児童扶養手当	1-2-23	89	発達支援課
図書館施設見学	1-4-30	100	図書館 石橋図書館
ドメスティック・バイオレンス対策事業	1-1-12	86	人権・文化国際課

な行

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
難聴児補聴器購入等助成事業	1-2-30	89	障がい福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	1-2-41	90 102	子ども未来課
乳児後期健康診査	1-5-10	102	子ども未来課
乳児保育	2-1-15	109	幼児保育課
乳幼児健康診査	1-5-11	102	子ども未来課
乳幼児健康診査等での食育	1-3-09	95 103	子ども未来課
乳幼児歯科事業	1-5-15	102	子ども未来課
妊産婦健康診査	1-5-03	101	子ども未来課
妊娠・出産・子育て応援事業	3-1-01	116	子育て支援課
妊娠・出産支援事業	1-2-44	90 95 101	子ども未来課
認定こども園の充実	2-1-21	110	幼児保育課 各こども園
妊婦のための支援給付	3-1-05	117	子ども未来課

は行

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
二十歳の集い開催事業	1-1-15	86 115	地域教育課
発達支援システム推進事業	1-2-11	88	発達支援課
発達相談	1-2-13	88	発達支援課
パートタイム労働者などの労働条件の整備	3-3-03	119	商工振興課
バリアフリー化推進事業	1-6-03	104	交通道路課
ひとり親家庭医療費助成	1-3-22	96 119	保険医療課
ひとり親家庭相談	1-2-52	91 95 118	子育て支援課

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
ひとり親家庭養育費確保等支援事業	1-3-20	96 118	子育て支援課
ひまわり親子教室	1-2-15	88	児童発達支援センターやまばと学園
病児・病後児保育	2-1-08	108	幼児保育課
ファミリーサポートセンター運営事業	2-1-06	108	子育て支援課
不育症治療費助成事業	1-5-04	101	子ども未来課
フードドライブ・フードバンクの推進	1-3-10	95	環境政策課 生活福祉課
福祉貸付事業	1-2-51	91 96	生活福祉課
福祉生活相談窓口	1-2-62	92 115	生活福祉課
ふくまる教志塾	2-2-05	110	教育政策課
ふたご・みつごのびのび	2-1-05	108	子育て支援課
フルーツバスケット	1-2-66	93 108	子育て支援課
部活動の地域移行	2-2-11	111	社会教育課 学校教育推進課
文化教養講座事業	2-3-10	115 121	中央公民館
分娩プロジェクト（はぐくみはばたけいけだBaby）	1-5-07	101	市立池田病院医事課
保育士確保事業	2-1-13	109	幼児保育課
保育所（等）食育推進事業	1-5-22	103	幼児保育課
保育所等の利用調整及び量の確保	2-1-14	109	子ども・若者政策課 幼児保育課
保育所等保育内容の充実	2-1-11	109	幼児保育課
保育所・幼稚園等児童エンゼル補助金交付事業	3-1-02	116	幼児保育課
保育所、幼稚園等の所属集団、発達支援課、やまばと学園等との連携	1-2-16	88	子ども未来課
放課後等デイサービス事業	2-2-22	113	発達支援課
防火防災意識啓発	1-4-06	97	消防本部予防課
防災教育の推進	1-4-08	97	消防署
防災訓練の実施	1-4-15	98	危機管理課
防災対策の推進	1-4-16	98	危機管理課
放置自転車等対策事業（池田・石橋阪大前駅周辺）	1-4-04	97	交通道路課
防犯委員会補助事業	1-4-13	98	危機管理課
防犯教室	1-4-05	97	幼児保育課
保険給付事業（国民健康保険・出産育児一時金の支給）	3-1-06	117	国保・年金課

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
保健体育や保健指導の充実	1-5-18	103	学校教育推進課
母子健康手帳交付	1-5-01	101	子ども未来課
母子生活支援施設入所事業	1-3-05	94 118	子育て支援課
母子・父子住宅	1-3-07	95 104 118	子育て支援課（都市政策課）
母子・父子自立支援プログラム策定	1-3-14	96 118	子育て支援課
母子保健地区担当保健師活動	1-2-43	90 95	子ども未来課
保幼小交流	2-1-24	110	学校教育推進課 幼児保育課 教育政策課
ボランティア教育の推進	2-2-08	111	学校教育推進課

ま行

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
窓口へのタブレット設置（保育）	1-7-12	105	幼児保育課
未熟児養育医療給付事業	3-1-08	117	保険医療課
民生委員・児童委員	1-2-61	92 114	高齢・福祉総務課

や行

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
約束クリニック（経過観察健診）	1-5-12	102	子ども未来課
やまばと学園・古江保育所の一体的整備	1-2-14	88 109	発達支援課 幼児保育課
ヤングケアラー意識啓発	1-2-55	92	子ども未来課
ヤングケアラー専門相談支援員の配置	1-2-54	91	子ども未来課
ヤングケアラー専門相談窓口の設置	1-2-53	91	子ども未来課
ヤングケアラーの把握調査	1-2-59	92	教育センター 子ども未来課
豊かな心の教育	2-2-06	110	学校教育推進課
養育支援訪問事業	1-2-42	90 95	子ども未来課
幼児教育サポート事業	2-1-22	110	教育政策課
幼児教育・保育の無償化	1-3-01	94 117	幼児保育課
幼稚園等の預かり保育	2-1-20	109	幼児保育課 学務課
幼稚園保健	1-5-16	102	学務課
幼保交流	2-1-23	110	教育政策課 各幼稚園 幼児保育課
予防接種	1-5-08	102	健康増進課

ら行

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
卵子凍結費用助成事業	1-5-06	101	子ども未来課
離婚後の共同養育の啓発	3-2-01	118	子育て支援課
利用者支援事業（基本型）	1-2-36	90 95 102 107	子育て支援課
利用者支援事業（こども家庭センター型）	1-2-40	90 95 101 108	子ども未来課
利用者支援事業（特定型）〔保育コンシェルジュの拡充〕	2-1-02	107 109	幼児保育課
両親教室	1-5-02	101 120	子ども未来課
留守家庭児童会運営事業	2-2-23	113	地域教育課
歴史民俗資料館の展示見学、出前授業	1-4-31	100	歴史民俗資料館
労働相談	2-3-04	114	商工振興課

わ行

事業名	事業番号	掲載頁	担当課
わかばクラブ	1-2-12	88	発達支援課

こども まんなか

池田市こども計画

令和7(2025)年3月

＜編集・発行＞

池田市子ども・健康部 子ども・若者政策課

〒563-8666 大阪府池田市城南1-1-1

TEL:072-752-1111（代表）

072-754-7004（直通）



池田市